マイセルフ品川プラン策定
検討委員会（第３回）資料

マイセルフ品川プラン
～誰もが自分らしく～
（素案）

男女共同参画のための品川区行動計画（第５次）

（品川区配偶者暴力対策基本計画
品川区女性活躍推進計画（新））

2019（平成 31）年３月

品川区

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして
自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに
日本国憲法と世界人権宣言は
この人類普遍の原理をあらわし
人権の尊重が
国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が
人々の暮らしの中に深く根づき
部落差別をはじめ
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は
人間の理性と良心によって
必ずや解消できることを
我々は確信する

平和で心ゆたかな
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は
『人権尊重都市品川』を宣言し
差別の実態の解消に努め
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを
ここに誓う

１９９３（平成５）年４月２８日

品　川　区

目　次

第１章　計画の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１　計画の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　２　計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　３　区の男女共同参画をとりまく現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　４　区における男女共同参画のこれまでの取組みの方向　・・・・・・・・・・・・・19
　５　計画の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第２章　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
　１　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
　２　基本視点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
　３　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
　４　「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の全体像　・・・・・・・・・28
　５　「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の体系　・・・・・・・・・・30
　６　「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の数値目標　・・・・・・・・32

第３章　課題解決の方向と取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
　基本目標Ⅰ　人権が尊重されるまち しながわの実現　・・・・・・・・・・・・・37
　　現状と課題①　男女平等意識の啓発　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
　　現状と課題②　性の多様性を認めあう社会づくり　・・・・・・・・・・・・・・39
　　現状と課題③　生涯を通じた健康づくりの支援　・・・・・・・・・・・・・・・41
　　現状と課題④　多様な人々が安心して暮らせる環境づくり　・・・・・・・・・・42
　１　男女平等意識の教育と啓発　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
　２　性的（セクシュアル）マイノリティへの理解促進と支援　・・・・・・・・・・48
　３　生涯を通じた健康づくりの支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
　４　共生社会の理解促進と支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

　基本目標Ⅱ　あらゆる暴力の根絶【品川区配偶者暴力対策基本計画】・・・・・・・・57
　　現状と課題①　配偶者等からの暴力の防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・57
　　現状と課題②　セクシュアル・ハラスメントや性暴力等の防止　・・・・・・・・59
　１　配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見　・・・・・・・・・・・・・・・・61
　２　配偶者等からの暴力被害者の立場に立った相談の充実と支援体制の整備・・・・・64
　３　セクシュアル・ハラスメントの防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
　４　性暴力の防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
　５　区の体制整備および関係機関等との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・75

基本目標Ⅲ　女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
【品川区女性活躍推進計画】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
現状と課題①　女性の就業継続、再就職等に向けた取組み　・・・・・・・・・・・・79
現状と課題②　ワーク・ライフ・バランスの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・82
現状と課題③　ワーク・ライフ・バランスに関する企業への働きかけ・・・・・・・84
現状と課題④　子育てや介護に関する支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
１　女性の活躍への支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
２　働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進　・・・・・・・・・・・・・・・92
３　家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進　・・・・・・・・・・・・・・93
４　地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・103

基本目標Ⅳ　男女共同参画のまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
現状と課題①　地域活動における男女共同参画の推進　・・・・・・・・・・・・・・106
現状と課題②　防災分野における女性の参画の促進　・・・・・・・・・・・・・・・108
現状と課題③　政策・方針決定過程への女性の参画の促進　・・・・・・・・・・・109
現状と課題④　男女共同参画センターの機能の充実　・・・・・・・・・・・・・・・111
１　地域活動における男女共同参画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
２　防災・まちづくりにおける男女共同参画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
３　政策・方針等の意思決定における男女共同参画　・・・・・・・・・・・・・・・・117
４　男女共同参画センターの機能の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119

第４章　計画を推進するために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
１　推進・進行管理体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125
２　計画の進行管理方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129

第１章　計画の枠組み

1 計画策定の趣旨

品川区では、「男女共同参画のための品川区行動計画（第４次）」が2009（平成21）年10月に策定され、「行動」、「協働」、「推進」の３つの基本視点に立って、理念の実現と男女共同参画の促進に向けて取り組んできました。また、2011（平成23）年には、「品川区配偶者暴力対策基本計画」を策定し、2015（平成27）年４月には改訂を行い、配偶者暴力対策を体系的かつ総合的に進めてきました。

2018（平成30）年度をもって両計画の計画期間が終了となるため、施策の進捗状況はもとより、この間の「配偶者等からの暴力及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」の一部改定および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定をはじめ、男女共同参画の実態や社会情勢の変化などにより生じた課題を踏まえ、「共生」、「行動」、「協働」、「推進」の４つの基本視点に立って、両計画と「品川区女性活躍推進計画」を一体化した「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」を策定します。なお、本計画の策定にあたっては、品川区の男女平等啓発誌「マイセルフ自分らしく」の名称のように、区民一人ひとりが自分らしく生きる社会をめざし、本計画の総称を「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」とします。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合では、1975（昭和50）年を女性の地位向上のための「国際婦人年」と提唱しました。これを受けて同年開催された「国際婦人年世界会議」（メキシコシティ）では、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択され、続く1976（昭和51）年からの10年を「国連婦人の10年」と位置づけ、国連を中心に男女平等の実現に向けた取組みを展開してきました。

1979（昭和54）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（日本も1985（昭和60）年に批准）が、1993（平成５）年には、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が国連総会で採択され、1995（平成７）年には「北京宣言及び行動綱領」が第４回世界女性会議（北京会議）で採択されました。

「北京宣言及び行動綱領」が採択されてから20年となる2015（平成27）年には、第59回国連婦人の地位委員会（「北京＋20」）が開催されました。同年、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダ

の目標である「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」において、17 の目標のうちの１つとして、「ジェンダー平等を実現しよう」という目標が掲げられています。

近年では、2018（平成 30）年の第 62 回国連女性の地位委員会で「農山漁村女性と女児のジェンダー平等及びエンパワーメント達成のための課題と機会」について議論され、「メディア及び ICT への女性の参加及びアクセス、それがもたらす影響、女性の地位向上及びエンパワーメントの手段としての活用」についてレビューを行いました。

また、世界経済フォーラム（World Economic Forum）は、経済、教育、保健、政治の４分野のデータから各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：ＧＧＩ）を公表しており、2017（平成 29）年には、日本は 144 か国中 114 位となっています。

(2) 国の動き

わが国においても、国際的な流れに対応して、男女共同参画基本計画の策定や女性の活躍や働き方改革に関する取組みに加え、法律の改正・制定などの様々な取組みが進められてきました。

①第４次男女共同参画基本計画の策定

1977（昭和 52）年に最初の「国内行動計画」が策定され、その 10 年後の 1987（昭和 62）年には「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

1996（平成 8）年には「男女共同参画 2000 年プラン」、1999（平成 11）年には「男女共同参画社会基本法」が成立し、2015（平成 27）年には「第４次男女共同参画基本計画」が策定されました。「第４次男女共同参画基本計画」は、政策目的を明確化し効果的な推進を図るため、「Ⅰ　あらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ　安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「Ⅳ　推進体制の整備・強化」という４つの政策領域を設け、取組んでいます。

②「ＤＶ防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」の改正

2013（平成 25）年に改正され、法律婚または事実婚の配偶者（婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む）に加え、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法律が準用されることになりました。

③「ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）」の改正

2013（平成 25）年に改正され、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子

メールを送信する行為を新たに規制対象としたほか、2016（平成 28）年の改正では、インターネット上の付きまといを新たな規制対象に加え、罰則の強化、非親告罪化、禁止命令等の制度の見直しなどを行いました。

④「リベンジポルノ被害防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）」の制定

2014（平成 26）年には、私的に撮影された性的な画像等を、撮影対象者の同意なくインターネットなどに公表する行為を規制する等の内容からなる「リベンジポルノ被害防止法」が制定されました。

⑤「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」の制定

女性の活躍の推進については、2014（平成 26）年３月に「輝く女性応援会議」が設置されてから、同年 10 月には「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。そして、2015（平成 27）年には、「女性活躍加速のための重点方針 2015」が策定され、自らの意思によって職業生活を営み又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されて職業生活において活躍することを目指し、「女性活躍推進法」が 10 年間、2026 年３月までの時限立法として制定されました。国・地方公共団体および従業員数が 301 人以上の民間事業主に女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、事業主行動計画の策定などを義務付けています。なお、従業員数が 300 人以下の民間事業主は努力義務です。

⑥「働き方改革実行計画」の策定

働き方改革については、2016（平成 28）年には、「働き方改革実現会議」が設置され、時間外労働の上限規制のあり方等をはじめとした内容が議論され、2017（平成 29）年には、「働き方改革実行計画」が策定されました。「働き方改革実行計画」では、「長時間労働の是正」、「非正規雇用の処遇改善」、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」などの９つの分野について方向性が示されています。

⑦「男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）」の改正

2017（平成 29）年に改正され、出産・妊娠を理由とする不利益取り扱いの禁止や上司や同僚からの妊娠・出産等に関する嫌がらせの防止措置を講ずることを義務付けました。

⑧「育児・介護休業法（育児休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）」の改正

2017（平成 29）年に改正され、育児休業などの対象となる子の範囲が拡大されるとともに、介護休業の分割取得、介護休暇・子の看護休暇の半日単位の取得ができるようになりました。また、事業主に対し、育児休業などを理由とする上司や同僚からの嫌がらせの防止措置を講ずることを義務付けました。さらに同年 10 月の改正では、子が１歳６か月以降も保育園に入れない場合は、育児休業期間を最長２歳まで再延長ができるようになるなどの内容が盛り込まれました。

⑨「刑法」の改正

2017（平成 29）年には、刑法の性犯罪規定が改正され、女性に限定されていた被害者に男性も含めるとともに、強姦罪を強制性交等罪へと名称を変更、非親告罪化、法定刑の引き上げなどが行われました。

⑩「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定

2018（平成 30）年には、政治分野における男女共同参画の推進のため、国政・地方自治体議会の選挙において男女の候補者数ができる限り均等となることを目指した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

(3) 東京都の動き

東京都では、すべての都民が、性別にかかわりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、2000（平成 12）年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、施策を推進しています。

女性活躍の推進については、2016（平成 28）年に全国の自治体の中で初めて「東京都女性活躍推進白書」を策定しました。

行動計画については、1978（昭和 53）年に「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定以降、改定を重ねており、2017（平成 29）年に「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」の２計画から構成される「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。男女平等参画社会の実現に向けて、「東京都男女平等参画推進総合計画」においては、「働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進」、「働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現」、「地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大」、「男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」を中心に取組んでいます。

(4) 品川区の動き

①男女共同参画のための品川区行動計画の改定（第１次～第４次）

品川区では、1981（昭和 56）年に「婦人問題解決と婦人の社会的地位向上のための品川区行動計画」を策定してから、1991（平成３）年には「男女共同参画社会をめざす第２次品川区行動計画ーしながわ女性計画ー」、2001（平成 13）年には「男女共同参画社会をめざす第３次行動計画品川プラン」、2009（平成 21）年には「男女共同参画のための品川区行動計画（第４次）」へと改定を重ねてきました。「男女共同参画のための品川区行動計画（第４次）」は、基本理念を「区民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、能力と個性を発揮できる男女共同参画社会の実現」とし、重点的に取り組む施策を「配偶者からの暴力の防止と被害者支援をめざす取組み」と「仕事と生活の調和した社会をめざす取組み」としています。その内の配偶者暴力対策については、体系的かつ総合的に進めるために、2011（平成 23）年に「品川区配偶者暴力対策基本計画」を策定し、2015（平成 27）年には「品川区配偶者暴力対策基本計画（改訂版）」を策定しました。

②品川区行動計画推進会議による計画の推進（第１期～第 16 期）

行動計画の推進にあたっては、1979（昭和 54）年に設置された「品川区婦人問題会議」を前身とし、学識経験者や公募区民などにより構成する「品川区行動計画推進会議」が 1981（昭和 56）年に設置されました。これまで「品川区行動計画推進会議」は、1981（昭和 56）～2003（平成 15）年の第１期～第 10 期に、行動計画に沿った課題に関する報告書を提出し、2005（平成 17）～2017（平成 29）年の第 11 期～第 16 期に、諮問を受けた事項について答申を提出してきました。直近の第 16 期には、男女共同参画のさらなる推進に向け、「男性も女性も輝く社会を実現するために、地域社会では何をすべきか（課題と環境づくり）」について答申を提出しています。

③男女共同参画センターにおける取組み

男女共同参画を推進する拠点としては、1989（平成元）年に「品川区婦人センター」を開設しました。その後、1992（平成４）年には「品川区女性センター」に、2001（平成 13）年には「男女共同参画センター」に改称しています。また、男女平等啓発誌としては、1985（昭和 60）年から「しながわの女性」、1990（平成２年）から「品川区婦人センターだより」を経て 1999（平成 11）年から「マイセルフ　自分らしく」を発行しています。これまで品川区では、男女共同参画センターを拠点に、男女共同参画に関する講座やフォーラムの開催など男女共同参画の推進に向けて取り組んでいます。

3 区の男女共同参画をとりまく現状

(1) 人口・世帯

①年齢３区分別人口

品川区の人口は、年々増加傾向にあり、2018（平成 30）年には 387,622 人となっています。年齢３区分別の人口構成をみると、老年人口（65 歳以上）は、2003（平成 15)年の 18.2%から 2018(平成 30)年には 21.0%と 2.8 ポイント増加しています。年少人口（0～１４歳）の割合は、2003（平成 15）年以降、増加傾向にあります。

■ 年齢3区分別人口構成(品川区) ■

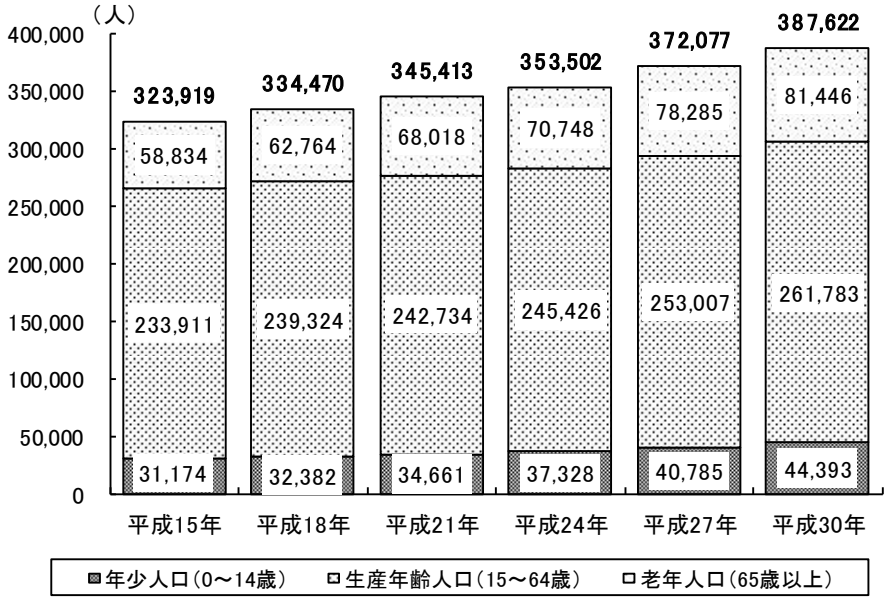

資料:住民基本台帳人口(各年1月１日現在)

■ 年齢3区分別人口構成比(品川区) ■

（%）

	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
年少人口(0～14歳)	9.6	10.0	10.0	10.6	11.0	11.5
生産年齢人口(15～64歳)	72.2	73.9	70.3	69.4	68.0	67.5
老年人口(65歳以上)	18.2	19.4	19.7	20.0	21.0	21.0

資料:住民基本台帳人口(各年1月１日現在)

②合計特殊出生率

品川区の合計特殊出生率（1人の女性が一生に生む子どもの数）は、2007（平成19）年以降、2014（平成26）年まで1.0～1.1前後で推移しています。2016（平成28）年には、1.25と増加していますが、全国の平均を下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移（全国、東京都、品川区）■

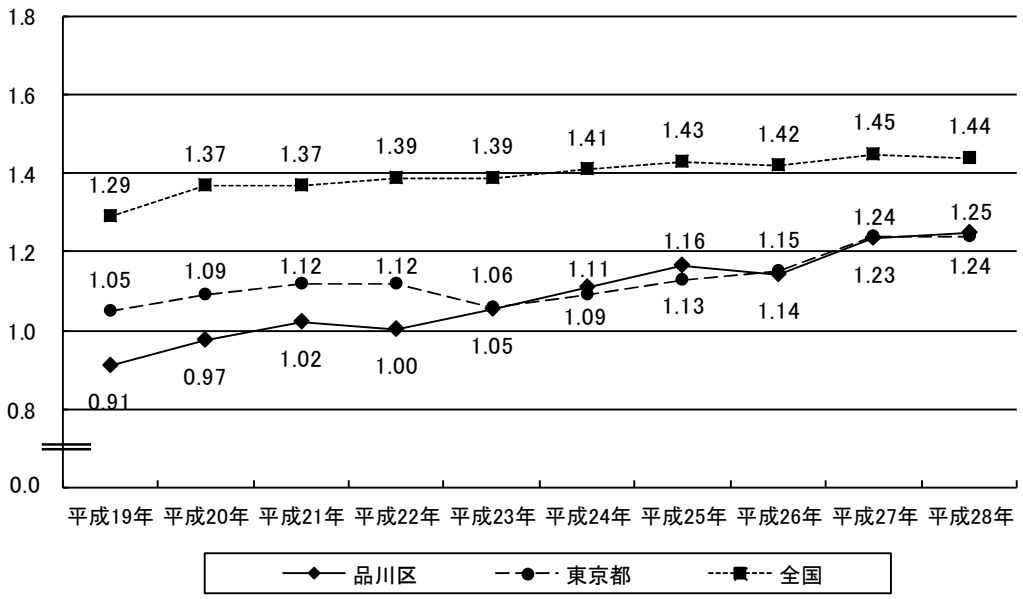

資料：人口動態統計

(2) 世帯数および世帯人員

品川区では、年々、世帯数は増加しており、2018（平成30）年には215,574世帯になっています。1世帯あたりの人員は2003(平成15)年以降減少傾向にありますが、概ね1.8人台を推移しています。

■ 世帯数および世帯人員（品川区） ■

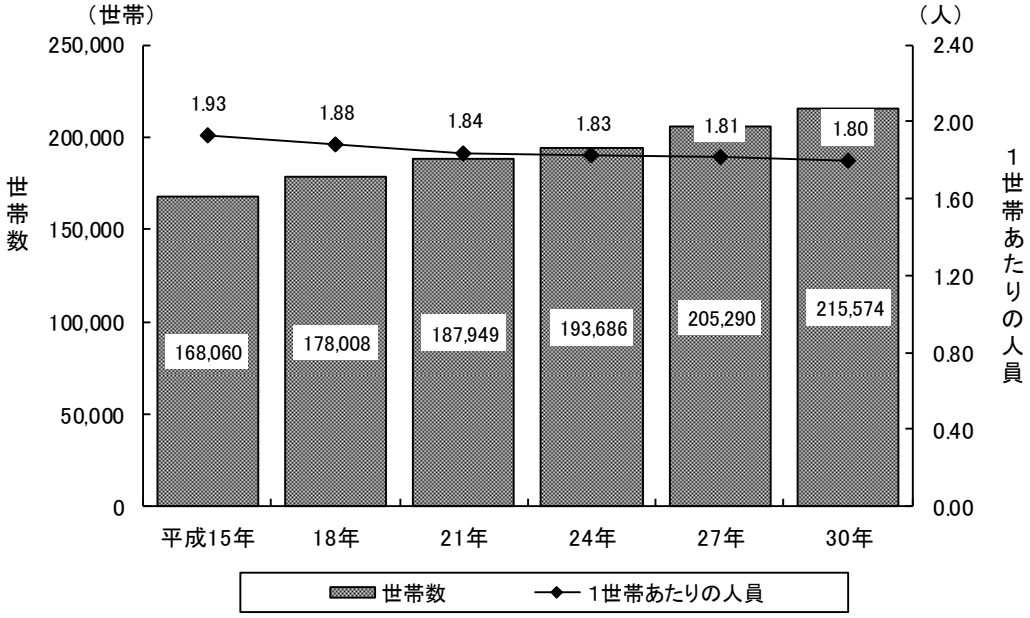

資料：住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

(3) 母子世帯・父子世帯

品川区の母子世帯と父子世帯の合計世帯数は、増加傾向にあります。母子世帯数をみると、2005（平成 17）年から 2015（平成 27）年にかけて 477 世帯増え、2015（平成 27）年には 2,000 世帯を超えています。父子世帯数は増減していますが、200 世帯以上となっています。

■ 母子世帯･父子世帯数（品川区） ■

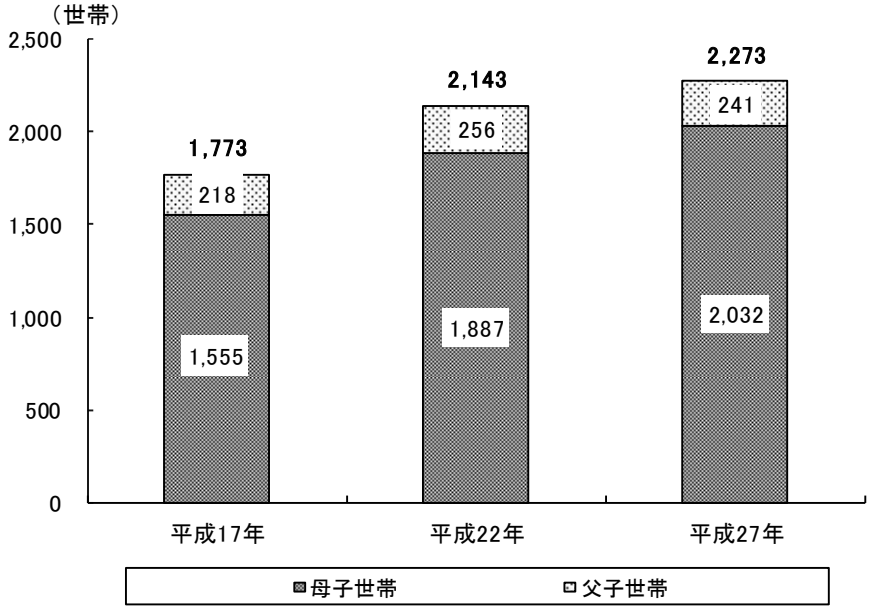

資料：国勢調査（平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年）

※ 平成 22 年、平成 27 年は、「他の世帯員がいる世帯を含む」世帯数

※ 母子世帯は、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯
父子世帯は、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯

(4) 女性の労働力率

品川区の 2015（平成 27）年の女性の労働力率を年齢階級別に全国、東京都と比較すると、全国や東京都よりも品川区の女性の労働力率は 25 歳以上で高くなっています。また、2010（平成 22）年と 2015（平成 27）年の品川区の女性の労働力率をみると、15～19 歳と 85 歳以上を除いたすべての年齢階級で 2010(平成 22)年よりも 2015（平成 27）年のほうが女性の労働力率は高くなっています。

■ 年齢階級別労働力率の推移（品川区、東京都、全国） ■

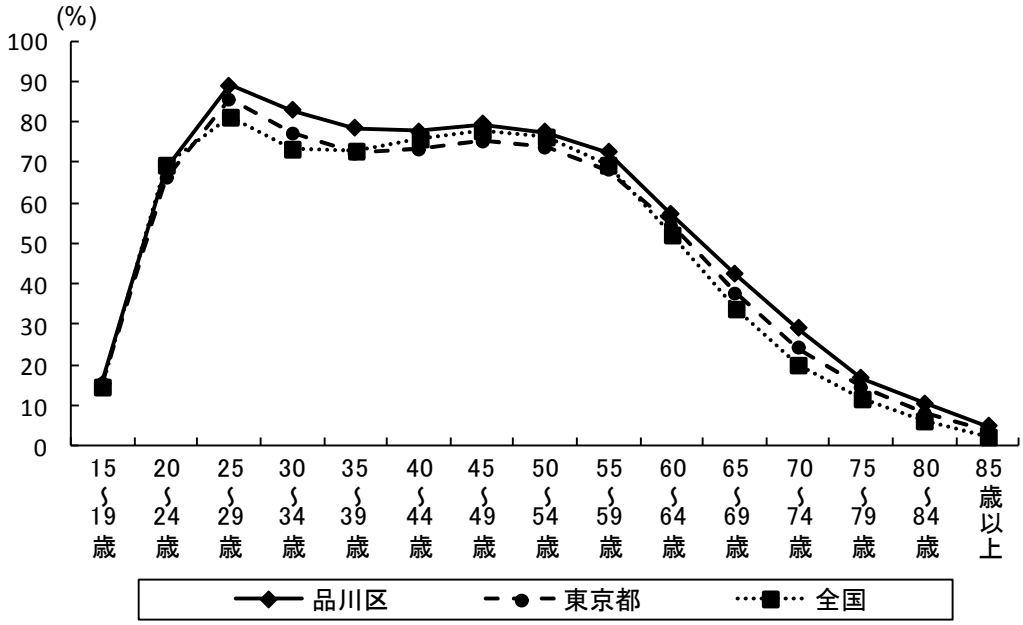

	品川区	東京都	全国
15～19歳	15.5	15.3	14.7
20～24歳	68.7	66.0	69.5
25～29歳	89.2	85.5	81.4
30～34歳	82.9	77.2	73.5
35～39歳	78.5	72.4	72.7
40～44歳	77.6	73.4	76.0
45～49歳	79.5	75.2	77.9
50～54歳	77.4	73.9	76.2
55～59歳	72.6	68.1	69.4
60～64歳	57.3	54.4	52.1
65～69歳	42.6	37.7	33.8
70～74歳	29.2	24.2	19.9
75～79歳	16.8	14.5	11.6
80～84歳	10.7	8.2	6.2
85歳以上	4.9	4.0	2.5

資料：国勢調査（平成 27 年）

※ 労働力率は、15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口（就業者+完全失業者）

■ 年齢階級別労働力率の推移（品川区） ■

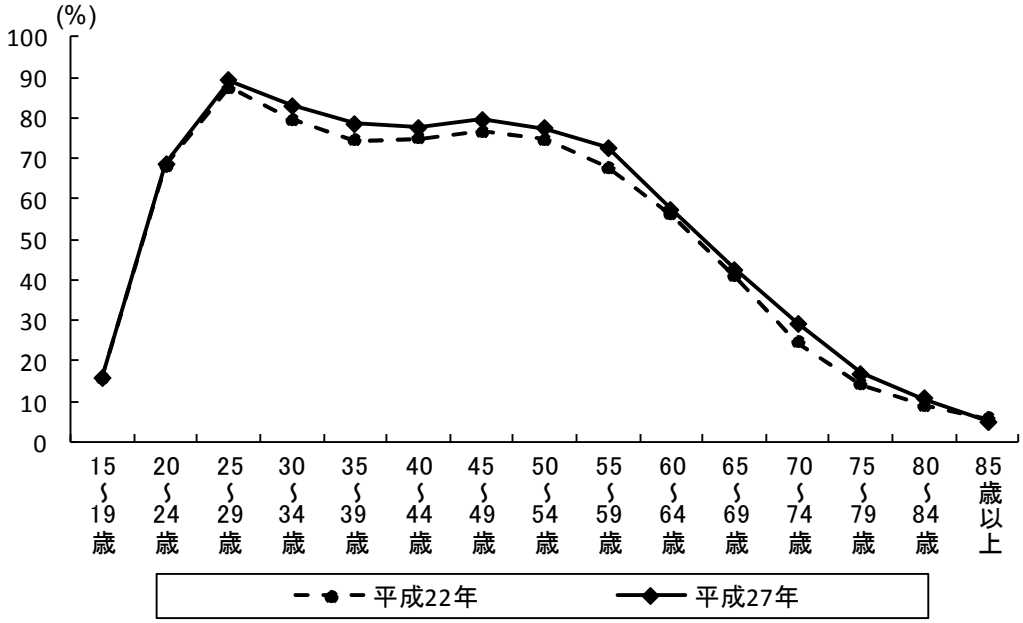

	2010（平成22）年	2015（平成27）年
15～19歳	15.5	15.5
20～24歳	68.2	68.7
25～29歳	87.5	89.2
30～34歳	79.6	82.9
35～39歳	74.4	78.5
40～44歳	74.9	77.6
45～49歳	76.6	79.5
50～54歳	74.7	77.4
55～59歳	67.6	72.6
60～64歳	56.0	57.3
65～69歳	40.7	42.6
70～74歳	24.4	29.2
75～79歳	14.0	16.8
80～84歳	9.0	10.7
85歳以上	5.7	4.9

資料：国勢調査（平成 22 年、平成 27 年）

(5) 就業者の状況

品川区に常住している人の従業地をみると、男女ともに「東京 23 区（品川区以外）」が 50%弱であり、「品川区内」の割合は男性で 29.5%、女性で 36.1%となっています。

品川区で従業している人の常住地をみると、男性は「東京都 23 区以外（56.6%）」が 50%を超えており、「品川区内」は 13.5%にとどまっています。女性は「東京都 23 区以外（35.7%）」、「東京 23 区（品川区以外）（31.6%）」がいずれも 30%台であり、「品川区内」は 26.0%となっています。

■ 品川区に常住する就業者の従業地 ■

男：100,443人

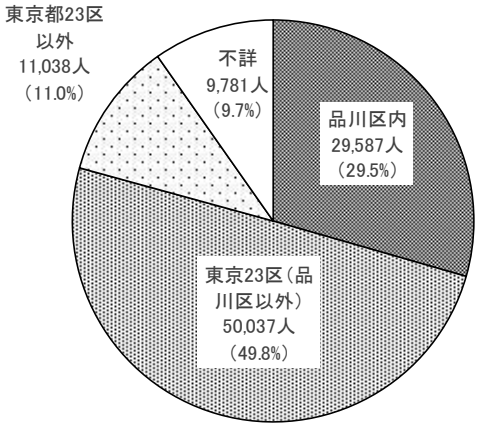

女：82,323人

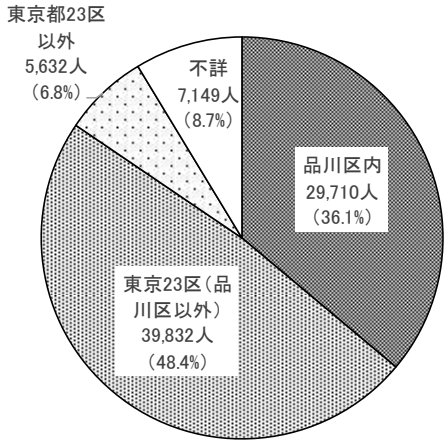

資料：国勢調査（平成 27 年）

■ 品川区に従業する就業者の常住地 ■

男：218,429人

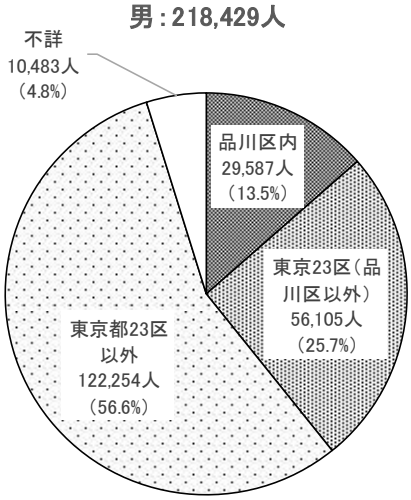

女：114,242人

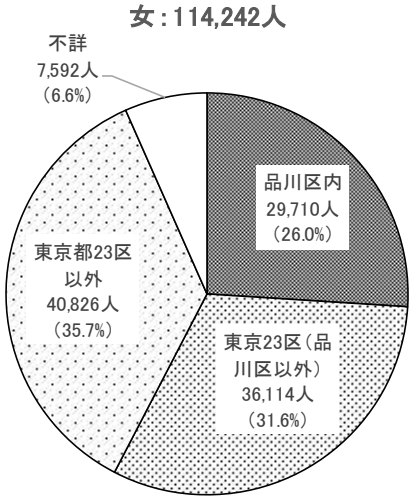

資料：国勢調査（平成 27 年）

(6) 区内事業所の状況

経済センサス基礎調査（平成 26 年 7 月 1 日）によると、品川区内の事業所数は 21,609 事業所であり、産業大分類別にみると、「卸売・小売業（22.6%）」が最も多く、「宿泊業、飲食サービス業（15.1%）」、「不動産業、物品賃貸業（12.2%）」が続いています。

また、品川区内の事業所で働く従業者数は 412,700 人であり、産業大分類別にみると、「卸売・小売業（21.1%）」が最も多く、「情報通信業（18.1%）」、「サービス業（他に分類されないもの）（9.1%）」、「製造業（8.9%）」が続いています。

■ 品川区内の事業所数･従業者数（産業大分類別） ■

	事業所数		従業者数	
	事業所	割合	人	割合
農業･林業	7	0.0%	35	0.0%
漁業	1	0.0%	4	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0%	4	0.0%
建設業	1,192	5.5%	19,676	4.8%
製造業	1,785	8.3%	36,558	8.9%
電気･ガス･熱供給･水道業	20	0.1%	867	0.2%
情報通信業	824	3.8%	74,558	18.1%
運輸業、郵便業	602	2.8%	25,918	6.3%
卸売･小売業	4,876	22.6%	87,184	21.1%
金融業･保険業	359	1.7%	9,353	2.3%
不動産業、物品賃貸業	2,632	12.2%	12,061	2.9%
学術研究、専門･技術サービス業	1,143	5.3%	24,368	5.9%
宿泊業、飲食サービス業	3,253	15.1%	27,560	6.7%
生活関連サービス業、娯楽業	1,456	6.7%	17,804	4.3%
教育、学習支援業	531	2.5%	13,187	3.2%
医療、福祉	1,508	7.0%	21,081	5.1%
複合サービス業	52	0.2%	921	0.2%
サービス業（他に分類されないもの）	1,316	6.1%	37,544	9.1%
公務（他に分類されるものを除く）	51	0.2%	4,017	1.0%
総数	21,609	100.0%	412,700	100.0%

資料：経済センサス－基礎調査（平成 26 年7月1日）

(7) 配偶者暴力の相談等の現状

① 相談件数の推移

品川区の配偶者暴力の相談件数は、2012（平成 24）年度が 276 件で最も多く、2017（平成 29）年度には 181 件となっています。

■ 配偶者暴力の相談件数の推移（品川区） ■

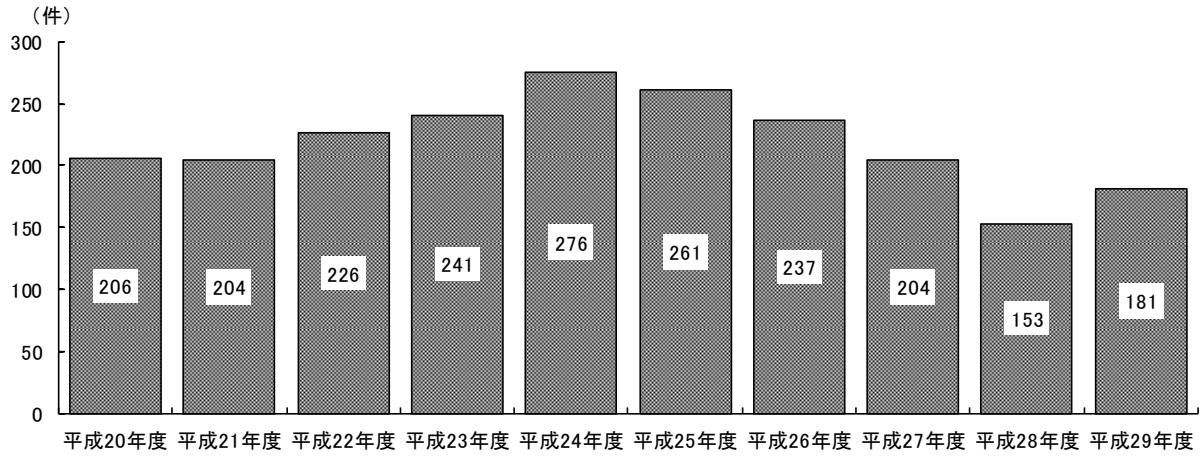

資料：品川区

② 相談件数の内訳

◆被害者の性別

被害者の性別は、2017（平成 29）年度は「女性」が 95.0%、「男性」が 5.0%となっており、2009（平成 21）年度、2013（平成 25）年度と比べ、男性の割合がわずかに高くなっています。

■ 配偶者暴力の被害者の性別（品川区） ■

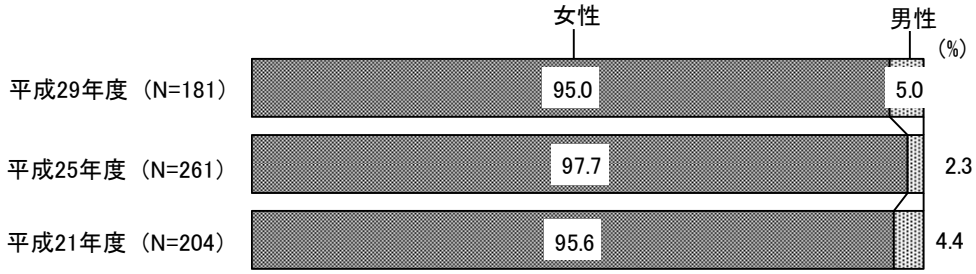

資料：品川区

◆被害者の年代

被害者の年代は、2017（平成 29）年度は「30 代（35.4%）」が最も多く、「40 代（29.8%）」が続いています。2009（平成 21）年度、2013（平成 25）年度と比べると、30 代、40 代の割合が高くなっています。

■ 配偶者暴力の被害者の年代（品川区） ■

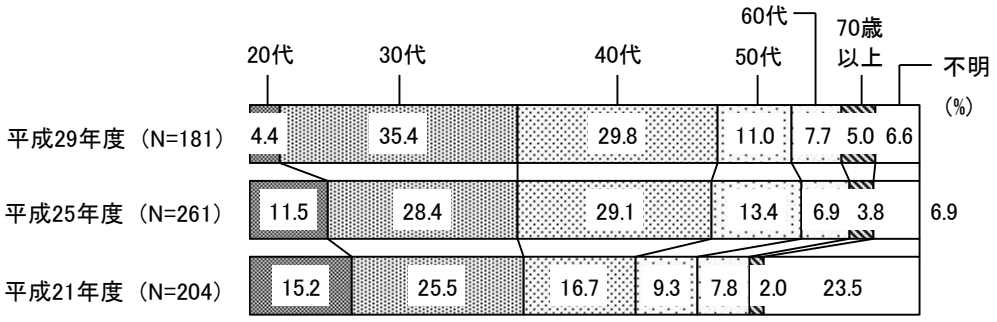

資料：品川区

◆暴力の形態

暴力の形態は、2017（平成 29）年度は「精神的（79.6%）」が約８割で最も多くなっています。2009（平成 21）年度、2013（平成 25）年度と比べると、暴力の形態は順位の入れ替わりはあるものの、「精神的」と「身体的」な暴力を受けている傾向は変わりありません。

■ 配偶者暴力の形態（複数回答）（品川区） ■

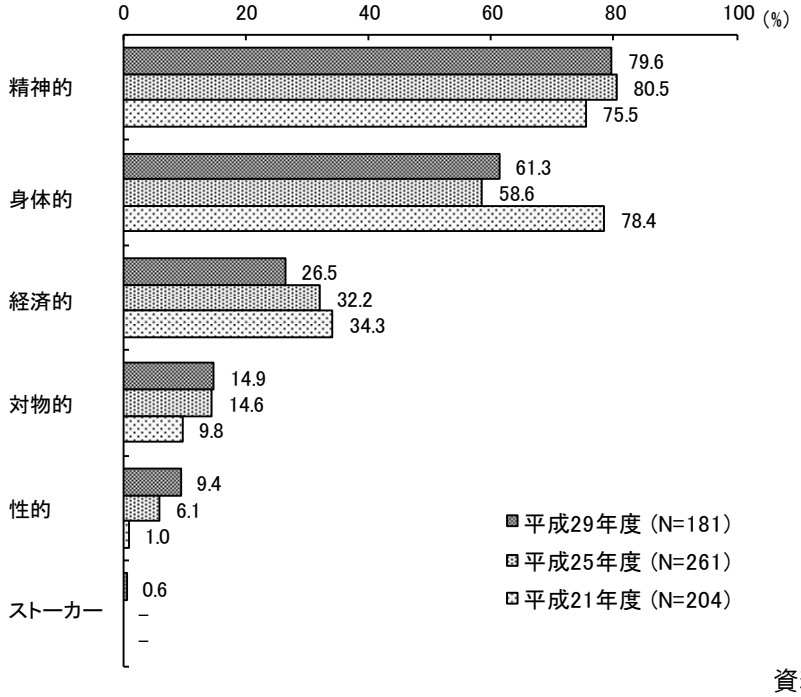

資料：品川区

※　平成 25 年度、平成 21 年度には、「ストーカー」については、取っていない。

◆被害者と加害者の関係

被害者と加害者の関係は、2017（平成 29）年度は「夫」が 87.8%となっており、「元夫」と「妻」が 4.4%、「内縁夫」が 1.7%と続いています。2009（平成 21）年度、2013（平成 25）年度と比べると、「夫」からの暴力が最も多いことに変わりありません。

■ 配偶者暴力の加害者（品川区） ■

		夫	妻	元夫	元妻	内縁夫	内縁妻	恋人	元恋人	計
平成29年度	件数	159	8	8	1	3	0	2	0	181
	割合（%）	87.8	4.4	4.4	0.6	1.7	0.0	1.1	0.0	100.0
平成25年度	件数	224	5	4	0	16	0	5	7	261
	割合（%）	85.8	1.9	1.5	0.0	6.1	0.0	1.9	2.7	100.0
平成21年度	件数	167	4	6	0	15	2	6	4	204
	割合（%）	81.9	2.0	2.9	0.0	7.4	1.0	2.9	2.0	100.0

資料：品川区

◆子どもの有無

未成年の子どもがいる被害者の割合は、2017（平成 29）年度は約7割となっています。2013（平成 25）年度と比べると、未成年の子どもがいる割合が 10 ポイント程度高くなっています。

■ 被害者の子どもの有無（品川区） ■

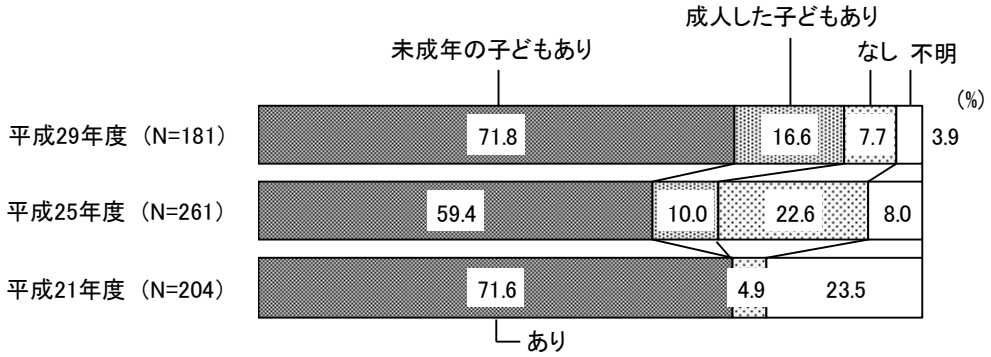

資料：品川区

※平成 21 年度の「あり」では、子どもの年齢別（未成年・成人）統計は取っていないため不明。

4 区における男女共同参画のこれまでの取組みの方向

品川区では、男女共同参画のための品川区行動計画（第４次）や配偶者暴力対策基本計画（改訂版）に基づき、次のように取り組んで来ました。

(1) 人権が尊重されるまち　しながわの実現

「人権尊重都市品川宣言」の普及のため人権啓発講座の開催や男女平等啓発誌「マイセルフ」の発行などに取り組んでいます。また、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図るために、教育の果たす役割が重要であるとの認識に立って、人権教育を推進しています。

(2) あらゆる暴力の根絶

男女共同参画センターにおいては、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等に関する相談事業を実施しています。また、ＤＶ防止に向けた講座の開催に加え、ＤＶ、デートＤＶ防止に向けた啓発パンフレット、パネル等を作成するとともに、配布や掲示等を通し情報提供を行っています。

(3) 女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和を推進する事業を区民や事業所に対して実施しており、大企業のみならず、中小企業に向けた事業を実施しています。また、女性の活躍を推進するために、講座の開催、就業体験を含んだ再就職支援、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援、介護者への支援等を行っています。

(4) 男女共同参画のまちづくりの推進

これまで誰もが地域活動に参画しやすいよう、社会参加や仲間づくりに向けた講座の実施や地域における子育てボランティアの育成、地域での子育てや介護の支援体制の整備などを行ってきました。また、防災分野においては、避難行動要支援者を対象とする支援体制の構築に向けて取り組んでいます。

5 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

① 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第９条ならびに第 14 条第３項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
② 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」です。
③ 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第６条第２項に基づく「市町村推進計画」です。
④ 本計画は、「品川区基本構想」、「品川区長期基本計画」および関連する計画との整合性をもった計画です。
⑤ 本計画は、男女共同参画社会をめざす第１次から第４次の行動計画を継承した第５次行動計画であり、配偶者暴力対策基本計画と女性活躍推進計画を包含した計画です。
⑥ 本計画は、第 13～16 期品川区行動計画推進会議の報告を踏まえ策定した計画です。
⑦ 本計画の防災に関する内容は、特に第 14 期品川区行動計画推進会議「女性の力を生かした地域防災力の向上について」の報告を踏まえています。

■ 計画の位置づけ ■

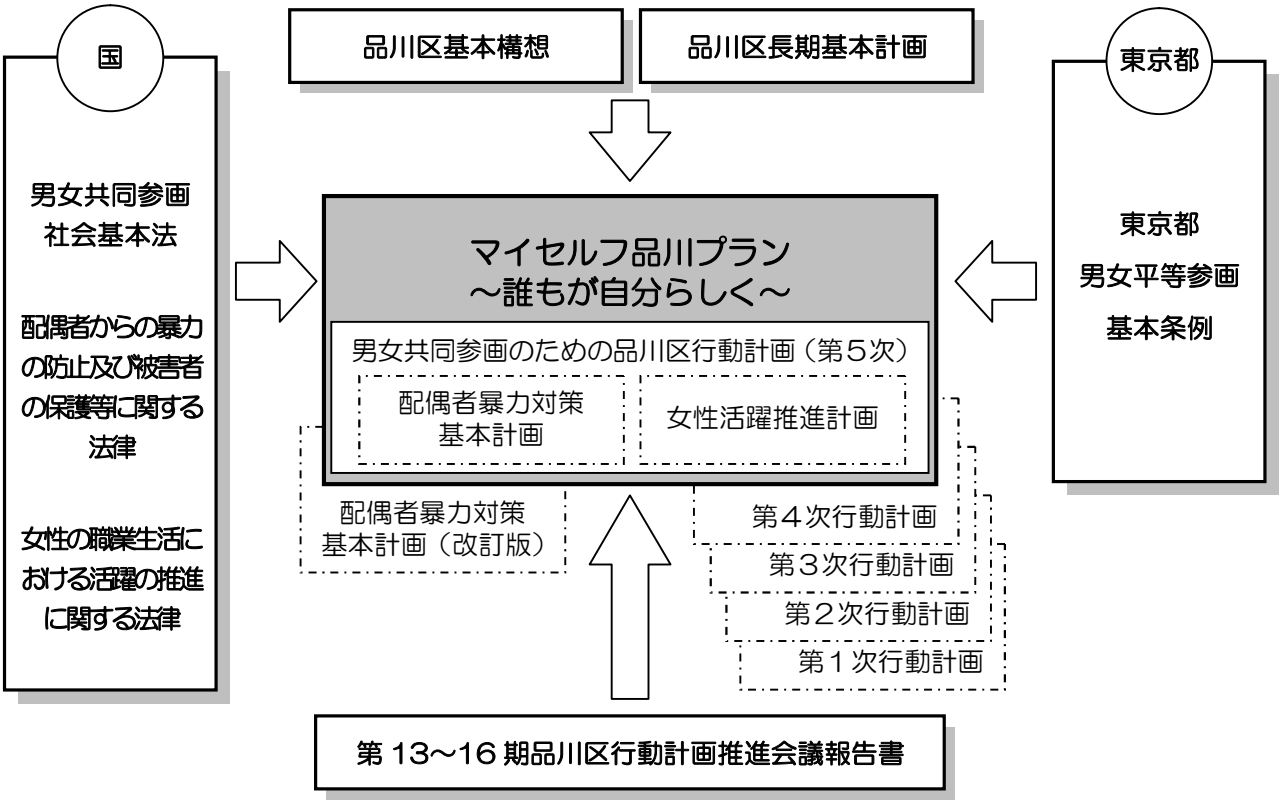

(2) 計画の期間

計画の期間は、2019（平成31）年度から2028年度までの10年間です。計画は、概ね5年後に見直しを行います。

■ 計画の期間 ■

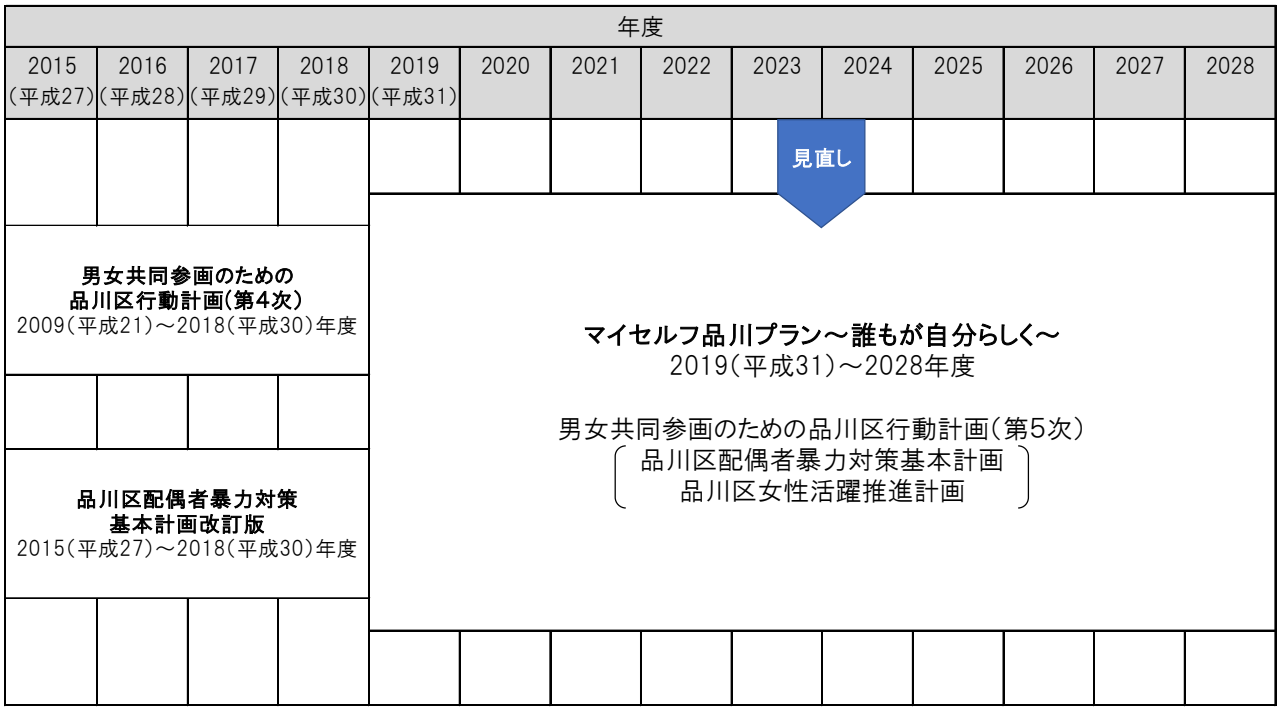

(3) 計画の策定体制

①マイセルフ品川プラン策定検討委員会

学識経験者や公募委員から構成された「マイセルフ品川プラン策定検討委員会」において本計画を検討しました。

②品川区行動計画推進会議

学識経験者や公募委員から構成された「品川区行動計画推進会議」より報告のあった提言を踏まえて本計画を策定しました。

③区民意識調査、区内事業所状況調査の実施

区民や事業所、関係機関の男女共同参画等に関する意識・実態を把握するとともに、区の施策に対する要望等を総合的に把握するための「男女共同参画等に関する区民意識・事業所状況調査」を実施しました。

調査名	区民意識調査	区内事業所状況調査
調査対象	品川区内在住の満 18 歳以上 80 歳未満の区民 2,000 人 （住民基本台帳より層化二段無作為抽出法）	品川区内に単独事業所または本社、本店がある事業所 1,000 事業所 （経済センサスのリストより産業分類・従業者規模別に従業者数の占める割合で割付し無作為抽出）
調査方法	郵送配布・郵送回答法 （督促礼状1回送付）	郵送配布・郵送回答法 （督促礼状1回送付）
調査時期	平成 29 年 11 月 10 日（金）～11 月 27 日（月）	平成 29 年 11 月 10 日（金）～11 月 27 日（月）
有効回収数	842（42.1%）	250（25.0%）
調査項目	基本属性、男女平等・男女共同参画に関する意識、家事・子育て・介護、教育・啓発、ワーク・ライフ・バランス、人権、性的（セクシュアル）マイノリティ、配偶者暴力・デートDV、区の施策、防災	事業所概要、女性の登用・雇用、ハラスメント対策、多様な働き方、ワーク・ライフ・バランスの取組み、性的（セクシュアル）マイノリティへの配慮、独自の取組み、男女共同参画に関する制度、区の施策など

④パブリックコメント

計画策定にあたり、パブリックコメントを実施します。

第２章　基本的考え方

1 基本理念

本計画は、区民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に対等に参画できる、男女共同参画社会の実現を目的として策定するものです。

区民一人ひとりが、性別や国籍、人種、文化などの様々な違いにとらわれず、多様な生き方を互いに尊重しあい、自分らしい生き方とライフスタイルをめざすことが、最も重要な視点になると考えます。

また、少子・高齢社会が進むなかで、互いに支えあう地域社会をつくるためには、区民、町会・自治会、企業、NPO・ボランティア団体、区などがそれぞれに主体性を発揮し、連携・協力していくことも大切です。

本計画では、家庭、地域、職場、学校のすみずみにまで男女共同参画の視点を浸透させ、これにより、多様な状況にある区民が性別にかかわらず、能力と個性を発揮して互いに支えあう地域社会をつくることを基本理念として定めます。

■ 基本理念 ■

区民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、
多様な生き方に配慮しつつ、責任を分かち合い、
能力と個性を発揮して、誰もが自分らしく、
いきいきと安心して暮らせる男女共同参画社会の実現

2 基本視点

品川区では、基本理念を実現していくために、次の４つの基本視点に立って本計画を推進していきます。

◆共生

区は、区民一人ひとりが、性別、国籍、人種、文化などの様々な違いを互いに尊重し、認め合いながら、多様な人びとが共生できるような環境づくりに取り組んでいきます。

◆行動

区民一人ひとりが、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる場面において男女共同参画の理念に基づき、意識や慣行を見直し、男女共同参画社会の実現に向けて行動します。

◆協働

男女共同参画の施策の実施にあたっては、区と区民、企業、NPO・ボランティア団体などがそれぞれ主体となって、協働していきます。

◆推進

行動計画の推進にあたっては、進捗状況の調査とその評価を実施しながら推進します。

■ 基本視点 ■

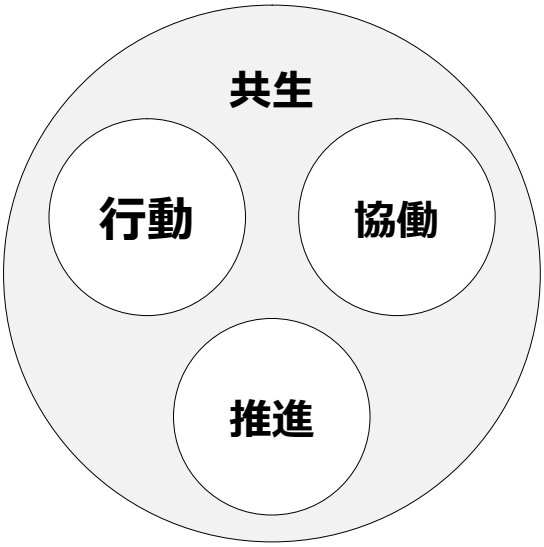

3 基本目標

(1) 人権が尊重されるまち　しながわの実現

男女が互いにその人権を尊重し、多様性を認め合い、性別にとらわれることなく対等な立場で能力と個性を発揮することは、男女共同参画社会の実現に向けた重要な目標です。区民生活のあらゆる場面で従来の慣行を見直し、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方ができる社会をめざした意識啓発や情報提供等を行います。

(2) あらゆる暴力の根絶

配偶者暴力やストーカー行為、性暴力等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。被害を未然に防ぐためには、配偶者暴力やストーカー行為等の防止に向けた普及啓発、早期発見が重要であり、被害者の支援にあたっては、相談から保護、自立まで、被害者一人ひとりの状況に応じた切れ目のない総合的な支援を行うことが求められています。あらゆる暴力は人権侵害であるという認識に立ち、なかでも女性に対する暴力を根絶するための施策を充実します。

(3) 女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、男女がともに、仕事と家庭、地域、余暇や自己啓発など様々な分野においてバランスよく活動できることが重要です。働きたい女性が社会的なキャリアを育みつつ、働きつづけられるように、子育てや介護などの支援を充実するとともに、とくに男性が従来の仕事中心のライフスタイルから、仕事、家庭生活、地域生活等のバランスがとれたライフスタイルへの転換が図れるように、事業者とも協働して施策を推進していきます。

(4) 男女共同参画のまちづくりの推進

男女共同参画社会の実現に向けては、地域活動や防災などの様々な分野において男女がともに参画し、多様な視点が反映されたまちづくりが重要です。地域活動や防災分野を含め、政策や方針の決定過程に女性が今まで以上に参画できるようなしくみづくりを進めるとともに、人材の育成と発掘などを積極的に行います。

4 「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の全体像

男女共同参画のための第４次品川区行動計画

品川区長期基本計画

配偶者暴力対策基本計画（改訂版）

品川区行動計画推進会議からの報告書

計画の枠組み

1. 計画の趣旨
2. 計画策定の背景
3. 区の男女共同参画をとりまく現状
4. 品川区における取組みの方向
5. 計画の概要

基本的考え方

＜基本理念＞

区民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、
多様な生き方に配慮しつつ、責任を分かち合い、
能力と個性を発揮して、誰もが自分らしく、
いきいきと安心して暮らせる
男女共同参画社会の実現

＜基本視点＞

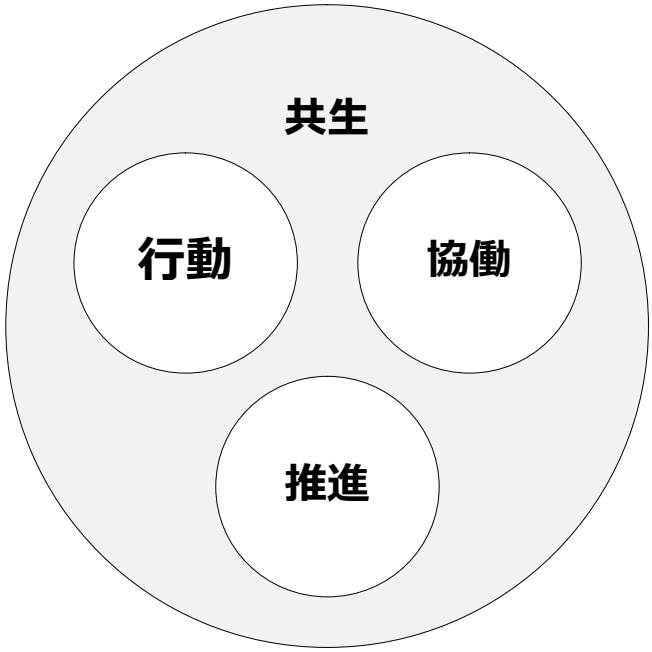

基本目標と施策

【男女共同参画のための品川区行動計画（第5次）】

基本目標Ⅰ　人権が尊重されるまち しながわの実現

1. 男女平等意識の教育と啓発
2. 性的（セクシュアル）マイノリティへの理解促進と支援（新）
3. 生涯を通じた健康づくりの支援
4. 共生社会の理解促進と支援（新）

基本目標Ⅱ　あらゆる暴力の根絶 【品川区配偶者暴力対策基本計画】

1. 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見
2. 配偶者等からの暴力被害者の立場に立った相談の充実と支援体制の整備
3. セクシュアル・ハラスメントの防止
4. 性暴力の防止
5. 区の体制整備および関係機関等との連携

基本目標Ⅲ　女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 【品川区女性活躍推進計画】（新）

1. 女性の活躍への支援
2. 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
3. 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進
4. 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標Ⅳ　男女共同参画のまちづくりの推進

1. 地域活動における男女共同参画の推進
2. 防災・まちづくりにおける男女共同参画（新）
3. 政策・方針等の意思決定における男女共同参画
4. 男女共同参画センターの機能の充実（新）

計画の推進

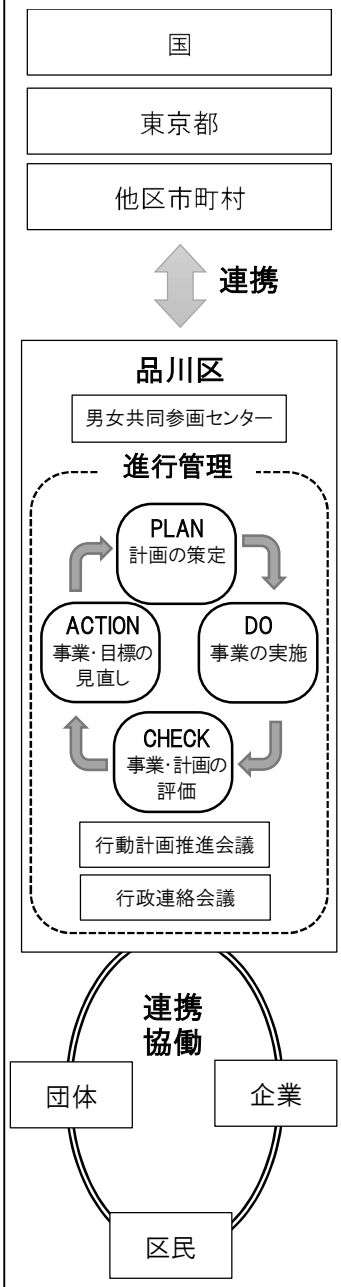

5 「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の体系

基本目標	目標
Ⅰ 人権が尊重されるまち しながわの実現	1. 男女平等意識の教育と啓発 2. 性的（セクシュアル）マイノリティへの理解促進と支援（新） 3. 生涯を通じた健康づくりの支援 4. 共生社会の理解促進と支援（新）
Ⅱ あらゆる暴力の根絶 【品川区配偶者暴力対策基本計画】	1. 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見 2. 配偶者等からの暴力被害者の立場に立った相談の充実と支援体制の整備 3. セクシュアル・ハラスメントの防止 4. 性暴力の防止 5. 区の体制整備および関係機関等との連携
Ⅲ 女性の活躍と 仕事と生活の調和 （ワーク・ライフ・バランス） の推進 【品川区女性活躍推進計画】	1. 女性の活躍への支援 2. 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 3. 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進 4. 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進
Ⅳ 男女共同参画の まちづくりの推進	1. 地域活動における男女共同参画の推進 2. 防災・まちづくりにおける男女共同参画（新） 3. 政策・方針等の意思決定における男女共同参画 4. 男女共同参画センターの機能の充実（新）

基本施策
(1)男女平等意識の教育と啓発　(2)男女平等教育の推進 (3)メディアにおける人権の尊重
(1)★性的(セクシュアル)マイノリティへの理解促進に向けた教育と啓発 (2)★性的(セクシュアル)マイノリティへの支援
(1)年代や性差に応じた健康づくりの支援 (2)こころの健康づくりの支援
(1)共生社会の理解促進に向けた取組み (2)外国人に開かれた地域社会をつくるための取組み
(1)暴力防止に向けた啓発活動の推進　(2)★若年層に向けた意識啓発と教育の推進 (3)早期発見への取組み
(1)相談機能の充実　(2)安全確保に向けた体制の整備 (3)自立に向けた支援体制の整備　(4)子どもへの支援体制の整備
(1)セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発 (2)相談の充実
(1)性暴力防止のための啓発 (2)相談の充実
(1)区の体制の整備と施策の推進 (2)関係機関との連携の推進
(1)就労の支援　(2)起業・創業の支援 (3)働きやすい職場環境づくり　(4)ワーク・ライフ・バランスの普及
(1)★企業等への働きかけ
(1)子育てをしやすい環境づくり　(2)男女がともに子育てをするための支援 (3)ひとり親家庭への支援　(4)高齢者・障害者とその家族への支援
(1)地域における子育て・介護等の支援体制の整備
(1)地域活動における男女共同参画の推進 (2)地域活動に参加しやすい環境づくり
(1)★防災分野における多様な視点の反映 (2)まちづくりにおける女性の参画の拡大
(1)審議会等への男女共同参画 (2)区役所における男女共同参画推進体制の充実
(1)男女共同参画意識の啓発　(2)区民との協働・交流支援 (3)相談機能の整備

6 「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の数値目標

基本目標Ⅰ　人権が尊重されるまち　しながわの実現

指標	実績 2018年度 （平成30）	目標 2023年度	担当課	関連している施策
「人権尊重都市品川宣言」を「知っている」人の割合 （人権に関わる意識調査）	26.9% （平成26年調査）	50.0%	人権啓発課	1（1）①人権尊重都市品川宣言の普及・啓発
「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「そうは思わない」人の割合 （男女共同参画等に関する区民意識調査）	63.7% （平成29年調査）	80.0%	人権啓発課	1（1）②男女平等の視点に基づく人権教育と学習機会の提供
多様な性に関する講座・イベントの開催回数	年3回	継続実施	人権啓発課	2（1）①広報と啓発活動の推進
がん検診の受診率※1 ①子宮（頸）がん ②乳がん	①　27.4% ②　27.2%	現状以上	健康課	3（1）生涯を通じた健康づくりの推進

※1　当該年度および前年度に品川区の子宮（頸）がん検診および乳がん検診を受診した区民の割合（子宮（頸）がん検診および乳がん検診は2年に1回）

基本目標Ⅱ　あらゆる暴力の根絶

指標	実績 2018年度 （平成30）	目標 2023年度	担当課	関連している施策
「デートDV」という言葉の認知度※2 ①女性 ②男性 （男女共同参画等に関する区民意識調査）	①　40.9% ②　25.3% （平成29年調査）	①　80.0% ②　80.0%	人権啓発課	1（2）①情報提供と啓発活動の推進
セクシュアル・ハラスメントや性暴力等に関する講座の開催回数	年1回	継続実施	人権啓発課	3（1）①啓発活動の推進と実態調査の実施 4（1）①啓発活動の推進と実態調査の実施

※2　「内容を知っている」の割合

基本目標Ⅲ　女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

指標	実績 2018 年度 （平成 30）	目標 2023 年度	担当課	関連している施策
職場において男女の地位の平等感が「平等」と考えている人の割合 ①女性 ②男性 （男女共同参画等に関する区民意識調査）	①　18.9% ②　23.7% （平成29年調査）	①　60.0% ②　60.0%	人権啓発課	1（3）①働き方改革の支援
区内事業所におけるハラスメント対策に取り組んでいる割合※3 （男女共同参画等に関する事業所状況調査）	41.8% （平成29年調査）	70.0%	人権啓発課	1（3）②職場におけるハラスメント防止に関する情報提供と啓発
区内事業所における「女性活躍推進法」という言葉の認知度※4 （男女共同参画等に関する事業所状況調査）	59.1% （平成29年調査）	80.0%	人権啓発課	2（1）①ワーク・ライフ・バランス支援事業の促進
「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度で3つをともに優先している人の割合 ①希望 ②現状 （男女共同参画等に関する区民意識調査）	① 全体　18.6% 女性　22.4% 男性　13.6% ② 全体　5.6% 女性　5.7% 男性　5.3% （平成29年調査）	①　50.0% ②　40.0%	人権啓発課	2（1）①ワーク・ライフ・バランス支援事業の促進
区職員における男性の育児休業取得率※5 （第二次前期品川区特定事業主行動計画）	2.9% （平成29年度）	10%以上	人事課	2（1）②男性職員の育児休業取得率の向上

※3　「防止策や対応策など、すでに何らかの取組みを実施している」の割合
※4　「内容を含めて良く知っている」と「内容をある程度知っている」を合計した割合
※5　当該年度内に子が生まれた男性職員の総数に占める育児休業（子が3歳に達する日（誕生日の前日）まで取得可）の取得者数の割合

基本目標Ⅳ　男女共同参画のまちづくりの推進

指標	実績 2018 年度 （平成 30）	目標 2023 年度	担当課	関連している施策
地域活動・ボランティア活動などについて、「取り組んでいる活動はない」人の割合 （男女共同参画等に関する区民意識調査）	71.3% （平成29年調査）	40.0%	人権啓発課	1（2）①地域活動に参画するきっかけづくり
品川区防災会議における女性の割合	6.6%	国の目標値 30.0% 区の目標値 未定	防災課	2（1）①防災における女性の参画の推進
審議会・委員会等※6における女性委員の割合 ①行政委員会 ②審議会等	①　23.1% ②　33.3%	①　40.0% ②　40.0%	人権啓発課	3（1）①審議会等の男女比率の改善
区職員における課長級以上の女性職員の割合 （第二次前期品川区特定事業主行動計画）	23.5%	30.0%	人事課	3（2）①女性職員が昇任試験を受けやすい環境整備
品川区男女共同参画センターの認知度※7（区民） （男女共同参画等に関する区民意識調査）	17.9% （平成29年調査）	40.0%	人権啓発課	4（1）①意識啓発のための情報発信と学習機会の提供

※6　地方自治法（第 180 条、第 202 条）に定めるものおよび、それ以外で条例、規則、要綱等に基づき区が設置している会議等

※7　「利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」を合計した割合

第３章　課題解決の方向と取組み

基本目標Ⅰ　人権が尊重されるまち しながわの実現

現状と課題①　男女平等意識の啓発

区民が男女とも、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるような生き方を尊重することが必要です。そのためには、男だから、女だからという固定的な価値観にとらわれず、互いの多様性を認めあう関係づくりが重要です。

「品川区男女共同参画等に関する区民意識調査」（以下「区民意識調査」と記載）によると、男女の地位の平等感では、『職場では』、『社会通念・慣習・しきたりでは』、『政治の場では』において、多くの区民が《男性優遇（「男性の方が非常に優遇」と「どちらかというと男性の方が優遇」を合計）》と感じており、不平等感が強くなっています。また、結婚している人の家庭内の役割分担についてみると、女性は７つの項目で「妻」が最も多く、とくに『洗濯』、『食事のしたく』で約７割となっています。

課題

家庭や地域社会、職場や学校において、そうした人権意識や男女平等意識を根づかせていくためにも、一層意識啓発と男女平等教育に取り組む必要があります。

図表Ⅰ-1　分野別男女平等評価（全体）

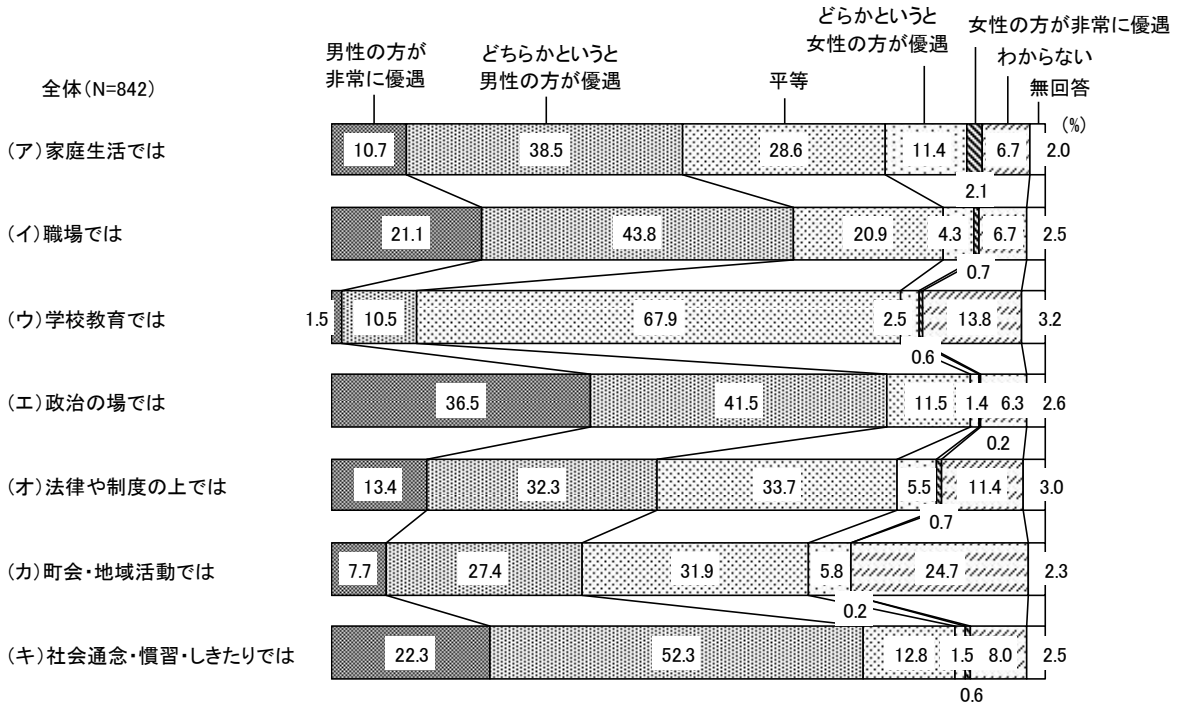

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

図表Ⅰ-2　家庭内における役割分担（性別）
＜結婚している人＞

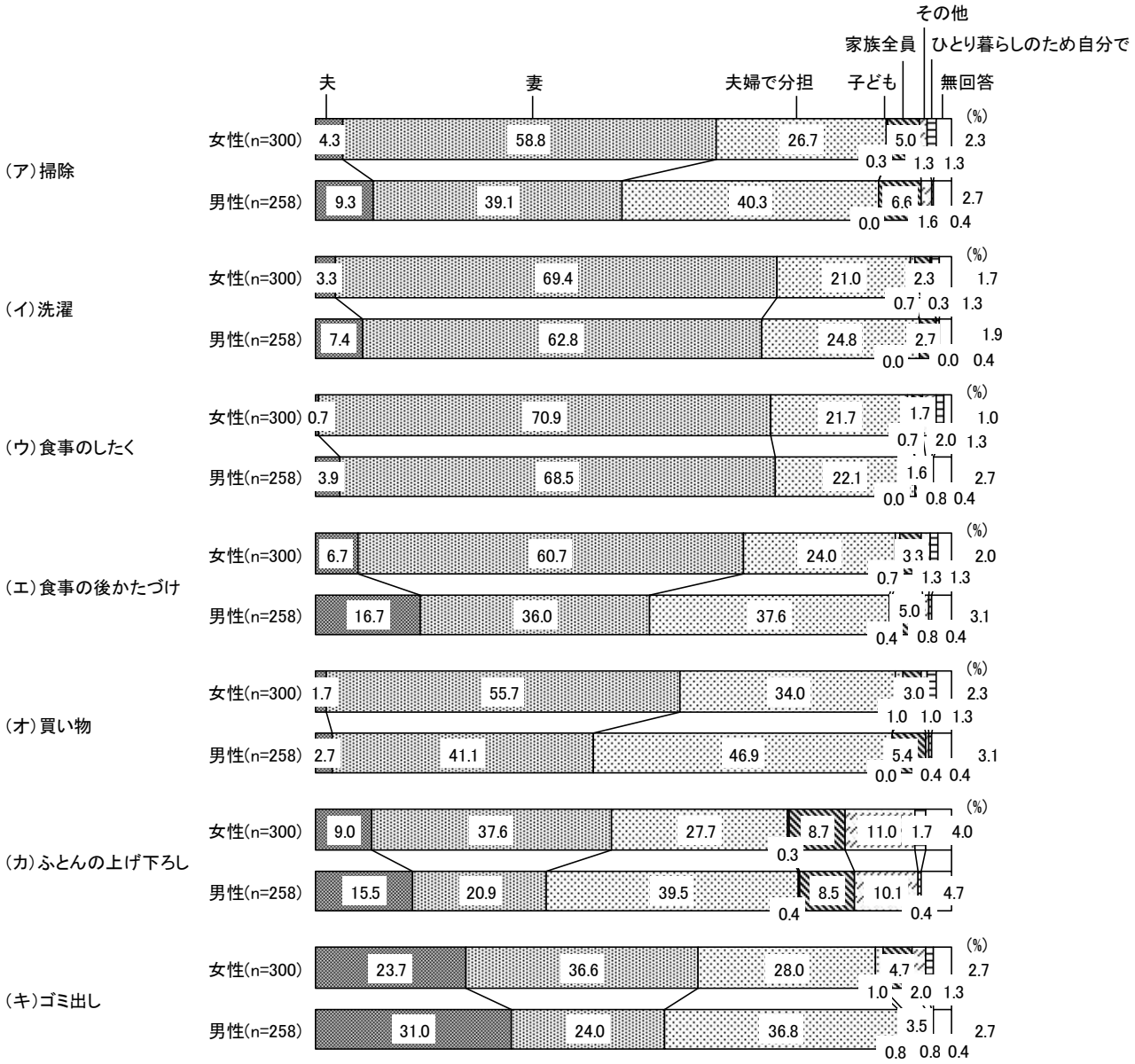

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

現状と課題②　性の多様性を認めあう社会づくり

性自認や性的指向のあり方の多様性を認めあい、差別や偏見をなくすことは、一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるために重要です。

区民意識調査によると、性的（セクシュアル）マイノリティへの考え方をみると、男女ともに「偏見や好奇の目で見ず、性のあり方には様々な形があるということを理解して公平に接すべきだ」が最も多くなっていますが、女性は７割、男性は５割台と男女で意識の差がみられます。また、性の多様性を認め合う社会を作るための取組みが《必要だと思う（「必要だと思う」と「やや必要だと思う」の合計）》は、女性は６割台、男性は５割台となっています。さらに、性の多様性を認め合う社会を作るために必要な取組みとしては、男女ともに「教育現場での啓発活動や配慮（性の多様性の講演会や授業、制服やトイレの配慮）」が最も多く、７割を超えています。

課題

啓発や教育を通し、性自認や性的指向の多様なあり方について区民一人ひとりが理解を深めるとともに、性的（セクシュアル）マイノリティのニーズに沿った支援を行う必要があります。

図表Ⅰ-3　性的（セクシュアル）マイノリティへの考え方（全体、性別）

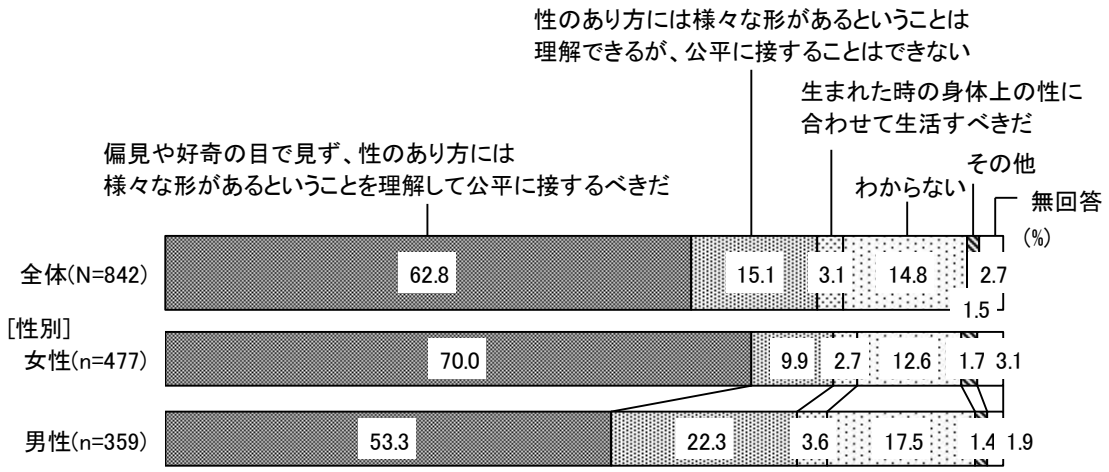

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

図表Ⅰ-4　性の多様性を認め合う社会を作るための取組みの必要性（全体、性別）

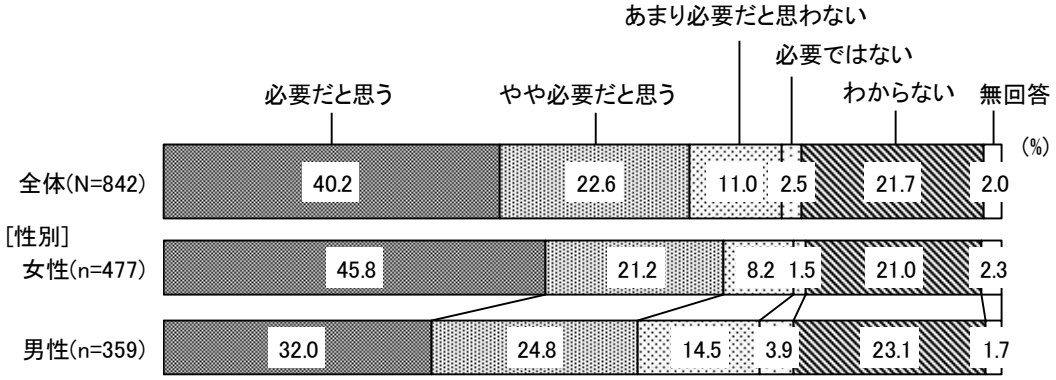

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

図表Ⅰ-5　性の多様性を認め合う社会を作るために必要な取組み（全体、性別：複数回答）
＜必要だと思う人＞

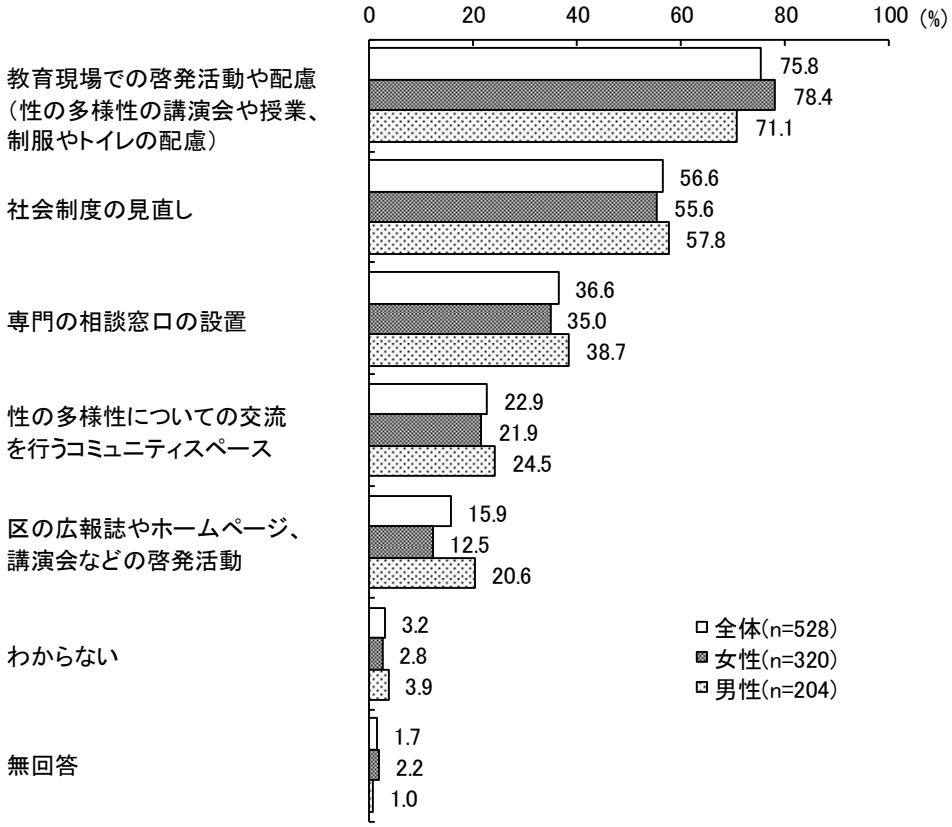

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

現状と課題③　生涯を通じた健康づくりの支援

生涯を通じた健康づくりを推進するためには、年代や性差を十分に理解しあい、心とからだの健康づくりを考えていく必要があります。

品川区の各種がん検診受診率をみると、『子宮（頸）がん』、『乳がん』で25%を超え、『大腸がん』で20%を超えています。『前立腺がん』では15%以上となっています。また、近年の各種がん検診の受診率には大きな変化はなく、女性を対象とした『子宮（頸）がん』や『乳がん』に比べ、男性を対象とした『前立腺がん』の受診率が低くなっている傾向も変わっていません。

課題

それぞれの年代に応じて、健康に関する適切な自己管理を行うことができるような教育や指導が必要であるとともに、男女があらゆる年代において互いの性と健康について理解し、尊重しあえるような啓発が必要です。

図表Ⅰ-7　各種がん検診受診率

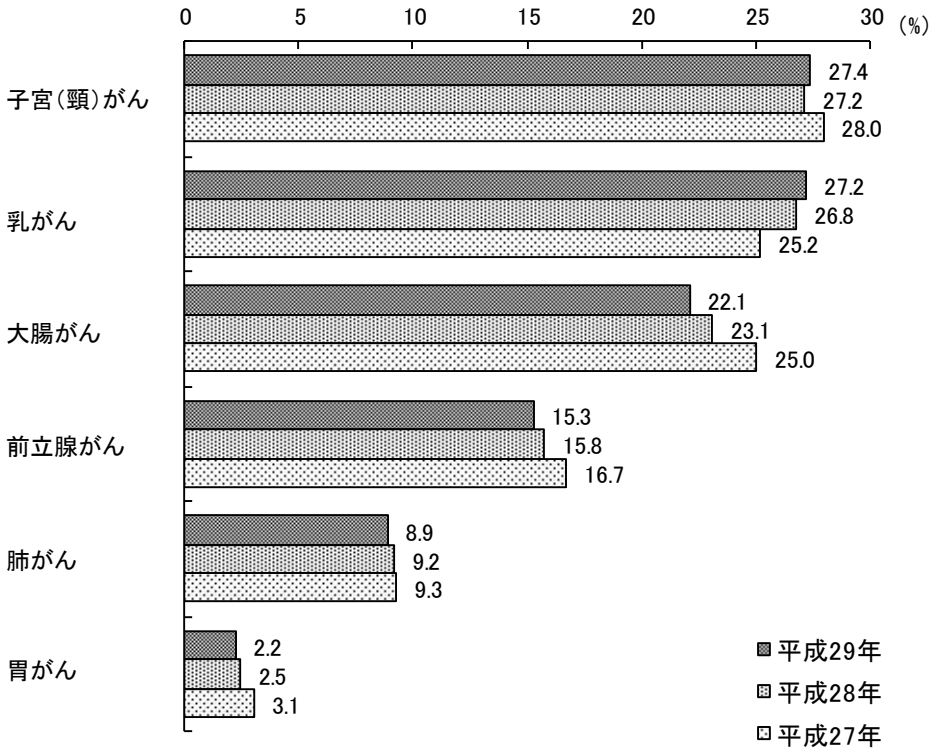

資料：品川区

現状と課題④　多様な人々が安心して暮らせる環境づくり

一人ひとりが能力や個性を十分に発揮するには、年齢や性別、国籍や文化の違いにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現が不可欠です。

品川区の外国人人口は、2015（平成 27）年まで 10,000 人～11,000 人程度で推移してきましたが、2018（平成 30）年には 12,234 人となっており、初めて 12,000 人を超えています。

人権に関わる意識調査によると、外国人の人権を尊重することへの賛否として、《賛成（「全面的に賛成である」と「あまり賛成でない」の合計）》は 85.5%となっており、過去調査と同様の傾向となっています。

課題

教育や国際交流ができる講座の開催などを通し、国籍や文化の違いなどについて理解を深めるとともに、多様な人々が安心して暮らせるよう支援をする必要があります。

図表Ⅰ-7　外国人人口（品川区）

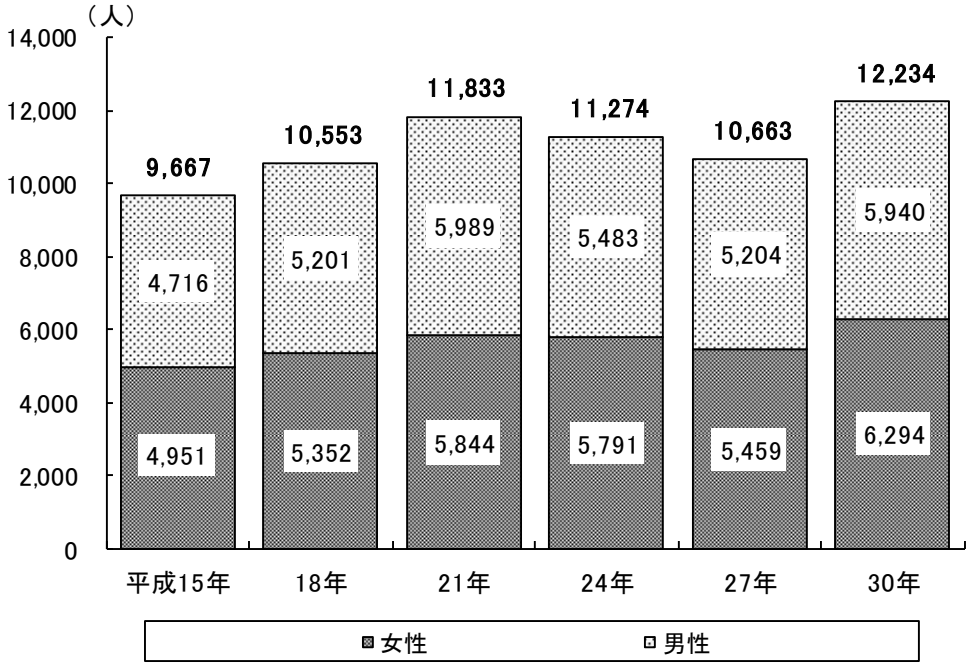

資料：平成 24 年までは外国人登録者数、平成 27 年からは住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

図表Ⅰ-8 外国人の人権を尊重することへの賛否（全体）
【経年比較】

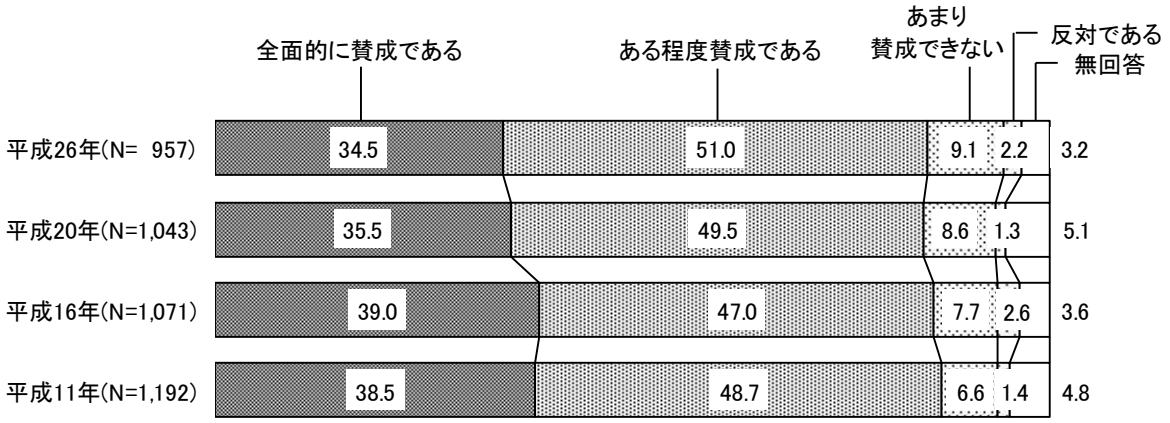

資料：人権に関わる意識調査（平成 26 年）

1 男女平等意識の教育と啓発

(1) 男女平等意識の教育と啓発

人権尊重都市品川宣言の普及を図るために、人権教育および啓発を推進します。また、男女平等を人権問題としてとらえ、違いを認め合い、相互に尊重しあう思いやりを育てるための教育と啓発活動を推進します。さらに、区内企業に対し男女平等意識の向上を働きかけるとともに、区の職場においても男女平等意識を啓発します。

①人権尊重都市品川宣言の普及・啓発

取組み	内容	担当課
「人権尊重都市品川宣言」のイベントでの紹介、各種刊行物への掲載	「人権尊重都市品川宣言」について講座や映画のつどいや、広報媒体を活用し普及していきます。区の広報紙特集号に定期的に掲載し普及を図ります。また、「しながわ・人権のひろば　出品標語作品集」や「人権尊重の教育の指導資料集－同和教育の推進のために－」においても掲載します。	人権啓発課 教育総合支援センター
区施設等への「人権尊重都市品川宣言」の掲示	庁舎や区施設等に「人権尊重都市品川宣言」を掲示します。	人権啓発課
区職員・区立学校教職員に対する周知	区職員・区立学校教職員の研修において、「人権尊重都市品川宣言」を周知します。	人権啓発課 教育総合支援センター

②男女平等の視点に基づく人権教育と学習機会の提供

取組み	内容	担当課
男女平等啓発誌「マイセルフ」・パンフレットの発行およびホームページにおける情報提供	男女平等啓発誌「マイセルフ」の発行およびホームページにおいて、男女平等の視点に基づいた情報提供を行います。	人権啓発課
図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動などにあわせて、図書館で人権啓発特集展示（人権・平和を含む）を行います。	人権啓発課 品川図書館
男女平等の視点に基づく講座やイベント等	男女共同参画推進のためのフォーラムや講座、人権啓発・社会同和教育講座、憲法週間や人権週間における講演と映画のつどいなどを実施します。	人権啓発課
男女平等の視点にたった、カリキュラムや教材の使用	区立小学校、中学校、義務教育学校におけるカリキュラムや使用される教材は、男女平等の視点に立ったものとします。	指導課 教育総合支援センター

③働く場等における男女平等意識の啓発

取組み	内容	担当課
働く場等における男女平等を推進することを目的とした講座やセミナー、イベント等	女性の活躍推進講演会や人権啓発・社会同和教育講座を実施します。また、品川区就業センター主催セミナーや都労働相談情報センター共催セミナーなど、労働セミナー等を開催します。	人権啓発課 文化観光課 商業・ものづくり課
区職員における適材適所の人事	区職員について、性別役割分担にとらわれない、適材適所の人事に努めます。	人事課 人権啓発課
区職員・区立学校教職員に対する研修	人権問題研修や、新任（基調講演）【後期】研修、主任・技能主任昇任前研修などを行います。	人事課 教育総合支援センター

(2) 男女平等教育の推進

学校教育について、子ども一人ひとりの個性を大切にする教育の充実を図ります。また、社会に出たあとも男女共同参画の意識を高め、性別にかかわりなく能力を発揮できるような学習環境を充実します。

①教育の場における男女平等の推進

取組み	内容	担当課
「市民科」による人権教育	「市民科」において、様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図ります。	教育総合支援センター
男女混合名簿の推奨	区立小学校、中学校、義務教育学校において、男女混合名簿を使用するよう、推奨します。	教育総合支援センター
休日の授業参観など、働いている親が参加できる取組み	区立小学校、中学校、義務教育学校において、働いている親が学校のイベントに参加しやすい土曜授業日や学校公開を実施します。	教育総合支援センター
多様な進路選択の提示	区立小学校、中学校、義務教育学校において、多様な進路選択を提示する進路指導を行います。	教育総合支援センター

(3) メディアにおける人権の尊重

区の刊行物において、女性や子ども、高齢者や障害者など、あらゆる人の人権に配慮した記述や表現が行われるように、人権尊重の視点にたって見直しを行います。

また、区民がメディアなどの情報を的確に読み解く力を伸ばし、主体的に判断して、情報を活用できる能力を育成するための支援を行います。

①区刊行物等における男女平等の視点の定着

取組み	内容	担当課
人権尊重と男女平等の視点にたった確認、研修	区の刊行物を作成する際に、人権尊重と男女平等の視点で問題となる表現がないか点検します。 職員研修により周知します。	全庁 人権啓発課

②メディア・リテラシーの育成

取組み	内容	担当課
メディア・リテラシーを育成する講座や教育の実施	区民が固定的な性別役割分担や暴力を助長する表現などについて、人権尊重と男女平等の視点にたってメディアの情報を読み解き、判断する力を身につけるための講座の実施や情報提供を行います。また、区立小学校、中学校、義務教育学校では、「市民科」においてメディア・リテラシー教育を行います。	人権啓発課 教育総合支援センター

2 性的（セクシュアル）マイノリティへの理解促進と支援

(1) 性的（セクシュアル）マイノリティへの理解促進に向けた教育と啓発

性的（セクシュアル）マイノリティへの理解を促進するために、男女平等啓発誌「マイセルフ」や区の広報媒体を活用した啓発を行うとともに、講座を実施し、知識の普及を行います。また、区職員や区立学校教職員が適切な対応ができるよう、性的（セクシュアル）マイノリティへの理解を促進します。

①啓発活動の推進

取組み	内容	担当課
性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発	男女平等啓発誌「マイセルフ」等で、性の多様性を理解し、性的（セクシュアル）マイノリティへの偏見をなくすための啓発を行います。	人権啓発課 教育総合支援センター
性的（セクシュアル）マイノリティについて理解を深めることを目的とした講座やイベント等の実施	性的（セクシュアル）マイノリティに関する講座やイベント等を実施します。	人権啓発課
事業所への啓発	性的（セクシュアル）マイノリティに関して事業所が理解を深めるための情報提供や啓発を行います。	人権啓発課 商業・ものづくり課
区職員・区立学校教職員に対する研修	区職員や区立学校教職員に対し、性的（セクシュアル）マイノリティに関する研修を実施します。また、東京都で行われる研修に参加するよう働きかけます。	人事課 教育総合支援センター
窓口等での配慮	各種手続き申請や講座・イベント等の参加申込みの際、特に性別の区分が必要な場合を除き、性別について質問したり、記載を求めたりしないよう職員に周知します。申請等の性別記載欄に関する調査を継続的に実施します。	人権啓発課

②教育の場における理解の促進

取組み	内容	担当課
区職員・区立学校教職員に対する研修 【再掲】（48 ページ）	区職員や区立学校教職員に対し、性的（セクシュアル）マイノリティに関する研修を実施します。また、東京都で行われる研修に参加するよう働きかけます。	人事課 教育総合支援センター
区立学校教職員による国・都マニュアルの活用	区立学校教職員が性的（セクシュアル）マイノリティの児童・生徒に適切な対応ができるよう、国や東京都のマニュアルを活用します。	教育総合支援センター

(2) 性的（セクシュアル）マイノリティへの支援

性的（セクシュアル）マイノリティが悩みを相談しやすいよう、相談を充実するとともに、安心して利用できる居場所づくりを行います。また、区立小学校、中学校、義務教育学校において、性的（セクシュアル）マイノリティの児童・生徒に対し、ニーズに配慮した個別的支援を行います。

①相談の充実と居場所づくり

取組み	内容	担当課
性的（セクシュアル）マイノリティの相談の充実	セクシュアリティなどの悩みを相談できるよう、カウンセリング相談を実施します。 また、区立小学校、中学校、義務教育学校において児童・生徒が多様な相談をできる体制を整えます。	人権啓発課 教育総合支援センター
ＳＯＳカードの配布・相談	様々な悩みや心配を一人で抱え込まず、信頼できる大人や相談機関へと児童・生徒自身が相談できるように相談先案内カードを作成し、小学５年生～中学生に配布します。	保健予防課 保健センター
性的（セクシュアル）マイノリティの居場所づくり	性的（セクシュアル）マイノリティが交流できる講座、イベント等の実施を通し、居場所づくりを行います。	人権啓発課

②教育の場における個別的支援

取組み	内容	担当課
学校教育における個別的支援	性的（セクシュアル）マイノリティの児童・生徒に対し、ニーズに基づいた個別対応を行います。また、いじめにつながらないよう、配慮します。	教育総合支援センター

3 生涯を通じた健康づくりの支援

(1) 年代や性差に応じた健康づくりの支援

思春期や出産期、更年期、高齢期等、ライフステージに応じた心とからだの健康づくりを支援します。また、性差に対応した的確な医療を受けることができるような受診環境づくりや情報提供を行います。

①生涯を通じた健康づくりの推進

取組み	内容	担当課
地域を中心とした健康づくり体制の推進	13 地域センターごとに地区健康づくり推進委員会を組織します。推進委員会では、閉じこもりがちな高齢者を対象に、転倒骨折予防の体操などを行う、ふれあい健康塾、といった身近な地域での健康づくり事業の企画、運営をします。	健康課
年代や性別の特性に応じた各種健診（検診）	肝炎ウイルス検診、20 歳からの健康診査、胃がん（バリウム・内視鏡・リスク）検診、子宮がん検診、乳がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、喉頭がん検診、成人歯科健康診査、障害者歯科健康診査などを行います。	健康課
かかりつけ医の紹介	かかりつけ医を探している区民に対し、かかりつけ医紹介窓口にて医師を紹介します。	健康課
女性専門外来に関する情報提供	女性特有の健康・医療に関して、健康相談で女性専門外来についての情報提供を行います。	保健センター

②母子健康医療体制の整備

取組み	内容	担当課
しながわネウボラネットワーク 注）全ての妊産婦や子育て家庭を対象として、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援体制を構築し、今まで以上に子どもを産み・育てやすい環境を目指して、全妊婦面接や産後全戸電話相談を行う。	妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援のために、保健センター・健康課での妊娠期からの相談事業（全妊婦面接）、児童センターでの子育てネウボラ相談、産後の家事育児支援の利用助成、産後ケア事業等を行います。	子ども育成課 健康課 保健センター
未熟児養育医療の給付	指定医療機関に入院する未熟児の養育に必要な医療給付を行います。	健康課 保健センター
妊娠高血圧症候群等の医療費の助成	妊娠高血圧症候群等医療費の助成をします。	健康課 保健センター
自立支援医療（育成医療）の医療費助成	18 歳未満の児童で身体上の障害をもった人が早期に適切な治療を受けるために医療費の助成をします。	健康課 保健センター
不妊治療費の助成	医師が必要と認めた不妊の検査、タイミング法・薬物療法・人工授精などの一般不妊治療にかかる医療費の助成をします。また、東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けている方に対して、特定不妊治療および男性不妊治療にかかった健康保険適用外の治療費に対して助成します。	健康課
妊婦健康診査の公費助成	妊婦健康診査の助成をします。	健康課

(2) こころの健康づくりの支援

こころの健康づくりやこころの病気に関する知識の普及啓発を図るとともに、相談や講演会等を通して本人や家族を支援します。

①相談の充実

取組み	内容	担当課
こころの個別相談	カウンセリング相談やこころの健康相談訪問事業、精神科医師による専門相談を実施します。	人権啓発課 保健センター

②こころの健康づくりに関する情報提供

取組み	内容	担当課
区の広報媒体やパンフレット等による啓発	こころの健康づくりに関して、広報紙やホームページ等で情報提供をするとともに、相談先案内パンフレット配布等にて啓発を行います。	保健センター 保健予防課
講演会等の開催	地域精神保健サポート講演会、精神保健講演会、思春期講演会、自殺予防対策映画上映会などを開催します。	保健センター 保健予防課
家族支援	家族を支援するために、精神保健家族勉強会、ひきこもり家族支援、思春期家族教室などを行います。	保健センター

4 共生社会の理解促進と支援

(1) 共生社会の理解促進に向けた取組み

多様性を認め合い、支えあいながら誰もが活躍できる地域づくりをめざして、意識啓発や居場所づくりを行います。

①多様性を認め合う意識づくり

取組み	内容	担当課
多様性を認め合う意識づくり	「ノーマライゼーション」の理念や、障害者差別解消法の周知などを通し、多様性を認め合う意識づくりに努めます。また、「ソーシャルインクルージョン」の考え方についても普及・啓発していきます。申請書類等における性別記載について配慮します。	人権啓発課 地域活動課 子ども育成課 福祉計画課 高齢者福祉課 高齢者地域支援課 障害者福祉課
支えあいの意識づくり	「困ったときはおたがいさま」の意識づくりや、困ったときに「助けて」と言える人を増やすために、学習や体験、催し等の啓発事業を区内企業・企業団体等との協働により実施し、「おたがいさま運動」を促進します。	福祉計画課
多世代交流支援	高齢者から子ども、障害者等どなたでも利用・交流できる高齢者多世代交流支援施設（通称「ゆうゆうプラザ」）において近隣の町会、高齢者クラブ、保育園、学校、大学や図書館をはじめとした関連機関と連携し、多世代交流を行います。	地域活動課 子ども育成課 高齢者福祉課 高齢者地域支援課 障害者福祉課 品川図書館 関係各課

(2) 外国人に開かれた地域社会をつくるための取組み

外国人がまちの持つ歴史や伝統文化、コミュニティ活動に理解を深め、地域に溶け込めるよう、多文化理解に関する取組みを行うとともに、外国人も住みやすい環境整備を行います。

①多文化理解に関する取組みの充実

取組み	内容	担当課
多文化理解に関する講座	英会話教室やお国自慢料理教室などの講座を実施します。	地域活動課
教育の場における多文化理解に関する学習機会の提供	青少年ホームステイや青少年語学研修派遣、州立大学留学生の推薦など姉妹・友好都市との交流事業を行います。また、グローバル給食や国紹介等を通じ、区内大使館・領事館と区立学校の交流を推進します。	地域活動課 学務課 指導課
外国語教育の充実	区立学校では、１年から６年生を対象に「英語科」を実施し、独自のカリキュラムに基づいた英語教育を実施します。	指導課
区民の国際交流支援	区内の大使館・領事館への区内イベント参加依頼や、外国人支援団体・国際交流団体の活動、地域における様々な国際交流活動への支援などを通じて、区民の国際交流を支援していきます。	地域活動課

②多文化共生に向けた情報提供の充実

取組み	内容	担当課
外国語による情報提供	英字広報紙「City News SHINAGAWA」や多言語化した区ホームページ、インターエフエム局の「Sinagawa Info」などにより、外国人に向け、区のお知らせ、催し物などの情報を提供します。	広報広聴課
外国人生活相談	英語・中国語による外国人生活相談を行います。	広報広聴課
外国人の暮らしの支援事業	日本語教室や、防災訓練への参加を通じ、在住外国人の安全・安心な暮らしを支援します。	地域活動課
わかりやすい案内表示	すべての人にやさしい配慮、外国人向け表記など、案内に求められる様々な視点を考慮し、対象となる地域の特性や施設の目的に応じた分かりやすい案内の充実を図ります。	施設所管課
通訳コールセンターの活用	各課の窓口において、日本語での意思疎通が困難な外国人が適切な行政サービスを受けられるように、タブレットを利用した通訳コールセンターを活用します。	情報推進課

基本目標Ⅱ　あらゆる暴力の根絶【品川区配偶者暴力対策基本計画】

現状と課題①　配偶者等からの暴力の防止

ドメスティック・バイオレンスは、配偶者や恋人などの親密な関係にある男女間で起こる暴力のことであり、深刻な人権侵害です。

区民意識調査によると、『ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）』という言葉の《認知度（「内容を知っている」と「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」の合計）》は男女ともに９割を超えていますが、『デートＤＶ』については女性は５割半ば、男性は４割台と認知度が低く、男女でも認知度の差がみられます。また、配偶者暴力・デートＤＶの経験、見聞きしたことの有無についてみると、「自分が直接経験したことがある」、「親族・友人・知人から相談を受けたことがある」、「親族・友人・知人に暴力をうけた当事者がいる」の割合は、過去調査と比べて平成 29 年調査が最も高くなっています。

課題

配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、年代や対象別の意識啓発や情報提供、被害者の救援や保護、自立への支援など多岐に渡る継続的な支援が必要です。

図表Ⅱ-1　言葉の認知度（全体、性別）

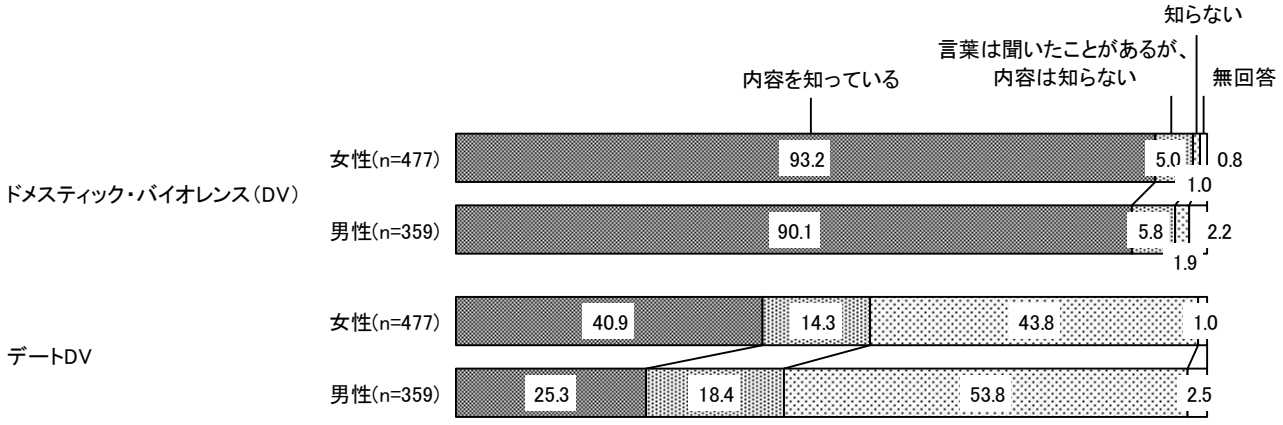

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

図表Ⅱ－2　配偶者暴力・デートDVの経験、見聞きしたことの有無（全体、複数回答）
【経年比較】

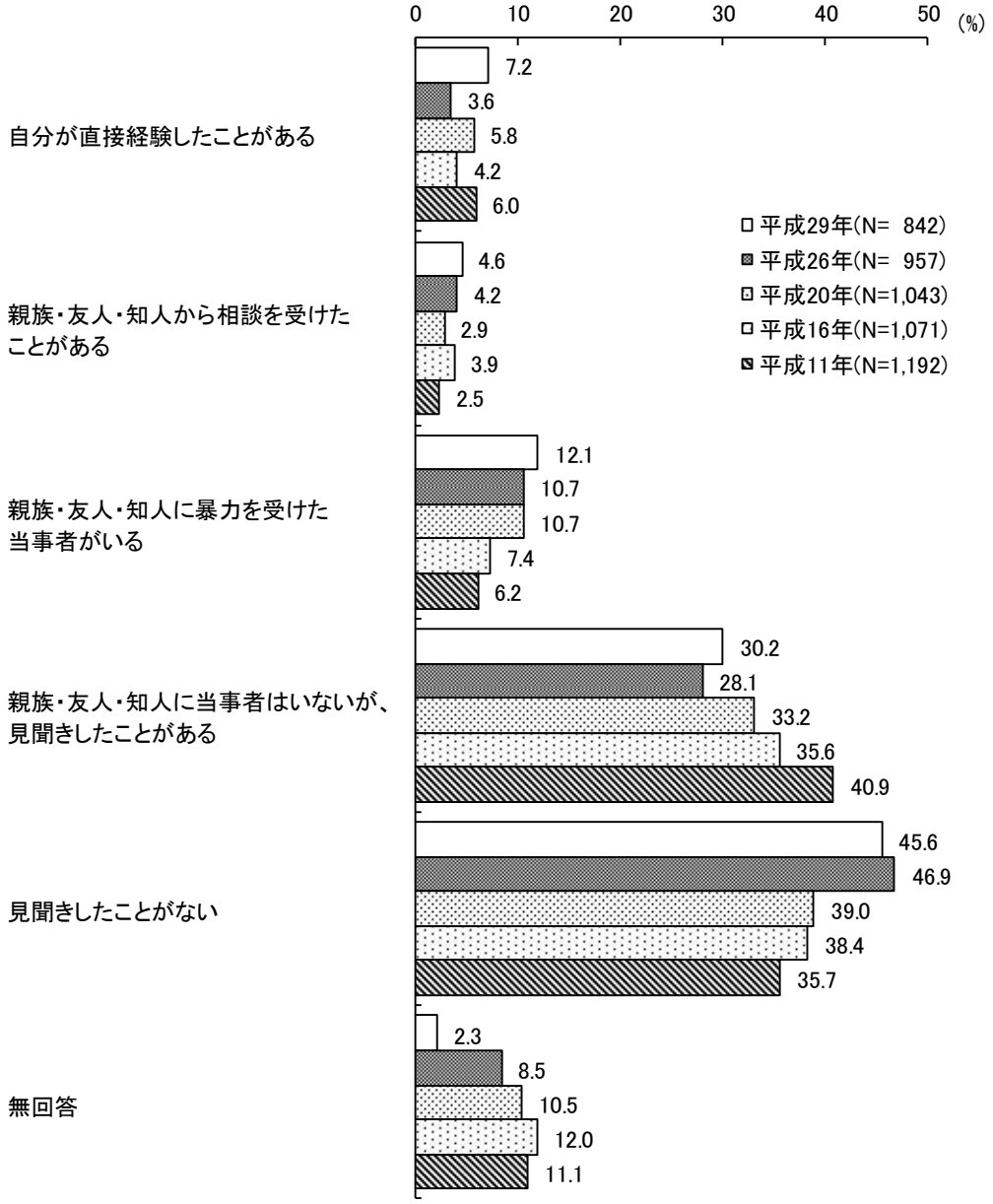

資料：男女共同参画等に関する区民意識・事業所状況調査（平成 29 年）

現状と課題②　セクシュアル・ハラスメントや性暴力等の防止

セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等は、あらゆる人の人権を侵害し、私たちの社会において性暴力や性差別を助長するものとなっています。

区民意識調査によると、女性の人権が侵害されていると感じることとして、『レイプ・痴漢などの女性への性犯罪について』、『職場・学校内などにおけるセクシュアル・ハラスメントについて』、『ストーカーなどの女性へのつきまとい行為について』、『夫や恋人からのことばの暴力について』で《人権侵害だと思う（「人権侵害だと思う」と「ある程度人権侵害だと思う」の合計）》が８割を超えています。

また、「品川区男女共同参画等に関する事業所状況調査」（以下「事業所状況調査」と記載）において、ハラスメントに対する取組み状況をみると、「防止策や対応策など、すでになんらかの取組みを実施している」事業所は約４割となっている一方、「必要性は感じているが、取組みはすすんでいない」事業所は 7.6%となっています。

課題

セクシュアル・ハラスメントや性犯罪などの防止のための啓発や教育に加え、被害を受けた人が被害についての相談できるように相談体制を整備する必要があります。

図表Ⅱ-3　女性の人権が侵害されていると感じること（全体）

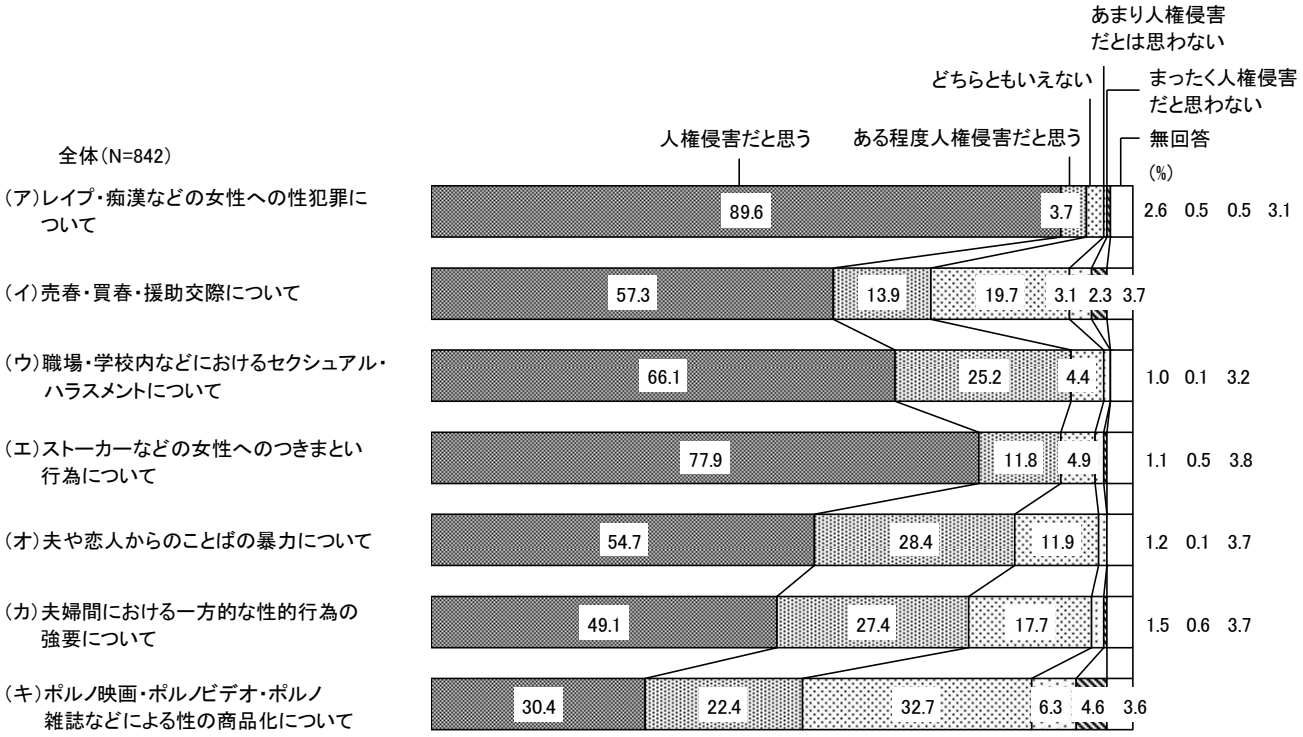

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

図表Ⅱ-4　ハラスメントに対する取組み状況（全体）

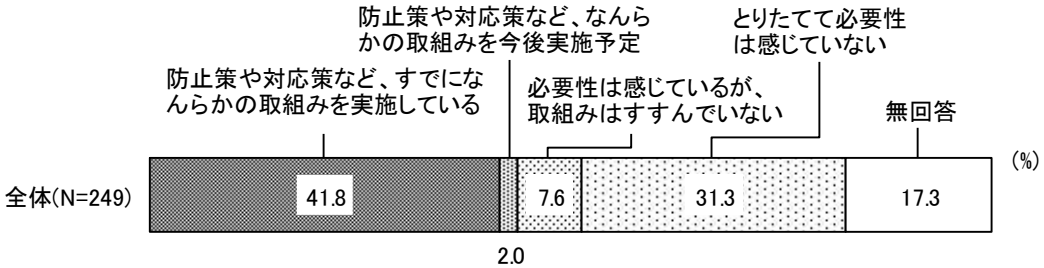

資料：男女共同参画等に関する事業所状況調査（平成 29 年）

1 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見

(1) 暴力防止に向けた啓発活動の推進

様々な機会や手段を通じて、配偶者暴力やストーカー行為は人権侵害であることの広報と啓発活動を行います。暴力は人権尊重の社会を妨げるものであるという認識を深めるとともに、被害者も加害者もうみださないために、人権教育を推進します。

①情報提供と啓発活動の推進

取組み	内容	担当課
区広報紙やホームページ等による相談の周知	区広報紙やホームページ等により相談の案内を行います。	人権啓発課
配偶者暴力等防止啓発パンフレット・DV 相談案内カードの配布	配偶者暴力等防止啓発パンフレット・DV 相談案内カードにより、正しい知識・情報の提供と相談案内を行います ＤＶ相談案内カードをトイレや各課相談窓口に設置します。	人権啓発課
配偶者暴力等防止に関する講座	配偶者暴力等防止に関する講座を実施します。	人権啓発課

②人権教育の推進

取組み	内容	担当課
「人権尊重都市品川宣言」の周知	「人権尊重都市品川宣言」を区刊行物への掲載、各種イベントでの掲示など、様々な機会をとらえ、周知します。	人権啓発課
学校における人権・男女平等教育の推進	パンフレット「大切なこと」の配布や人権のひろば（小学生人権メッセージ、中学生人権作文、小中学生人権標語・ポスター）などを実施します。	人権啓発課 教育総合支援センター
区職員・区立学校教職員研修【再掲】（44 ページ）	区職員・区立学校教職員の研修において、「人権尊重都市品川宣言」を周知します。	人権啓発課 教育総合支援センター

(2) 若年層に向けた意識啓発と教育の推進

若年層に向けて、デートＤＶやストーカー行為、性暴力、JK ビジネスや SNS を使ったリベンジポルノ等の防止のための意識啓発と出前講座等を通して教育を行います。

①情報提供と啓発活動の推進

取組み	内容	担当課
若年層に向けたデートＤＶやJK ビジネス、SNS を使ったリベンジポルノ等の啓発および未然防止のためのパンフレットの配布	若年層に向けたデートＤＶやストーカー行為、性暴力、JK ビジネスや SNS を使ったリベンジポルノ等の啓発および未然防止のためのパンフレットの作成をするとともに、区内の中学校・高校・大学・専門学校等に配布します。	人権啓発課
若年層に向けたデートDV防止の出前講座等	中学校・高校・大学・専門学校および民間の支援団体と連携した若年層向けの講座・講演会等を実施します。	人権啓発課
若年層を取り巻く保護者・地域への啓発	親向けデートＤＶ講座を実施し、保護者・地域への啓発を図ります。	人権啓発課

(3) 早期発見への取組み

区民、職務関係者等に対し、配偶者暴力やストーカー行為に関する意識啓発、通報・相談窓口の周知を行い、連携を図ります。

①情報提供と啓発活動の推進

取組み	内容	担当課
区広報紙やホームページでの周知	区広報紙やホームページにおいて、しながわ見守りホットライン・相談窓口の周知をします。	人権啓発課
保育園、幼稚園、学校等の関係者、医療関係者、福祉関係者への通報・相談窓口の周知	相談業務や個別支援活動においてDV 職務関係者に配偶者暴力やストーカー行為に関する意識啓発、通報・相談窓口を周知します。	人権啓発課 保健センター
区民・職務関係者等を対象とした啓発講座	配偶者暴力やストーカー行為に関する意識啓発に関する区民向け講座や区職員向け研修を行います。	人権啓発課

②区民、職務関係者等との連携

取組み	内容	担当課
青少年委員会による青少年健全育成活動の推進	青少年委員会による青少年健全育成活動において区民と連携します。	子ども育成課
職務関係者との連携強化	健康相談、妊娠期面接、乳幼児の健康診査等様々な場面で職務関係者と連携します。	保健センター

2 配偶者等からの暴力被害者の立場に立った相談の充実と支援体制の整備

(1) 相談機能の充実

被害者が一人で悩まず相談できるよう、相談窓口の充実を図ります。また、高齢者、障害者、性的（セクシュアル）マイノリティ、外国人など、被害者一人ひとりの状況に配慮した相談を実施します。さらに、被害者が安心して相談ができるよう、相談場所の環境整備を行うとともに、警察や関係機関との連携体制を強化します。

①相談窓口の周知と情報提供

取組み	内容	担当課
区広報紙やホームページ等による相談の周知 【再掲】（61 ページ）	区広報紙やホームページ等により相談の案内を行います。	人権啓発課
相談窓口に関する情報提供	男女共同参画センターへの問合せへの紹介や相談者への情報提供を行います。また、区民相談での情報提供を行います。	人権啓発課 広報広聴課
配偶者暴力等防止啓発パンフレット・DV 相談案内カードの配布 【再掲】（61 ページ）	配偶者暴力等防止啓発パンフレット・DV 相談案内カードにより、正しい知識・情報の提供と相談案内を行います ＤＶ相談案内カードをトイレや各課相談窓口に設置します。	人権啓発課

②相談窓口の充実

取組み	内容	担当課
配偶者暴力等に関する相談窓口の充実	DV 相談やカウンセリング相談、法律相談、区民相談、外国人生活相談、児童家庭相談事業など、様々な相談窓口で、状況に応じた相談を実施します。	人権啓発課 子ども育成課 子ども家庭支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 保健センター
一人ひとりの状況に応じた相談	高齢者、障害者、性的（セクシュアル）マイノリティ、外国人をはじめ、被害者一人ひとりの状況に配慮した相談を実施します。	人権啓発課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課
からだやこころの健康相談	健康相談、妊娠期面接、すくすく赤ちゃん訪問、乳幼児の健康診査、こころの健康相談訪問事業、精神科専門医師による相談などを実施します。	保健センター
相談機関相互の連携	各種相談、しながわ見守りホットライン、高齢者虐待防止ネットワーク、品川区障害者虐待防止対策事業など様々なネットワークにより連携を強化します。	人権啓発課 広報広聴課 子ども育成課 子ども家庭支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 保健センター

③相談環境の安全確保

取組み	内容	担当課
相談場所の安全性の確保	相談場所に施錠機能および非常ベルの設置等を行います。また、警察 OB 等の人員配置にも努めます。	関係各課
プライバシーの配慮	相談者のプライバシーに配慮した相談場所を使用します。	関係各課
緊急時の応援体制と連絡方法の検討	加害者が来庁する可能性がある際の事前対応協議等行い、連絡方法を検討します。	関係各課
警察との連携体制	相談者に身体および生命に危険が及びうるような場合には、警察への相談を勧めるなど、警察と連携します。	関係各課

(2) 安全確保に向けた体制の整備

被害者の緊急一時保護のために、一時保護施設や民間の保護施設と連携をとり、被害者の安全を確保します。

①緊急一時保護

取組み	内容	担当課
緊急時の一時保護	緊急時における被害者の安全確保や施設入所同行時の安全確保維持と人員確保を行います。また、保護命令制度の情報提供および手続き等の支援や適切な一時保護施設との連絡調整を行います。	関係各課

(3) 自立に向けた支援体制の整備

自立に必要な情報提供と心身の回復に向けた支援や、住宅確保のための支援、就労に関する支援などの支援を行います。

①適切な情報提供

取組み	内容	担当課
相談および情報提供	相談業務の中で、自立に必要な情報提供と支援を行います。	子ども家庭支援課 生活福祉課
生活保護の相談	生活保護の手続きや自立に必要な情報提供と支援を行います。	生活福祉課
健康保険等に関する支援	健康保険や年金等の各種手続きに必要な情報提供と支援を一人ひとりの状況に応じて細かく行います。	国保医療年金課

②心身の回復に向けた支援

取組み	内容	担当課
カウンセラーによる面接および電話相談	DV 相談やカウンセリング相談において、女性相談員による面接および電話相談を実施します。	人権啓発課
からだやこころの健康相談 【再掲】（65 ページ）	健康相談、妊娠期面接、すくすく赤ちゃん訪問、乳幼児の健康診査、こころの健康相談訪問事業、精神科専門医師による相談などを実施します。	保健センター

③住宅確保のための支援

取組み	内容	担当課
住宅確保に向けた相談	母子生活支援施設等を活用し、自立に向けた支援を行います。	子ども家庭支援課
住居確保給付金	暮らし・しごと応援センターで、暮らしの困りごと相談を行い、住宅確保が必要な離職者に、一定の要件のもと、家賃相当額の給付を行います。	生活福祉課
都営住宅・区営住宅等入居に関する情報提供	都営住宅入居に際する優遇制度の紹介や、都営住宅・区営住宅等入居者の募集に関する情報提供を行います。	住宅課

④就労に関する支援

取組み	内容	担当課
各種就労セミナーおよび職業訓練等の情報提供	男女共同参画センターの資料コーナーや、就業センターにおいて、就労セミナーおよび職業訓練等に関する情報提供を行います。	人権啓発課 商業・ものづくり課
就業支援セミナー	女性や 39 歳以下の人の就業支援のためのセミナーを実施します。東京都が実施するセミナーについての情報提供も行います。	商業・ものづくり課
わかもの・女性就業相談	女性や 39 歳以下の人の「働く」こと、就職活動・キャリアに関する悩みについて、カウンセラーがアドバイスを行います。応募書類の添削や面接指導なども実施します。	商業・ものづくり課
ひとり親家庭の相談	母子・父子自立支援員、母子・父子就労相談員が、ひとり親家庭の生活全般にわたる問題や就労相談等、自立のための相談に応じます。	子ども家庭支援課
障害者就労支援事業	障害があり、就労を希望する人の就労に関わる様々な相談をします。	障害者福祉課
自立相談支援事業（就労支援）	暮らし・しごと応援センターで、暮らしの困りごと相談を行い、ハローワークと連携しながら求職活動に関する支援を行います。	生活福祉課

(4) 子どもへの支援体制の整備

子どもの心身の健康と安定した日常生活、学校生活に向けて支援体制の整備を図り、また、子どもの支援にあたる関係機関の連携を一層強化し、被害者と同様に切れ目ない継続的な支援を図ります。

①保育・就学等の行政サービスに関する支援

取組み	内容	担当課
保育園・幼稚園や学校の転入学手続きにおける配慮	住民票の記載がない場合においても、被害者の子どもが保育園・幼稚園に入園できるよう配慮します。	保育課 学務課
保育園および緊急一時保育奉仕員宅での預かり	緊急に保育が必要な際は、保育園の一時保育で預かりを実施します。	保育課
関係機関との連携や同行支援	相談の状況により、関係各課、関係機関との連携を図るとともに、相談業務の中で、同行支援を行います。	子ども育成課 保育課 保育支援課 学務課
予防接種や定期健診等の情報提供	健康相談、妊娠期面接、すくすく赤ちゃん訪問、乳幼児の健康診査、出張健康学習等の様々な機会に予防接種や定期健診等の情報提供を行います。	保健予防課 保健センター

②子どもの心のケアの支援

取組み	内容	担当課
子どもへの影響や必要なケアについての情報提供	児童家庭相談事業や相談業務、保健センター健診業務において、相談者に子どもへの影響や必要なケアについての情報提供を行います。	子ども育成課 保健センター
思春期のこころの相談・発達健診・心理相談	個別支援の中で、児童思春期のこころの相談・発達健診・心理相談などを実施します。	保健センター
子どもの心のケアと発達支援	教育相談室の相談活動や品川学校支援チームの相談・支援活動の中で、子どもの心のケアと発達支援を行います。	教育総合支援センター
児童相談所との連携	児童家庭相談事業や各部署での相談業務において児童相談所へ情報提供を行います。	子ども育成課 保健センター

3 セクシュアル・ハラスメントの防止

(1) セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発

セクシュアル・ハラスメントについては男女の認識の差も大きいことから、防止に向けての意識啓発や情報提供、相談窓口の充実に努めます。

①啓発活動の推進と実態調査の実施

取組み	内容	担当課
セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	男女平等啓発誌「マイセルフ」等で、セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を行います。	人権啓発課
青少年対策地区委員による地域環境実態調査	青少年対策地区委員による地域環境実態調査を実施し、現状把握に努めます。	地域活動課

②区職員・区立学校教職員への研修の実施

取組み	内容	担当課
区職員・区立学校教職員へのセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	服務研修などにおいて、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修を行います。	人権啓発課 人事課 指導課 教育総合支援センター

③学校における性教育の実施

取組み	内容	担当課
性教育の実施	学習指導要領に基づき、発達段階に即した性教育を適切に実施します。	教育総合支援センター

(2) 相談の充実

セクシュアル・ハラスメントに関する相談を通し、被害者の支援に努めます。また、庁内におけるハラスメントに関する苦情処理機関を設置し、庁内の体制を整備します。

①相談と支援

取組み	内容	担当課
相談の実施	ＤＶ相談やカウンセリング相談、法律相談、区民相談、専門相談において、相談を行います。	人権啓発課 広報広聴課
関係機関との連携	東京ウィメンズプラザ等と連携し、相談や支援につなげます。	人権啓発課
区職員・区立学校教職員のハラスメントの相談と支援	ハラスメントに関する相談に応じるとともに、苦情処理委員会を設置して、被害者支援に努めます。	人権啓発課 人事課 指導課

4 性暴力の防止

(1) 性暴力防止のための啓発

性暴力の防止に向けて意識啓発と行政・地域の連携を図ります。また、性を尊重し理解する意識の醸成を図ります。

①啓発活動の推進と実態調査の実施

取組み	内容	担当課
性暴力防止のための啓発	男女平等啓発誌「マイセルフ」等で、性暴力防止のための啓発を行います。	人権啓発課
青少年対策地区委員による地域環境実態調査 【再掲】（71 ページ）	青少年対策地区委員による地域環境実態調査を実施し、現状把握に努めます。	地域活動課

②区職員・区立学校教職員への研修の実施

取組み	内容	担当課
区職員・区立学校教職員への性暴力防止に関する研修	服務研修などにおいて、性暴力防止に向けた研修を行います。	人権啓発課 人事課 教育総合支援センター

③学校における性教育の実施

取組み	内容	担当課
性教育の実施 【再掲】（71 ページ）	学習指導要領に基づき、発達段階に即した性教育を適切に実施します。	教育総合支援センター

(2) 相談の充実

性暴力の防止に向けて、相談を通し被害者の支援に努めます。

①相談と支援

取組み	内容	担当課
相談の実施 【再掲】（72 ページ）	ＤＶ相談やカウンセリング相談、法律相談、区民相談、専門相談において、相談を行います。	人権啓発課 広報広聴課
関係機関との連携 【再掲】（72 ページ）	東京ウィメンズプラザ等と連携し、相談や支援につなげます。	人権啓発課

5 区の体制整備および関係機関等との連携

(1) 区の体制の整備と施策の推進

配偶者暴力やストーカー行為の防止から被害者の相談、安全確保、自立支援など、切れ目ない支援を行うために、関係各課相互の協力と緊密な連携に努めます。また、被害者の情報の漏洩防止、相談員等のメンタルヘルス対策を含め、区の体制を整備します。

①配偶者暴力相談支援センター機能の整備

取組み	内容	担当課
配偶者暴力相談支援センター機能の整備	配偶者暴力被害者支援の中心的役割を果たす機関としての配偶者暴力相談支援センター機能の整備を進めます。	人権啓発課

②「品川区虐待防止ネットワーク」の推進

取組み	内容	担当課
品川区虐待防止ネットワークの推進	高齢者・児童・障害者への虐待や配偶者暴力を含めた包括的な虐待の未然防止・早期発見・適切な支援・保護を図ります。	人権啓発課 地域活動課 子ども育成課 子ども家庭支援課 保育課 保育支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 保健センター 教育総合支援センター
こども家庭あんしんねっと協議会の運営	地域ぐるみで要保護児童などに関する相談対応や療育体制の調整などを行います。	子ども育成課

③個人情報保護の遵守

取組み	内容	担当課
住民基本台帳の閲覧、住民票および戸籍附票の写し交付等の制限の徹底	「品川区ドメスティック・バイオレンスおよびストーカー行為等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱」に基づく支援を行います。	戸籍住民課
個人情報保護の遵守に関する対応の徹底	関係各課において、個人情報保護の徹底や、支援措置対象者に関する情報の種類や活用方法の周知徹底に努めます。	全庁

④職員研修の実施

取組み	内容	担当課
研修の充実	関係各課における、職場企画研修、人権問題研修などを充実していきます。また、研修内容に係る情報は、担当者間における共有化に努めます。	人権啓発課 人事課 生活福祉課 保健センター
東京都や関係機関、民間の支援団体等の研修	東京都や関係機関、民間の支援団体等の研修へ区職員を派遣します。	人権啓発課 人事課
相談員等に対する研修の充実	職場企画研修や高齢者虐待予防研修会、自殺予防対策ゲートキーパー研修、職員相談対応マニュアルの配布など、継続的な研修を通じ、積極的に専門的な知識等を取得する機会を設けます。また、研修に参加し、研修内容について担当者間での共有化に努めます。	人事課 子ども家庭支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 保健予防課 保健センター

⑤相談員等のメンタルヘルス対策

取組み	内容	担当課
区産業医による区職員のメンタルヘルスに関する相談	相談員等が、被害者と同様の心理状態になる代理受傷や、問題解決の困難性から意欲を失うバーンアウト（燃えつき症候群）に陥らないように、相談員等のメンタルヘルス対策に努めます。	人事課 庶務課
東京都や関係機関、民間の支援団体等の研修	東京都や関係機関、民間の支援団体等が行うメンタルヘルスに関する研修へ区職員を派遣します。	人権啓発課 人事課

(2) 関係機関との連携の推進

配偶者暴力やストーカー行為の防止に関わる所管課、警察、医療機関、民間の支援団体などとの連携を推進します。

①関係機関との連携

取組み	内容	担当課
「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」の連携強化	担当課、警察、医療機関、民間の支援団体、地域住民代表者等の関係機関からなる「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」による連携を強化します。	人権啓発課 地域活動課 子ども育成課 子ども家庭支援課 保育課 保育支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 保健センター 教育総合支援センター
関係機関との連携強化 注）PCAN…児童虐待防止会議	品川区虐待防止ネットワーク推進協議会、品川学校支援チームHEARTSの支援活動、高齢者虐待防止ネットワーク、PCAN等の会議において、関係機関の連携体制を構築し、配偶者暴力やストーカー行為の防止に努めます。	人権啓発課 地域活動課 子ども育成課 子ども家庭支援課 保育課 保育支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 保健センター 教育総合支援センター
他自治体との連携による支援者体制の整備	加害者等の追及から逃れるために保護施設への入所、退所が区や都道府県域を超えて行われることから、被害者の支援について地方公共団体間の広域的な連携を円滑に行います。	子ども育成課 生活福祉課
国、東京都、他区市町村との連携	女性施策担当課長会や、施設長連絡会などに出席し、国、東京都、他区市町村との連携を図ります。	人権啓発課

基本目標Ⅲ　女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進【品川区女性活躍推進計画】

現状と課題①　女性の就業継続、再就職等に向けた取組み

女性があらゆる職業の分野で担い手となり活躍することは、女性の自立と自己実現のためだけでなく、地域・社会の活性化と持続的な発展のためにも必要となっています。

事業所状況調査によると、女性の能力を活用するために、『明確な人事考課基準に沿って、性別にとらわれない人事考課を行う』、『ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のための制度を整備し、活用を促進する』といった取組みを実施している、または実施を検討している事業所の割合が高くなっていますが、それ以外の項目では実施予定がない事業所の割合が高くなっています。また、区民意識調査では、女性の理想の働き方について、過去調査と比較すると、「子育ての時期だけ一時辞めて、その前後は職業をもつ」が最も多い傾向は変わりませんが、「結婚や出産にかかわりなく、一生職業をもつ」が過去調査の中で、平成 29 年調査が最も高くなっています。

課題

働き続けたい女性が働き続けられ、能力を発揮できるよう、企業での取組みを促進することが必要です。また、子育てや介護のために退職した人の再就職支援をするとともに、起業・創業などに関する支援も必要です。

図表Ⅲ－1　女性の能力を活用するための取組みの有無（全体）

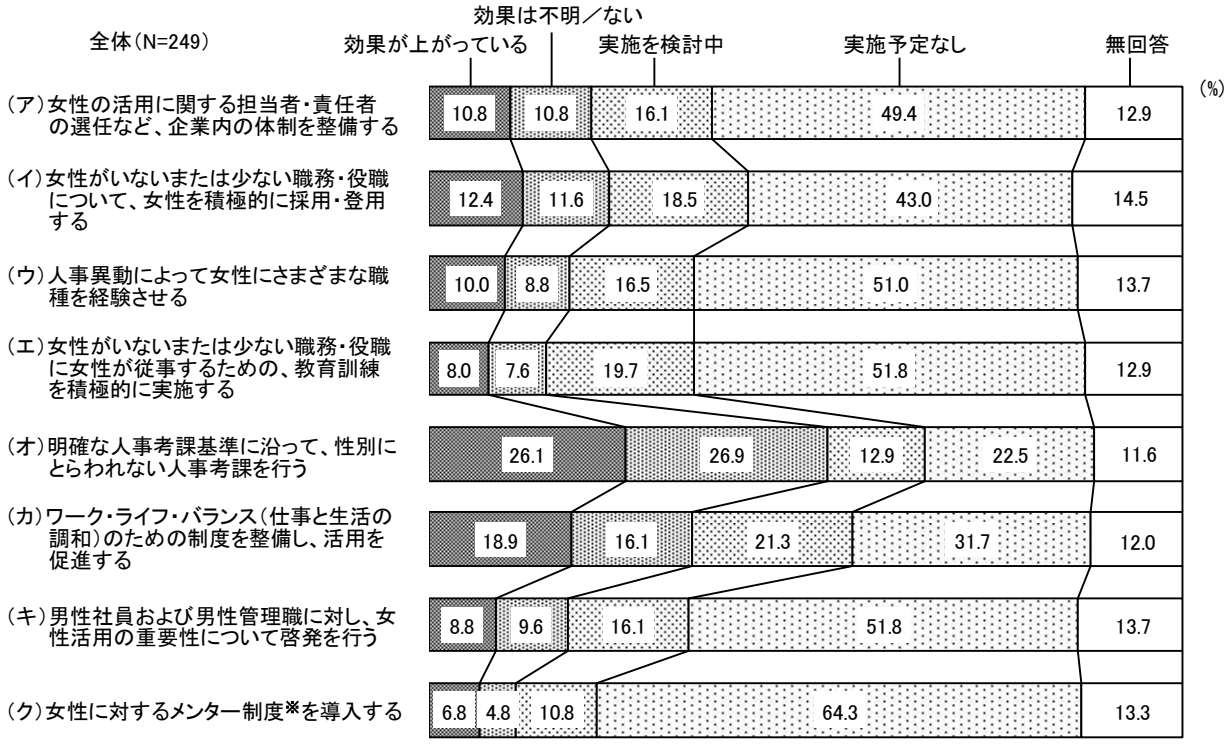

資料：男女共同参画等に関する事業所状況調査（平成 29 年）

※メンター制度とは、豊富な知識と職業経験を有した社内の先輩社員（メンター）が、後輩社員（メンティ）に対して行う個別支援活動です。

図表Ⅲ-2　女性の理想の働き方（全体、性別）【経年比較】

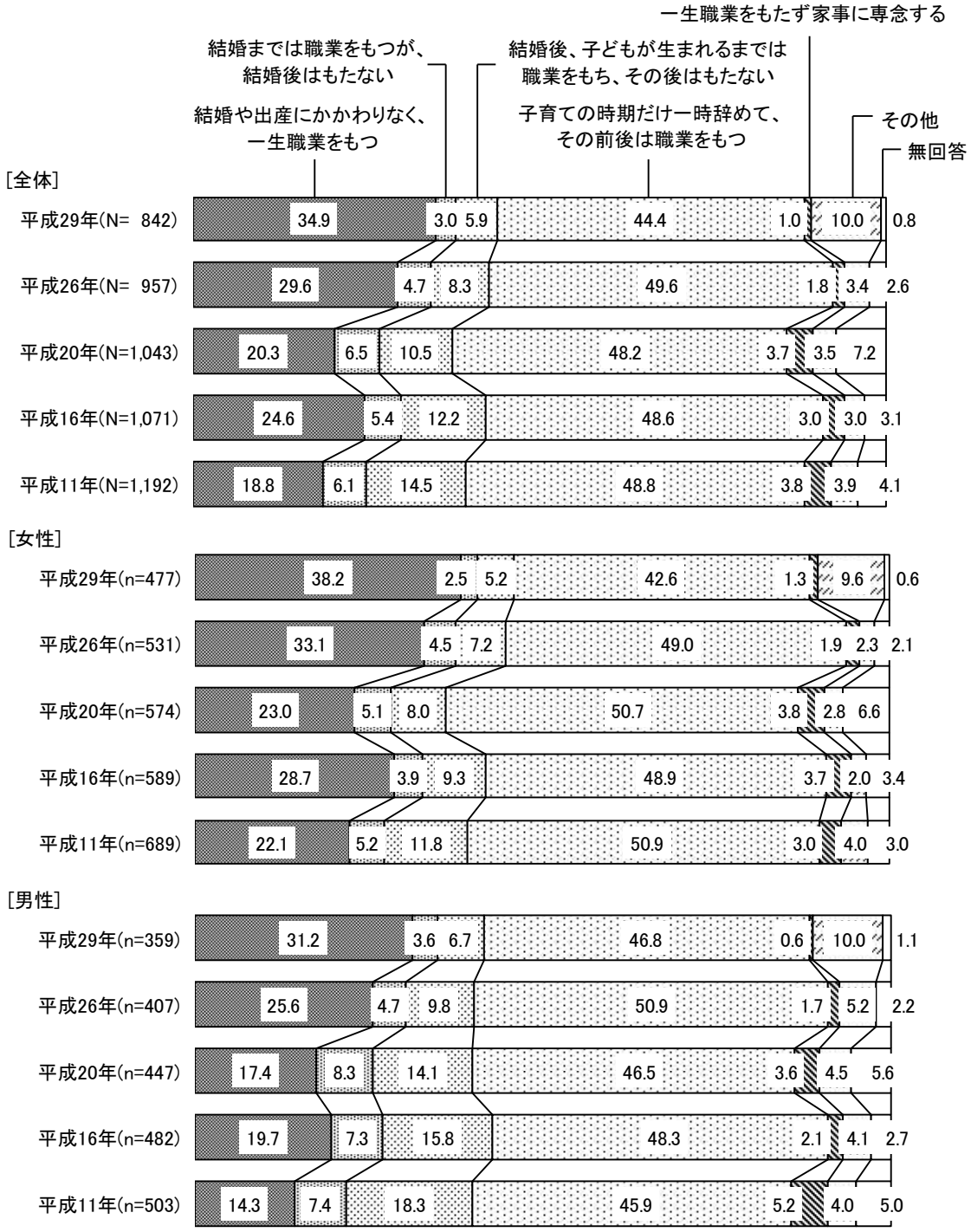

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

※平成 26 年調査以前では、以下の選択肢となっており、平成 29 年調査と選択肢が一部異なっています。

・結婚や出産にかかわりなく、一生職業をもつ（職業継続型）
・結婚までは職業をもつが、結婚後はもたない（結婚退職型）
・結婚後、子どもが生まれるまでは職業をもち、その後はもたない（出産退職型）
・子育ての時期だけ一時辞めて、その前後は職業をもつ（中断再就職型）
・一生職業をもたずに家事に専念する（専業主婦型）

現状と課題②　ワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画社会の実現に向けては、男女がともに、仕事と家庭、地域活動、個人の自己啓発など、様々な分野においてバランスよく活動できる、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が不可欠です。

区民意識調査によると、「仕事」、「家庭」、「個人の生活」の優先度の希望は、男女ともに「「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」が最も多くなっていますが、優先度の現実・現状をみると、女性は「家庭生活優先」、男性は「仕事優先」が最も多くなっています。また、希望と現実・現状が一致しているかをみると、「希望と現実・現状が一致している」人は４割にとどまっています。

課題

区民一人ひとりが一層ワーク・ライフ・バランスの意義を理解し、それぞれの活動の場においてワーク・ライフ・バランスの実現を図れるよう、情報提供が必要です。

図表Ⅲ-3 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度（希望）
（全体、性別）

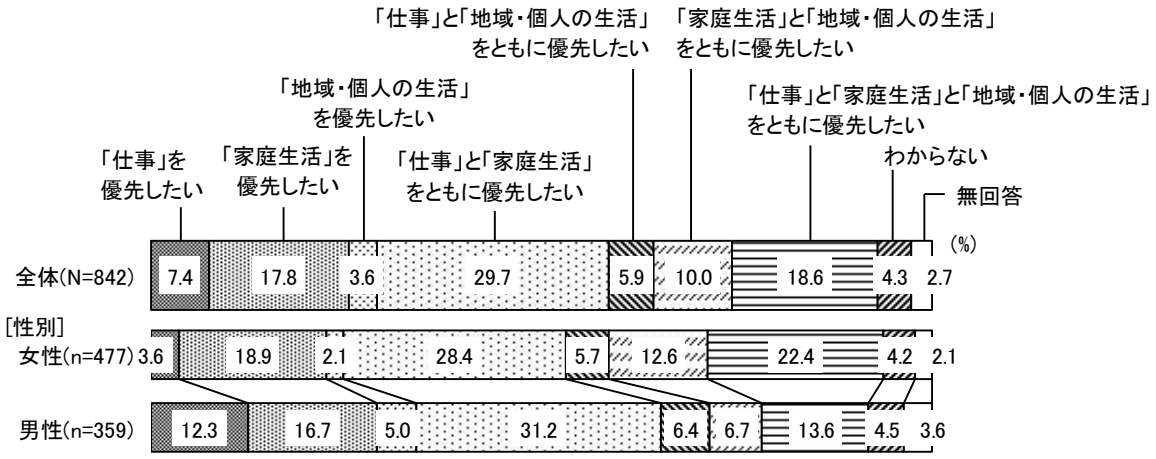

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

図表Ⅲ-4 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度（現実・現状）（全体、性別）

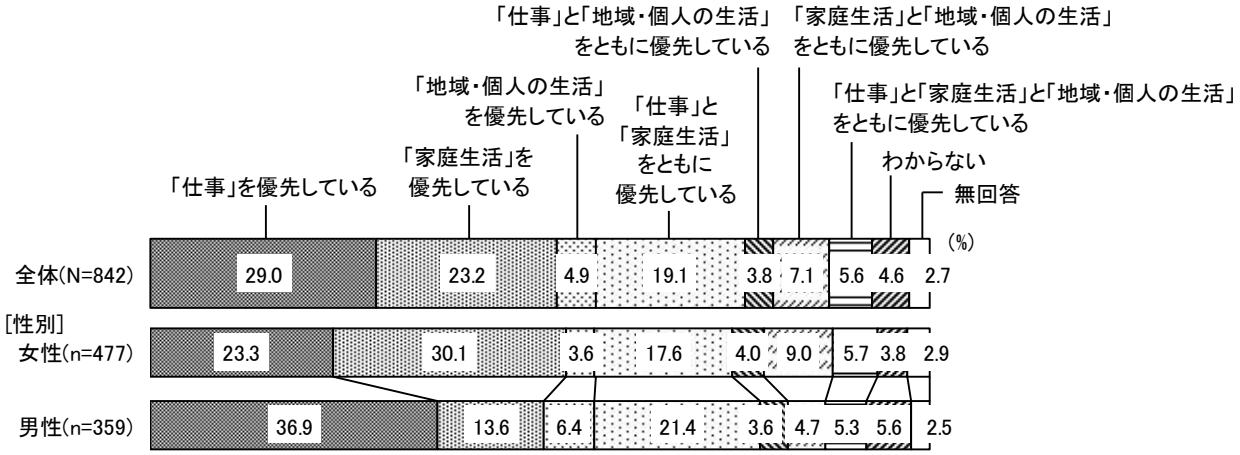

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

図表Ⅲ-5 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度における希望と現実・現状の一致（全体、性別）

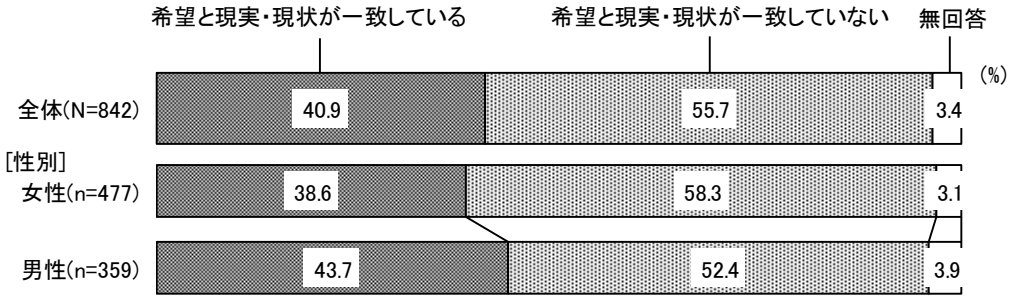

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

現状と課題③　ワーク・ライフ・バランスに関する企業への働きかけ

多様な働き方ができ、誰もが働きやすい職場をつくることは、女性の就業継続や優秀な人材の確保につながるだけでなく、ワーク・ライフ・バランスの実現にもつながります。

事業所状況調査によると、ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの実施状況をみると、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得推進のための取組みを実施している事業所がみられます。多様な働き方ができる制度の整備状況をみると、『育児休業制度』や『介護休業制度』、『短時間勤務制度』の整備は進んでいます。しかし、区民意識調査によると、男性の育児休業の取得が少ない理由として、「職場や周囲に休みにくい雰囲気があるから」が最も多く、約７割となっています。

課題

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得推進、多様な働き方に関する制度などワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みについて、意識啓発や情報提供を通し、企業の取組みを促進する必要があります。また、制度の整備に加え、制度を利用しやすい環境づくりについても情報提供をする必要があります。

図表Ⅲ-6　ワーク･ライフ･バランスに関する取組みの実施状況（全体）

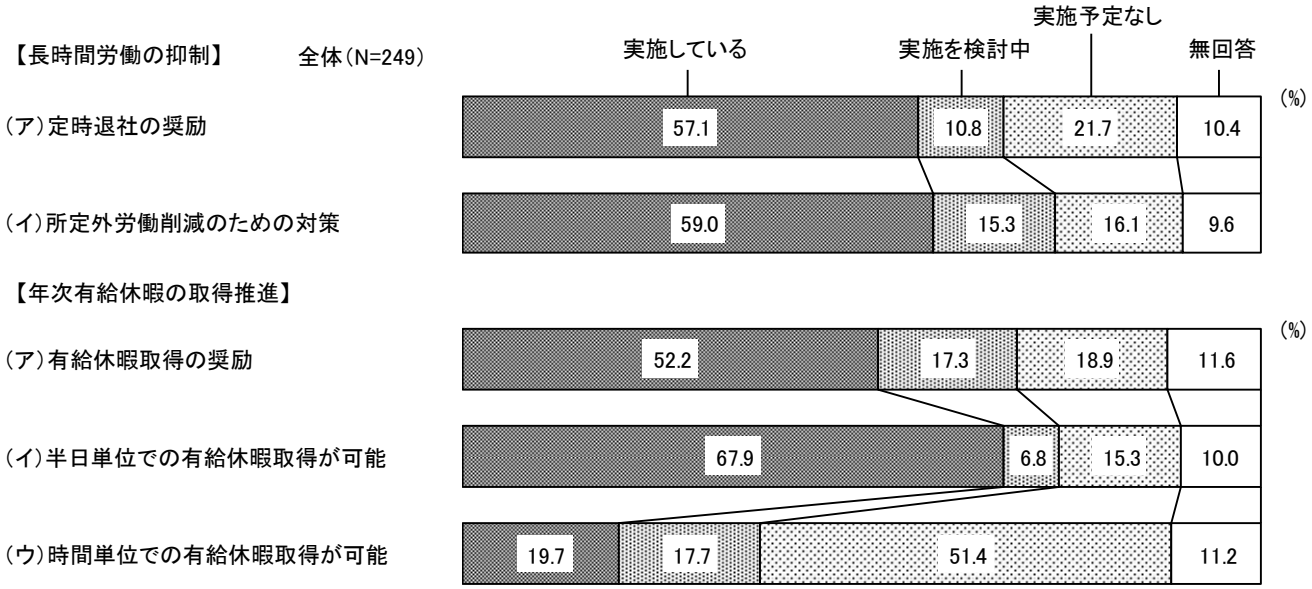

資料：男女共同参画等に関する事業所状況調査（平成 29 年）

図表Ⅲ-7　多様な働き方ができる制度の整備状況（全体）

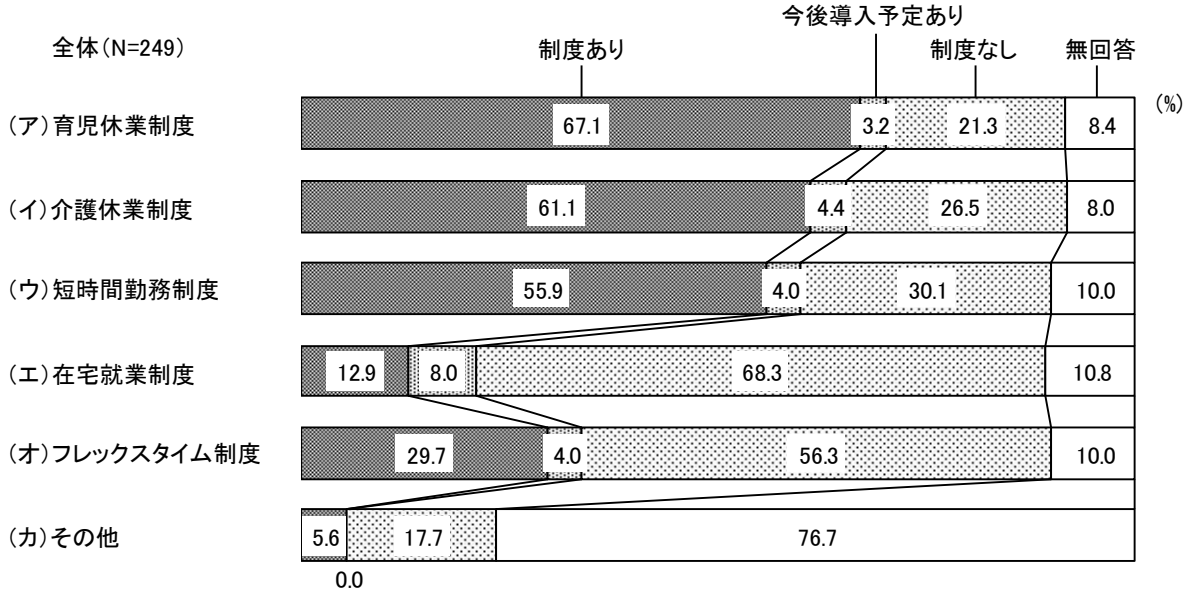

資料：男女共同参画等に関する事業所状況調査（平成 29 年）

図表Ⅲ-8　男性の育児休業の取得が少ない理由（全体、性別：複数回答）

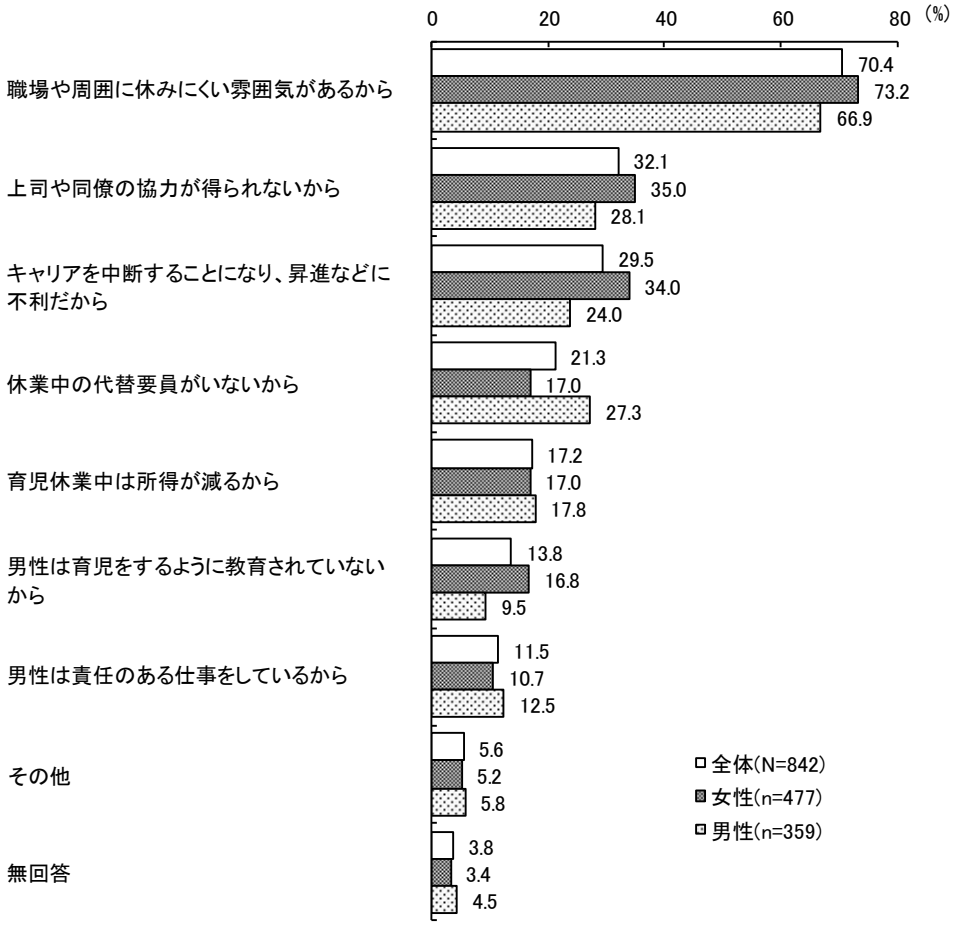

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

現状と課題④　子育てや介護に関する支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、まず、男性が仕事中心のライフスタイルを見直し、家庭生活に参画していくことが重要です。また、女性の社会参画を進めていくためには、子育てや介護等に対する支援や地域ぐるみでの支援も重要です。

区民意識調査によると、男性が家事・子育て・介護等に積極的に参加するために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も多く、「男性が家事・育児などを行うことに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解をすすめること」が続いています。

また、ワーク・ライフ・バランスのために必要なこととして、「保育・介護サービスが向上すること」、「育児や介護のために退職した職員の復帰・再就職が可能になるような制度が整うこと」、「育児・介護などのための休暇取得や労働時間短縮のしくみが整うこと」、「パートタイマー、契約・派遣社員などの労働条件が向上すること」が上位にあがっています。

課題

男性の家庭生活への参画を促進するための情報提供をすることや、女性も男性も子育てや介護をしやすいよう、子育てや介護の支援を充実することが必要です。また、地域ぐるみの助け合いや支援活動を区民と協働して進める必要があります。

図表Ⅲ-9　男性が家事・子育て・介護等に積極的に参加するために必要なこと（全体、性別：複数回答）

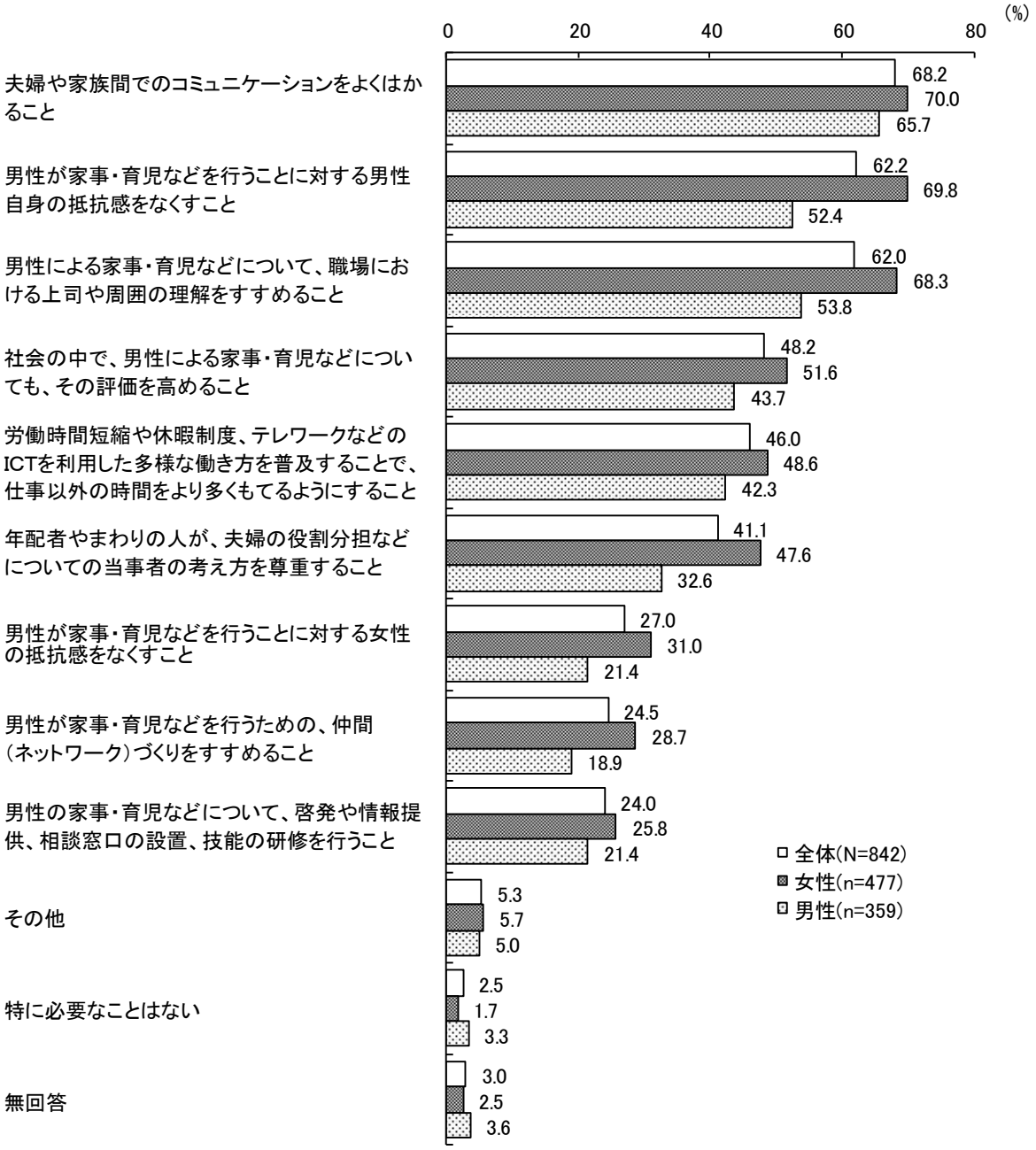

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

図表Ⅲ－10 ワーク･ライフ･バランスのために必要なこと（全体、性別：複数回答）

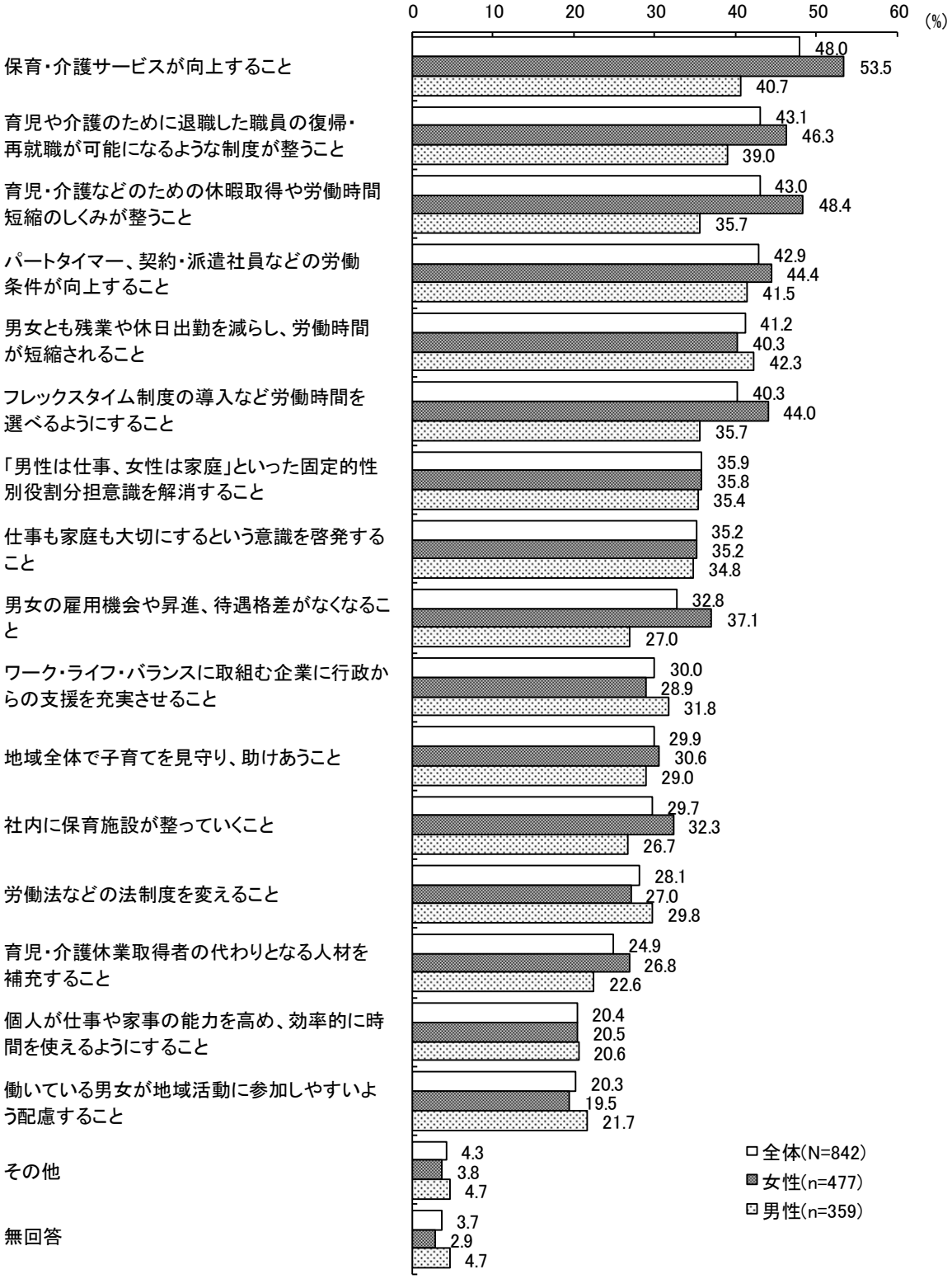

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

1 女性の活躍への支援

(1) 就労の支援

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できるように、就労に関する情報提供・相談、スキルアップの機会の提供などを総合的に展開し、女性の就労を支援します。

①就労に関する情報提供および支援

取組み	内容	担当課
広報誌を活用した情報提供	「しながわ産業ニュース」を発行し、就労に関する相談、支援についての情報提供を行います。	商業・ものづくり課
わかもの・女性就業相談 【再掲】（68 ページ）	女性や 39 歳以下の人の「働く」こと、就職活動・キャリアに関する悩みについて、カウンセラーがアドバイスを行います。応募書類の添削や面接指導なども実施します。	商業・ものづくり課
就業支援セミナー	女性や 39 歳以下の人の就業支援のためのセミナーを実施します。東京都が実施するセミナーについての情報提供も行います。	商業・ものづくり課
子育て×はたらく座談会	子育てしながら働いている女性が不安やもやもやした気持ちを１人で抱え込まないように座談会・懇親会を実施します。ゲームや会話を通して自身の本質を知り、変化や成長のきっかけを探ります。	商業・ものづくり課

(2) 起業・創業の支援

起業･創業に関する情報提供・相談、金融支援も含めた多様な支援を行い、女性のチャレンジ・再チャレンジを応援します。

①起業・創業に関する情報提供および支援

取組み	内容	担当課
創業支援センター等運営	区民の創業支援のため、西大井、天王洲、武蔵小山の３つの創業支援センターと広町一丁目工場アパート・創業支援センターを運営します。特に「武蔵小山創業支援センター」は、商業、サービス業を中心に創業予定者や創業間もない人を対象にした創業支援施設であり、特に女性を対象としており、各種相談、セミナーや交流会の実施、チャレンジスペース・ショップの貸出しを行います。	商業・ものづくり課
品川産業支援交流施設運営	品川産業支援交流施設ＳＨＩＰにおいて、様々な地域・業種の企業を呼び込み、異分野同士による連携を促進させることで、新産業・新ビジネスを創出していくとともに、成長期にあるベンチャー企業の支援を行います。	商業・ものづくり課
創業に関する相談支援	品川区立中小企業センター、各創業支援センターにおいて創業に関する相談を行います。	商業・ものづくり課

②起業・創業のための金融支援制度の充実

取組み	内容	担当課
創業支援資金	創業支援資金のあっ旋のため、商工相談員がアドバイスを行います。	商業・ものづくり課
事業開始・事業継続資金の相談	母子家庭の母または父子家庭の父等で 20 歳未満の子ども等を扶養している方に東京都母子および父子福祉資金の融資あっ旋を行います。	子ども家庭支援課

(3) 働きやすい職場環境づくり

区内事業所の優秀な人材の確保・定着および生産性・経営力の向上を目的として、働き方改革に向けた支援を行います。

①働き方改革の支援

取組み	内容	担当課
しながわ～く推進事業 （働き方改革支援事業）	働き方改革に関するコンサルティング経費助成、事業所内育児施設整備費助成、働き方改革に関するセミナーの実施、多様な働き方や多様な休暇を制度化している企業等への奨励金交付等を行います。	商業・ものづくり課

②職場におけるハラスメント防止に関する情報提供と啓発

取組み	内容	担当課
職場におけるハラスメント防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど、様々なハラスメント防止のための啓発を行います。	人権啓発課

(4) ワーク・ライフ・バランスの普及

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方について、講座の開催や啓発誌の発行などによって情報提供と啓発を行います。

①ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と啓発

取組み	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランス講座	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座を開催し、普及・啓発を図ります。	人権啓発課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するための啓発	男女平等啓発誌「マイセルフ」等で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための啓発を行います。	人権啓発課

2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 企業等への働きかけ

企業等において、ワーク・ライフ・バランスの考え方が重視され、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい雇用環境が進むよう、働きかけと支援を行います。

①ワーク・ライフ・バランス支援事業の促進

取組み	内容	担当課
しながわ～く推進事業 （働き方改革支援事業） 【再掲】（91 ページ）	働き方改革に関するコンサルティング経費助成、事業所内育児施設整備費助成、働き方改革に関するセミナーの実施、多様な働き方や多様な休暇を制度化している企業等への奨励金交付等を行います。	商業・ものづくり課
ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の支援	「しながわ産業ニュース」等でワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を紹介します。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業への契約における総合評価制度への加点（工事請負契約の総合評価落札方式）を行います。	経理課 商業・ものづくり課

②特定事業主行動計画の策定と進行管理

取組み	内容	担当課
男性職員の育児休業取得率の向上	品川区特定事業主行動計画で数値目標として掲げている品川区の男性職員の育児休業取得に関する実態を把握し、男性職員が育児休業を取得しやすくするために各種制度の見直しを行います。	人事課

3 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 子育てをしやすい環境づくり

誰もが安心して生み育てることができる環境づくりのために、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援、多様な場面での相談、多様な働き方や世帯構成などに対応した保育サービスの充実、地域における交流の場づくり等を行います。

①相談の充実

取組み	内容	担当課
しながわネウボラネットワーク【再掲】（52 ページ）	妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援のために、保健センター・健康課での妊娠期からの相談事業（全妊婦面接）、児童センターでの子育てネウボラ相談、産後の家事育児支援の利用助成、産後ケア事業等を行います。	子ども育成課 健康課 保健センター
すくすく赤ちゃん訪問	赤ちゃんが生まれた家庭を助産師・保健師・児童センター職員などが訪問し、育児の心配事等にアドバイスします。	子ども育成課 健康課 保健センター
しながわっ子　子育てかんがるープラン	子育て相談員が、妊娠中の人から小学校就学前までのお子さんの保護者を対象に、子育て相談を通し、子育て支援事業の紹介や情報提供を行い、就学前の子育てプランを作成する手伝いをします。	保育課
健診、教室等での子育て相談および情報提供	妊婦面接、すくすく赤ちゃん訪問、乳幼児の健康診査、各種教室、出張健康学習等で相談および情報提供を行います。	保健センター
品川区子育て支援センター	子育てや家庭に関して保護者や子ども自身から様々な相談に応じます。また、ショートステイ・ トワイライトステイ事業を行います。さらに、児童虐待の防止および早期発見・適切な対応を行うため、地域ネットワークづくりも進めます。	子ども育成課

取組み	内容	担当課
教育に関する相談	教育総合支援センターにおいて、教育に関する相談窓口を一本化し、教育・心理・福祉の専門家等が互いに連携を図りながら、いじめ問題や不登校、非行、虐待、特別支援など教育に関する様々な課題の解決に取り組みます。	教育総合支援センター
生活困窮世帯の子どもへの支援	「暮らし・しごと応援センター」の支援員がカウンセリングや家庭訪問を実施し、必要に応じて適切な専門機関やサービスを紹介し、生活習慣や学習、進学の相談などの支援を行います。	生活福祉課

②保育の充実

取組み	内容	担当課
認可保育園等の開設・運営支援	待機児童解消のため教育・保育施設等を整備します。	保育支援課
多様な保育サービスの提供	教育・保育事業をはじめ、一時保育、延長夜間保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスを提供します。一時預かり事業などの事業の拡充にともなう人材の確保のために、子育て支援分野に従事する「子育て支援員」の活用を推進します。	保育課 保育支援課
すまいるスクール	放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、児童が安全に学習や遊び、スポーツができる場所として、「すまいるスクール」を全小学校および義務教育学校に開設し、学校や地域のボランティア、ＰＴＡの協力を得ながら、多彩な事業を展開します。	子ども育成課
子育て短期支援事業	保護者の疾病や仕事などにより、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業として、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施します。	子ども育成課

取組み	内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	依頼会員と提供会員の会員組織「ファミリー・サポート・センター」を区内２カ所に設置し、地域で子育てを支えあうことを継続します。	子ども家庭支援課

③交流の場づくり

取組み	内容	担当課
地域における子育て支援拠点の運営	地域子育て支援センター、児童センター、保育園・幼稚園、地域交流室ポップンルームにおいて、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て支援に関する講座などを行います。	子ども育成課 保育課 保育支援課
妊娠・出産・育児に関する学級等	マタニティクラス（母親学級）、乳児期前期育児学級、多胎児育児学級、親育ちワークショップ、親育ち支援事業「プレママ・プチママタウン」等を実施し、妊娠・出産・育児に関する知識の取得と母親同士の交流・情報交換を促進します。	子ども育成課 保健センター
チャイルドステーション	児童センター・保育園などが、気軽に相談でき、また同じ悩みを持つ仲間同士で交流・情報交換できる場「チャイルドステーション」となり子育てを支援します。	保育課
子育て交流ルーム運営費の助成	子育て家庭が、安心と喜びをもって子育てができる地域で支えるネットワークの構築を支援することを目的に、商店街の店舗等地域のスペースを利用した子育て交流ルームの運営に助成金を交付します。	保育支援課

(2) 男女がともに子育てをするための支援

男女が協働して子育てに取り組むことができるよう、講座やイベント等を通して、情報提供や意識啓発を行います。

①男女がともに子育てに取り組むための意識づくり

取組み	内容	担当課
赤ちゃんとのふれあい授業	小中高生を対象とした赤ちゃんと触れ合う授業を実施します。赤ちゃんの成長・発達を知り、命の素晴らしさを体験してもらい、親の子に対する思いや育児の楽しさ、大変さを知る機会とします。	子ども育成課
父親の子育て参画促進	父親が子どもと一緒に参加できる催しを土曜日を中心に児童センターで実施します。	子ども育成課
二人で子育て（両親学級）	両親で協力して出産・育児にのぞめるように、赤ちゃんの沐浴などを体験学習します。	保健センター
一日保育士体験	公立保育園に通う子どもの保護者を対象に「一日保育士体験」を実施します。我が子以外の大勢の子どもとふれあうことで、育児に対する視野を広げ、家庭でのしつけのヒントを得る機会とします。	保育課

②子育てに関する支援

取組み	内容	担当課
食に関する相談・教室	食に関する相談・教室（妊娠期・離乳食等）を開催し、知識の普及や子育て不安の軽減に努めます。	保健センター
妊娠・出産・育児に関する学級等 【再掲】（95 ページ）	マタニティクラス（母親学級）、乳児期前期育児学級、多胎児育児学級、親育ちワークショップ、親育ち支援事業「プレママ・プチママタウン」等を実施し、妊娠・出産・育児に関する知識の取得と母親同士の交流・情報交換を促進します。	子ども育成課 保健センター
子どもすこやか医療費助成	中学３年生までの児童が医療機関等で診療を受けた時、保険診療の自己負担分を助成します。	子ども家庭支援課

(3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の区民が経済的に自立し、子どもの養育と仕事をバランスよく両立できるよう、支援を充実します。

①ひとり親家庭の相談および情報提供

取組み	内容	担当課
ひとり親家庭の相談 【再掲】（68 ページ）	母子・父子自立支援員、母子・父子就労相談員が、ひとり親家庭の生活全般にわたる問題や就労相談等、自立のための相談に応じます。	子ども家庭支援課
就業相談（母子・父子自立支援プログラム策定事業）	就労を目指すひとり親家庭の母や父に、専門の就労相談員が個々の状況・ニーズに応じた就労プログラムを策定し、就労までの相談や求職活動の助言およびハローワークへの同行等を行います。	子ども家庭支援課

②ひとり親家庭の生活支援

取組み	内容	担当課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康を維持し、福祉の増進を図ります。	子ども家庭支援課
ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭の親子がレクリエーションと休養のために、都内外の指定施設を低料金もしくは無料で利用できます。	子ども家庭支援課
ひとり親家庭自立支援給付金	就業に結びつく可能性の高い講座や資格取得により経済的自立を促進するため、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の助成や支給を行います。	子ども家庭支援課
ひとり親家庭学習支援事業 「ぐんぐんスクール」	ひとり親家庭の経済的、精神的不安の軽減や自立支援に向けた取組みとして、児童への個別の学習指導や進路指導を行い、学習の習慣づけや進学意欲の向上を目指します。	子ども家庭支援課

(4) 高齢者・障害者とその家族への支援

高齢で介護が必要になっても、また障害があっても、住みなれた地域で自立して暮らし続けることができるよう支援するとともに、その家族に対しても仕事と家庭生活や介護を両立できるように支援します。

①高齢者の相談および情報提供の充実

取組み	内容	担当課
本人および家族のニーズに合わせた適切なケアマネジメントの推進 （在宅介護支援センター）	区内 20 か所の在宅介護支援センターを中心として、在宅医療・介護連携などニーズに合ったサービス調整や相談窓口を設置します。	高齢者福祉課
支え愛・ほっとステーション （地域センター内、13 か所）	地域センター内にコーディネーターを配置し、地域の福祉に関わる身近な相談・支援につなげる調整を行います。	福祉計画課
民生委員・児童委員による身近な相談	自らも地域住民の一員として、地域の人が安心して暮らせるように生活上の相談に応じ、行政機関等につなぐパイプ役を果たします。	福祉計画課
認知症予防、早期発見・早期対応の推進	認知症を早期に発見し、相談や診断につなげ、早期に適切な対応をとり、本人や家族が安心して地域で生活できるように、生活、医療・介護・福祉の関係機関の連携を強化します。	高齢者福祉課
ひとり暮らし高齢者等の転居支援事業	配偶者が亡くなり、ひとり暮しとなってコンパクトで家賃の安い物件を探したり、足腰が弱くなり一階などの低層階の住宅への転居を望む高齢者のニーズと賃貸住宅のオーナーの不安を、区が仲介することで解消します。	高齢者地域支援課

②介護者への支援

取組み	内容	担当課
介護者支援の充実	介護者支援のため、介護者交流や介護者向けの講座や研修事業を充実します。また、介護と仕事の両立支援、介護離職ゼロを推進するため、ダブルケア等の実態把握を行います。	高齢者福祉課
認知症高齢者と家族の社会参加、仲間づくりの支援	認知症高齢者と介護家族の社会参加や交流は、本人や家族の心身の負担軽減に有効です。身近な場所で気軽に利用できるように、区内全域に認知症カフェを整備するほか、認知症に特化した介護者支援施策の充実を図ります。	高齢者福祉課

③障害者の相談および情報提供の充実

取組み	内容	担当課
障害児・者一人ひとりに合ったケアマネジメント体制の充実	地域の中核となる相談支援事業者は、福祉サービス利用を目的とした計画相談だけでなく、基本相談も行い、地域における身近な相談支援の拠点として機能を充実させます。区は、基幹相談支援センターとして地域の相談支援事業者を統括し、困難ケースの対応や支援者のスキル向上等、総合的な視点でケアマネジメント体制を支えていきます。	障害者福祉課
障害の個別性に合わせた専門相談の充実	障害種別によらない総合的な相談が可能な体制をめざしつつ、障害特性に応じた専門相談の活用などを充実させ、より適切なケアマネジメント体制を強化していきます。	障害者福祉課
関係機関（保健・医療・教育等）の連携強化による相談支援体制の充実	保健センターや、保育課、教育総合支援センターおよび医療機関等の連携を強化し、専門的な療育を受けながら地域で安心して過ごすことができるように、成長発達段階に応じた支援体制を整備します。精神疾患や難病等の状態像の変化についても、同様の連携強化により、安定した日常生活を送れるように支援します	保育課 保育支援課 障害者福祉課 保健センター 教育総合支援センター

④障害者の地域生活支援体制の整備

取組み	内容	担当課
地域で自立・安心した生活を送るための拠点施設や住環境の整備	日常生活支援サービスの充実とともに、それらサービスを提供する地域生活支援の拠点施設を整備します。また、日中活動の場を提供する地域活動支援センターの機能を強化し、地域生活の充実を図るとともに、住環境の整備を進めます。	障害者福祉課
在宅サービスの充実	自立支援給付の居宅介護サービスや、障害のある方を介護する家族等支援のためのショートステイ、その他の生活支援サービスの充実を図ります。	障害者福祉課
障害特性に応じた支援の強化	障害のあるすべての人が、そのライフステージにおいて地域での自立した生活を営むことができるよう、障害特性に応じた支援の強化を図ります。	障害者福祉課

4 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 地域における子育て・介護等の支援体制の整備

子育て支援をはじめとした地域での支え合い活動を活性化するために、地域人材の育成、地域ネットワークの構築、居場所づくり・交流活動等への支援を行います。

①子育て支援活動の充実

取組み	内容	担当課
子育て支援ボランティアの育成	子育てが一段落した保護者や、経験豊富なシニア世代などの子育て力を活用し、地域で子育て支援に取り組むための環境づくりを進めます。	子ども育成課
子どもを見守る地域ネットワークの育成	家庭・学校・地域の協力者と警察などの協力による子どもたちの安全の確保および地域の防犯ネットワーク（児童見守りシステム）づくりを推進します。	地域活動課
ファミリー・サポート・センター事業 【再掲】（95 ページ）	依頼会員と提供会員の会員組織「ファミリー・サポート・センター」を区内２カ所に設置し、地域で子育てを支えあうことを継続します。	子ども家庭支援課
子育て交流ルーム運営費の助成 【再掲】（95 ページ）	子育て家庭が、安心と喜びをもって子育てができる地域で支えるネットワークの構築を支援することを目的に、商店街の店舗等地域のスペースを利用した子育て交流ルームの運営に助成金を交付します。	保育支援課

②高齢者支援活動の充実

取組み	内容	担当課
地域貢献ポイント事業	概ね60歳以上の高齢者を対象に、区、ＮＰＯ法人、社会福祉法人などが実施する指定ボランティア活動を行うことによりポイントを付与します。ポイントは社会福祉団体へ寄付したり区内共通商品券と交換することなどができます。	高齢者地域支援課

③障害者当事者団体・家族会の活動支援

取組み	内容	担当課
障害者団体への活動支援	障害者団体への集会室利用料の減免による活動支援により、障害のある方の主体的な社会参加や社会活動を促します。	障害者福祉課

④交流事業の充実

取組み	内容	担当課
多世代交流支援 【再掲】（54 ページ）	高齢者から子ども、障害者等どなたでも利用・交流できる高齢者多世代交流支援施設（通称「ゆうゆうプラザ」）において近隣の町会、高齢者クラブ、保育園、学校、大学や図書館をはじめとした関連機関と連携し、多世代交流を行います。	地域活動課 子ども育成課 高齢者福祉課 高齢者地域支援課 障害者福祉課 品川図書館 関係各課
サロン活動の拡充	身近な相談や支援活動、世代間交流の拠点となるサロン活動について、現在実施されているほっと・サロンを拡充するとともに、さらに対象・活動目的・内容等が多様なサロン活動を促進するため、実施主体（町会・自治会、高齢者クラブ、ＮＰＯ等）に対する場所の確保、活動資金の援助などの支援方策を検討します。	福祉計画課
子どもの居場所づくり・子ども食堂等への支援	みんなで食べる楽しさや温かさを提供する子ども食堂による居場所づくりを進めます。 子ども食堂等、地域で取り組む人々が、ネットワークでの交流を通じ相互の活動を充実できるよう支援します。	子ども家庭支援課

基本目標Ⅳ　男女共同参画のまちづくりの推進

現状と課題①　地域活動における男女共同参画の推進

地域活動に男女共同参画の視点を反映するためには、地域の活動において、性別や年齢などにより役割を固定化しないようにすることや、一人ひとりの区民が地域社会の一員としての自覚をもって、様々な活動に参画することが重要です。

品川区の地域に関する活動における女性の割合をみると、町会・自治会長では 7.5%、消防団員では 21.9%と低くなっている一方、民生委員・児童委員では 78.0%、健康づくり推進委員では 75.7%と高くなっており、地域活動に参加する女性の割合は高くなっていますが、方針・決定を行う女性の割合は低くなっています。

区民意識調査によると、地域活動・ボランティア活動の参加状況として、男女ともに取組んでいる活動がない人の割合は約７割となっています。地域活動・ボランティア活動に参加していない理由をみると、「仕事・育児・介護などで時間がない」が最も多く、「参加方法がわからない」、「人間関係などがわずらわしい」が続いています。

課題

様々な地域活動において性別や年齢などにより役割を固定化しないように啓発するとともに、あらゆる年齢層の男女がともに地域活動に参画するための基盤整備や仕組みづくりが必要です。

図表Ⅳ-1　地域に関する活動における女性の割合（品川区）

	女性	男性	合計	女性の割合
町会・自治会長	15	184	199	7.5%
民生委員・児童委員	227	64	291	78.0%
健康づくり推進委員	159	51	210	75.7%
消防団員※	102	466	568	21.9%

資料：品川区
2018（平成 30）年4月1日現在
※　資料：総務省消防庁ホームページ
2017（平成 29）年4月1日現在

図表Ⅳ-2　地域活動・ボランティア活動への参加状況

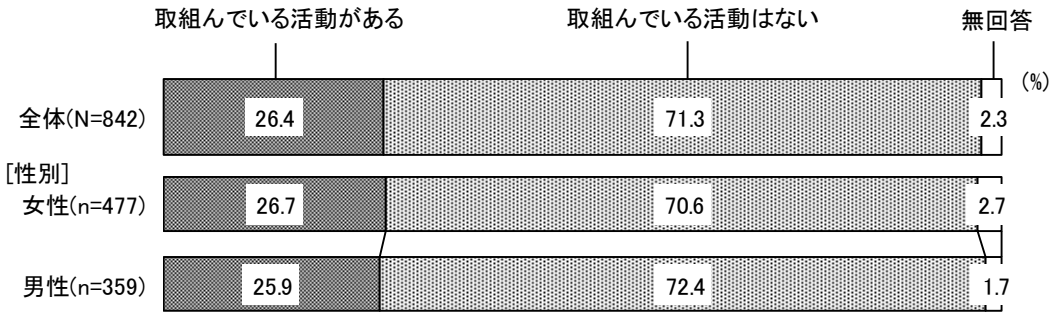

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）
※ 「取組んでいる活動がある」は、なんらかの活動に参加している人の割合

図表Ⅳ-3　地域活動・ボランティア活動に参加していない理由（全体、性別：複数回答）
＜活動に参加していない人＞

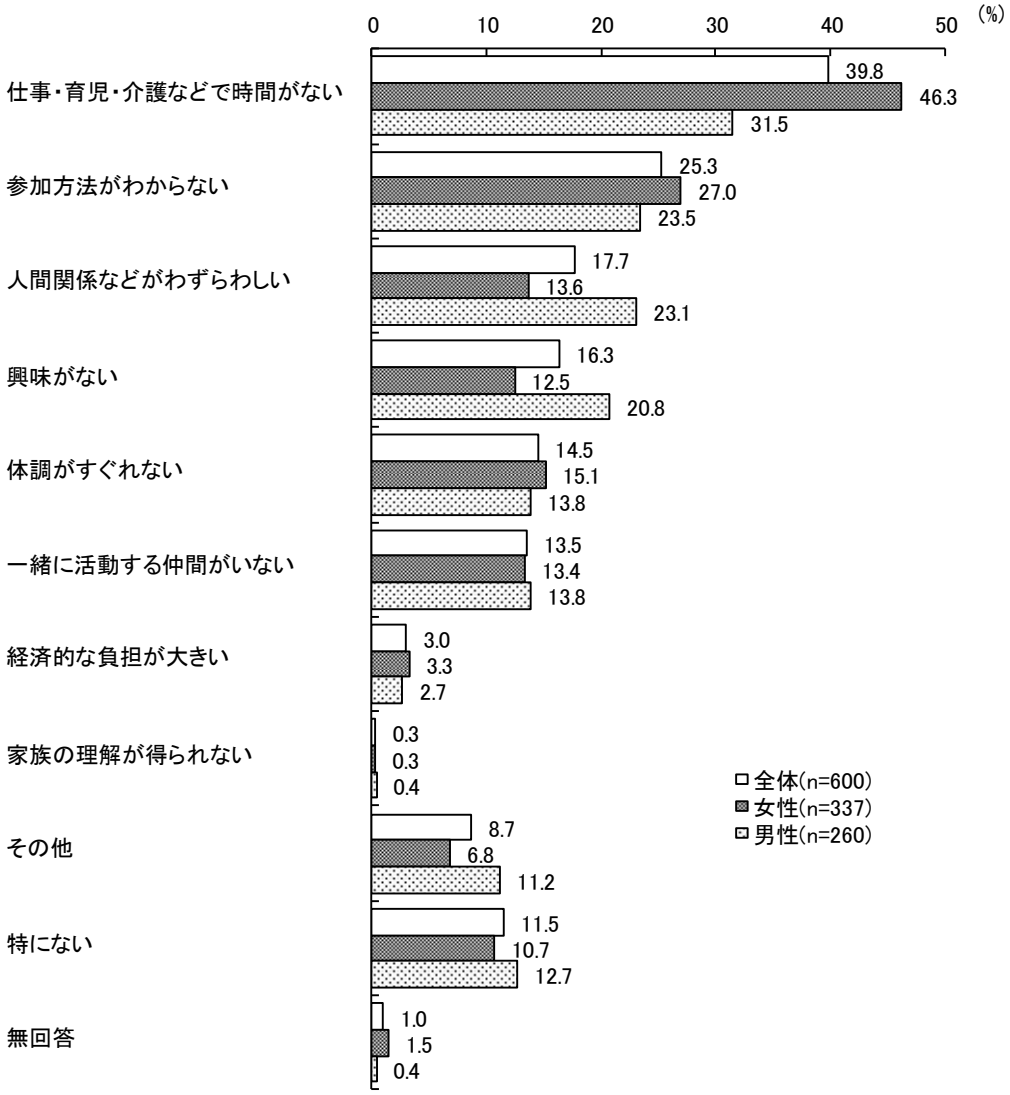

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

現状と課題②　防災分野における女性の参画の促進

東日本大震災などの災害時に、男女共同参画の視点が不十分であったために、避難所運営等で様々な人のニーズに対応ができていなかった状況が発生しており、平常時から災害対策に男女双方の視点を反映していくことが重要です。

区民意識調査によると、地域における災害対策において男女共同参画の視点を活かすために重要なこととして、「備蓄品に男女両方の視点を活かす」が最も多く、「避難所の運営、設備に男女両方の意見を反映させる」、「災害や防災に関する知識の習得をすすめる」が続いています。

課題

安全で安心できるまちづくりに向けて、災害対策に女性の参画を促進するとともに、高齢者や障害者、外国人などの多様な視点を反映することが必要です。

図表Ⅳ-4　地域における災害対策において男女平等の視点を活かすために重要なこと
（全体、性別：複数回答）

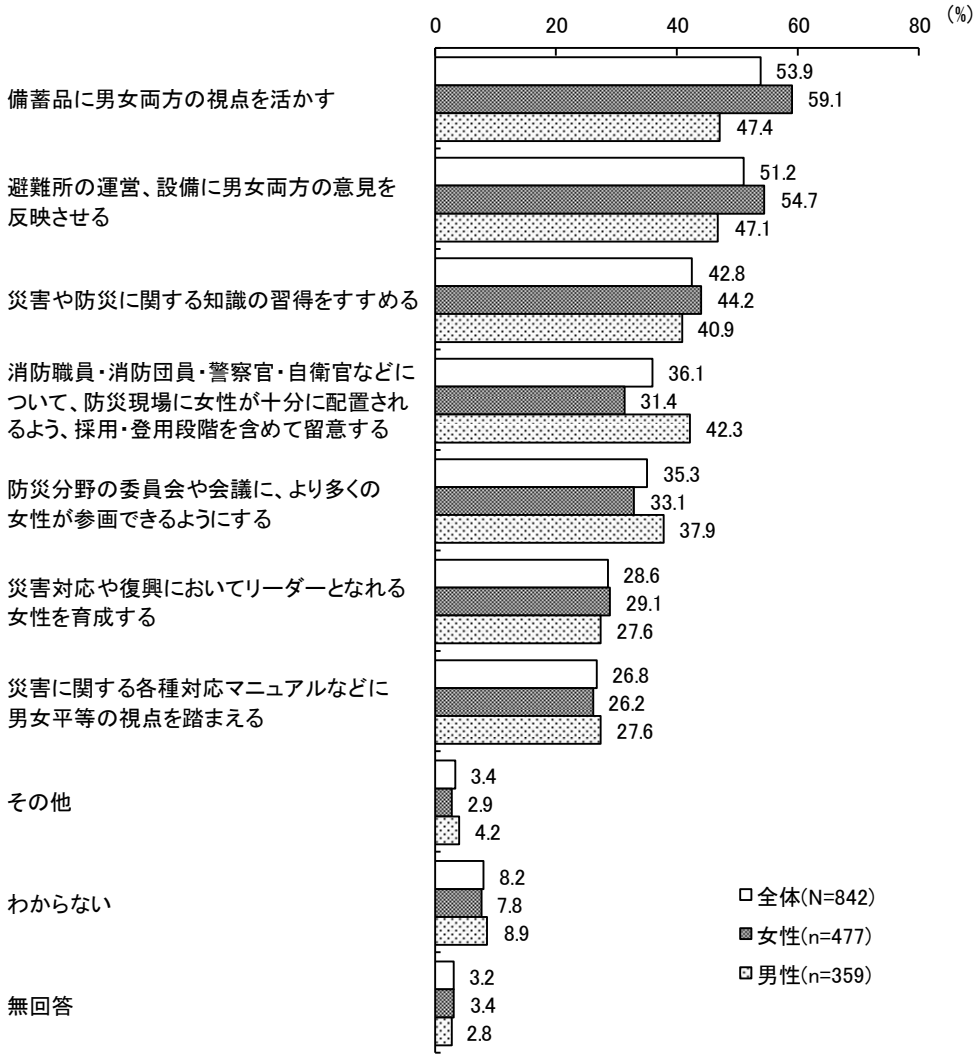

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

現状と課題③　政策・方針決定過程への女性の参画の促進

政策や方針等の意思決定における男女共同参画を進めていくためには、区民一人ひとりが社会や政治に関心をもち、あらゆる分野の政策・方針決定の場に参画できる環境づくりを進めることが重要です。

委員会等に占める女性の割合は2008（平成20）年から2018（平成30）年までの10年間で35.5%から33.3%と低くなっています。また、区議会議員の女性の占める割合は、2008（平成20）年の27.5%から2018（平成30）年の26.3%へとわずかに低くなっています。

区民意識調査によると、政策や方針決定過程に女性の参画が少ない理由として、「男性優位の組織運営であるから」が最も多く、「性別による役割分担や性差別の意識があるから」、「女性の参画を積極的に進めようと意識する人が少ないから」が続いています。

課題

委員会等や庁内における政策や方針の決定過程に女性の参画を促進することが必要です。

図表Ⅳ-5　委員会等への女性の参画状況の推移（品川区）

		女性	男性	合計	女性の割合
2018（平成30）年	行政委員会	3	10	13	23.1%
	審議会等	362	725	1,087	33.3%
2008（平成20）年	行政委員会	2	11	13	15.4%
	審議会等	351	639	990	35.5%
2000（平成12）年	行政委員会	2	11	13	15.4%
	審議会等	221	557	778	28.4%

資料：品川区
2018（平成30）年4月1日現在

図表Ⅳ-6　区議会議員の女性の占める割合比較（品川区）

	女性	男性	合計	女性の割合
2018（平成30）年	10	28	38	26.3%
2008（平成20）年	11	29	40	27.5%
2000（平成12）年	10	32	42	23.8%

資料：品川区
2018（平成30）年4月1日現在

図表Ⅳ-7　政策や方針決定過程に女性の参画が少ない理由（全体、性別：複数回答）

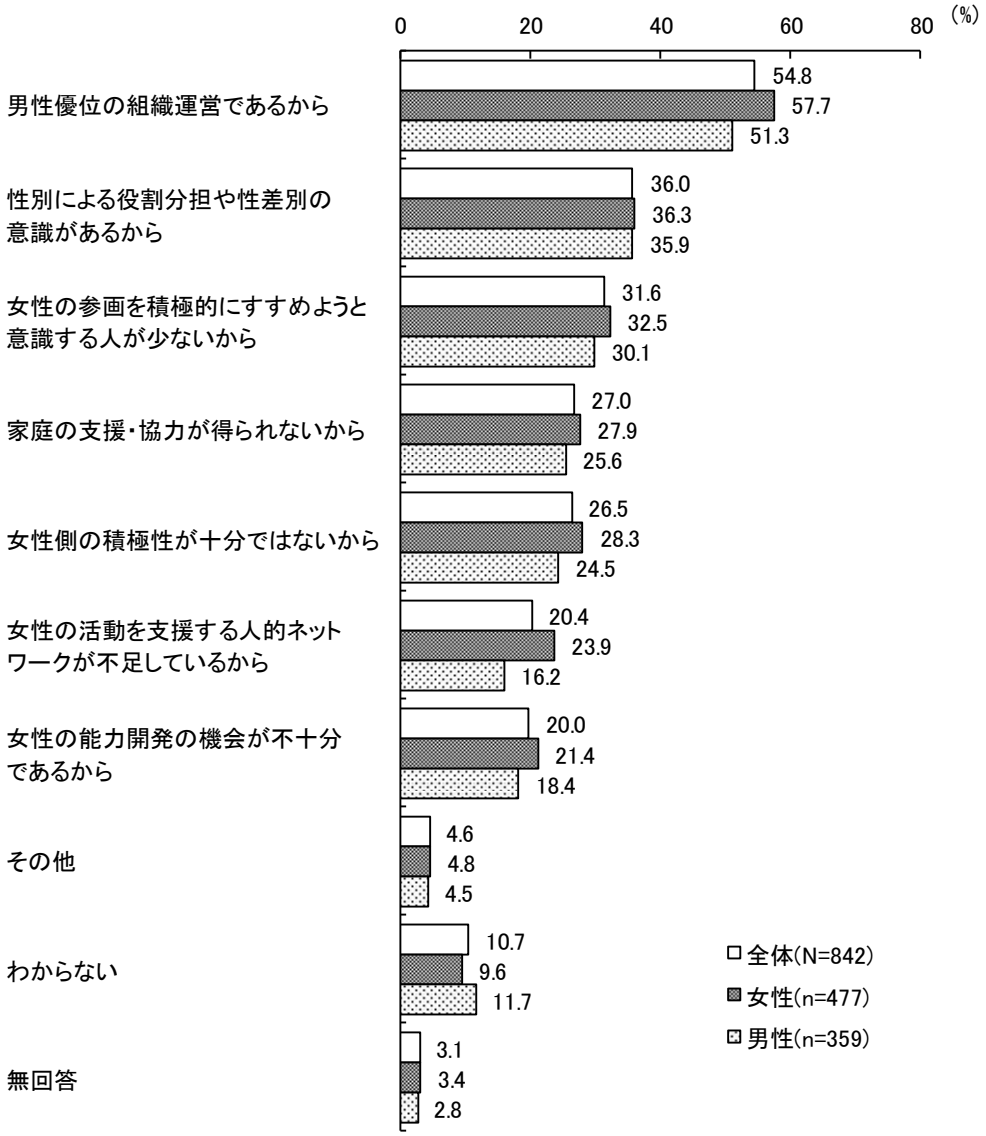

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

現状と課題④　男女共同参画センターの機能の充実

男女共同参画の視点から、身近な暮らしの場や仕事の場のある地域の課題を解決する拠点として、男女共同参画センターは重要な役割を果たしています。

区民意識調査によると、品川区男女共同参画センターの認知度・利用状況として、《認知度（「利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」の合計）》は、区民では 17.9%、事業所では 35.3%となっています。また、品川区男女共同参画センターに期待する事業についてみると、「家庭、仕事、人間関係などで生じた問題を中心とした相談事業の実施」が最も多く、「講座、セミナーなどの学習・研修事業」、「区民・区民団体の活動の支援、活動場所の提供」が続いています。

課題

さらに品川区男女共同参画センターの認知度を高めるとともに、相談事業や講座等の開催、区民団体の支援等を充実する必要があります。

図表Ⅳ-8　品川区男女共同参画センターの認知度･利用状況（全体）

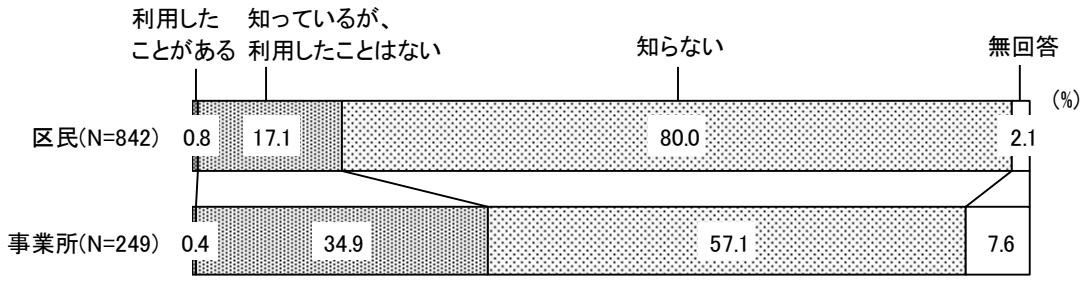

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

図表Ⅳ-9　品川区男女共同参画センターに期待する事業（全体、性別：複数回答）

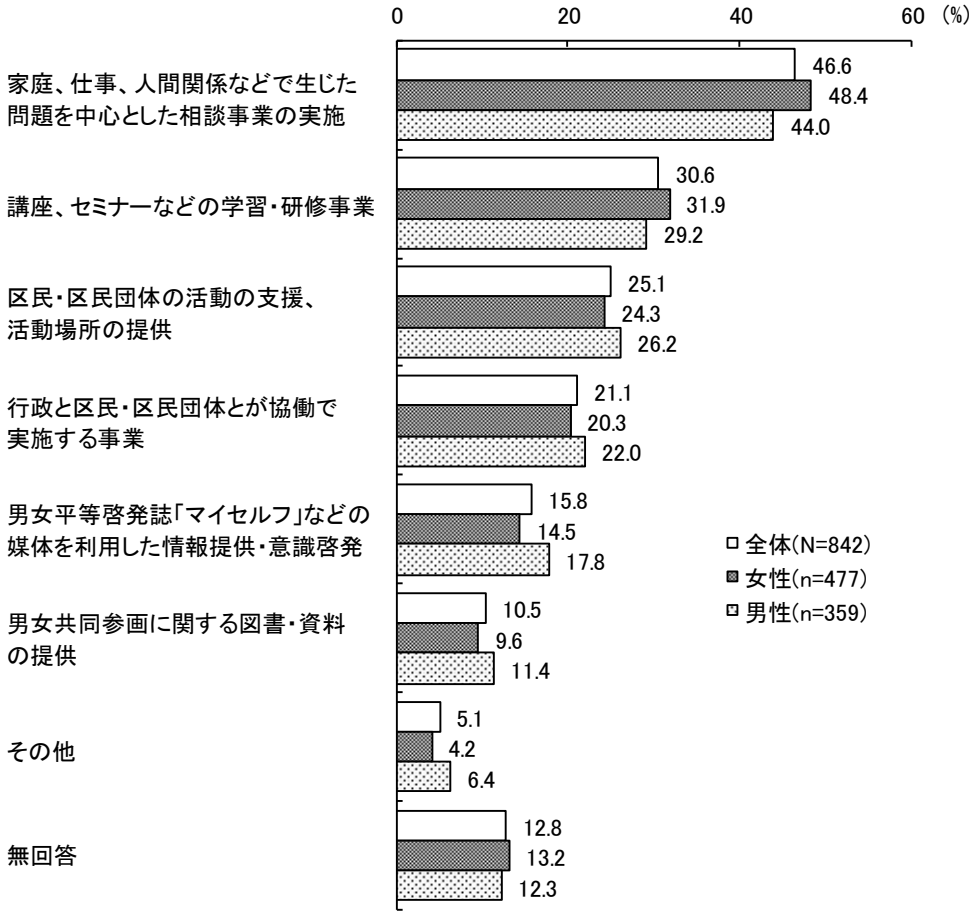

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

1 地域活動における男女共同参画の推進

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動における男女共同参画を推進するため、地域活動者・団体に地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢などにより役割を固定化しないよう男女平等意識の啓発を行います。

①地域活動者への男女平等意識の啓発

取組み	内容	担当課
男女平等の視点に基づく講座やイベントの地域活動者への広報	男女平等の視点に基づく講座やイベントの実施について、町会・自治会、防災区民組織などの防災関連機関、民生委員等の地域活動者・団体に積極的に広報し、地域活動における男女共同参画を推進します。	人権啓発課

(2) 地域活動に参画しやすい環境づくり

子育て中や働く区民が、ワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、男女ともに地域活動に参画するための基盤整備や仕組みづくりをとおして、それぞれのライフスタイルに合った活動が展開できるよう支援します。

①地域活動に参画するきっかけづくり

取組み	内容	担当課
区が実施する事業における託児の充実	区が実施する講座やイベントについて、子育て中の人が参加しやすいように託児を充実します。	関係各課
地域活動・ＮＰＯ活動入門講座	地域活動・NPO 活動へのきっかけづくり、仲間づくり、既存の地域団体との交流を目的に、区民向け講座を実施します。	地域活動課
品川区民まつり（13 地区）	毎年７月に区内各地で行われる区民まつりの開催の支援をします。	地域活動課

②地域活動の充実

取組み	内容	担当課
シニア世代の活動支援の充実	団塊の世代が高齢期を迎えていることから、そのニーズに対応した地域における社会参加の機会と場を提供することにより、シニア世代の活動支援を充実します。	高齢者地域支援課
地域貢献ポイント事業 【再掲】（104 ページ）	概ね60歳以上の高齢者を対象に、区、ＮＰＯ法人、社会福祉法人などが実施する指定ボランティア活動を行うことによりポイントを付与します。ポイントは社会福祉団体へ寄付したり区内共通商品券と交換することなどができます。	高齢者地域支援課
地区支え愛活動会議	町会・自治会、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、ＰＴＡなど様々なメンバーが参加し、情報交換や地域に密着した支援活動を行う「地区支え愛活動会議」を定期的に開催します。	地域活動課 福祉計画課

2 防災・まちづくりにおける男女共同参画

(1) 防災分野における多様な視点の反映

安全で安心できるまちづくりに向けて、区の地域防災計画の策定過程から女性の参画を進め、防災区民組織や避難所運営、備蓄品等に男女共同参画の視点が盛り込まれるように配慮します。

①防災における女性の参画の推進

取組み	内容	担当課
多様な視点を取り入れた地域防災計画の見直し	地域防災計画の見直しにおいて、多様な視点を取り入れるために、品川区行動計画推進会議をはじめとした多様な審議会・委員会から意見聴取を行います。	防災課
避難所連絡会議・避難所運営会議への幅広い人材の参画の促進	区民避難所の運営は、女性や高齢者・障害者等、多様な視点での配慮が必要なため、避難所連絡会議・避難所運営会議には女性や青年、子育て中の世代、福祉関係者など幅広い人材確保に努めます。	防災課
防災区民組織への女性の参画の促進	防災区民組織の育成・強化を進めるに当たっては、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努め、女性や子育て中の世代など幅広い人材から避難所運営等のリーダーを育成できるよう支援します。	防災課

②男女の視点を取り入れた防災対策

取組み	内容	担当課
避難所の運営における男女のニーズの違いや性自認の多様性等への配慮	区民避難所の運営について、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや性自認の多様性等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、区民避難所における安全性とプライバシーの確保など、女性や子育て家庭、要配慮者等、多様なニーズに配慮した区民避難所の運営に努めます。	防災課
男女に配慮した備蓄品の設置	備蓄品については、要配慮者や女性等、多様な視点を念頭に、内容の充実を図ります。特に女性や乳児の視点に配慮した物資（生理用品やおむつ等）の備蓄については、量的質的な拡充を引き続き推進します。	防災課

(2) まちづくりにおける女性の参画の拡大

まちづくりに男女共同参画の視点が盛り込まれるように、より一層女性の参画を促進します。

①まちづくりへの女性の参画の拡大

取組み	内容	担当課
まちづくりへの女性の参画促進	まちづくりにあたり、より一層女性の参画を促します。	都市計画課

3 政策・方針等の意思決定における男女共同参画

(1) 審議会等への男女共同参画

女性の参画率の目標設定を行い、審議会や委員会における委員に女性の登用を促進します。

①審議会等の男女比率の改善

取組み	内容	担当課
審議会、委員会への女性委員の参画促進	審議会や委員会における男女がそれぞれ 40～60%の比率で構成されるよう、その参画目標値を 40%とします。	関係各課

(2) 区役所における男女共同参画推進体制の充実

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく、品川区特定事業主行動計画により、女性職員の活躍を推進する職場環境づくりを推進します。

①女性職員が昇任試験を受けやすい環境整備

取組み	内容	担当課
女性職員への管理職や係長等の昇任試験の受験勧奨	行政の政策立案に大きく関わり、責任ある立場にたつ管理職や係長への選考に、多くの女性がチャレンジしていくように働きかけます。管理監督者への女性の任用状況調査、昇任選考の試験日における保育場所の設置も行います。	人事課
女性職員に向けた講座、ガイダンス	管理職選考ガイダンス（体験談、管理職からの講話等）、合格者を講師とした勉強会を実施するとともに、職員報により女性管理職員等の働き方を積極的に紹介します。	人事課

②人材育成研修の推進

取組み	内容	担当課
人権問題研修	管理職および一般職員を対象に、基本的人権に対する理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的として実施し、男女平等意識の啓発および男女共同参画の視点にたった職員の育成を図ります。	人権啓発課 人事課
女性活躍支援・推進の取組み拡充	女性職員の活躍を推進していくため、講演会等を実施し、男女問わず育児や介護等に参画しやすい職場環境についての理解促進を図ります。	人権啓発課 人事課

4 男女共同参画センターの機能の充実

(1) 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会実現に向け、本計画の基本目標と施策を推進するため、男女共同参画センターの機能を充実します。また、様々な媒体を活用した情報提供、関心の高いテーマの事業実施等により、男女共同参画センターの認知度向上を図ります。

①意識啓発のための情報発信と学習機会の提供

取組み	内容	担当課
啓発講座・フォーラム	男女共同参画推進フォーラムを開催する他、多様性尊重、女性の活躍、DV・デート DV 防止などをテーマに、社会状況、区民の関心に応じた啓発講座等を実施します。	人権啓発課
男女平等啓発誌「マイセルフ」・パンフレットの発行	啓発誌「マイセルフ」および、DV・デート DV、ワーク・ライフ・バランス等各種啓発パンフレットを発行し、男女共同参画に関する情報提供・啓発を行います。	人権啓発課
区広報紙、ホームページ、SNS 等による情報提供・啓発	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動などにあわせ、区広報紙、ホームページ等、各種媒体を利用して情報提供・啓発を行います。	人権啓発課
区主催イベントにおける情報提供・啓発	人権のひろば、成人式など区主催イベントでのパネル展示やパンフレット配布による情報提供・啓発を行います。	人権啓発課
資料コーナーにおける情報提供	資料コーナーで、他自治体や関係機関の発行するパンフレット・報告書など男女共同参画に関する情報を収集・展示します。 人権・DV・女性視点の防災などに関する啓発パネルを展示し、わかりやすく解説します。	人権啓発課

取組み	内容	担当課
区職員への啓発、情報提供	研修への協力、庁内ネット等の活用による情報提供を行い、区職員の意識啓発を図ります。	人権啓発課
意識・状況調査	定期的に意識・状況調査を行い、男女共同参画等に関する区民の意識と現状を把握し、施策に生かします。	人権啓発課

(2) 区民との協働・交流支援

男女共同参画を目的とする団体と連携・協働し、区民の意識啓発を図るとともに、区民の交流の場を提供します。

①啓発事業における区民との協働

取組み	内容	担当課
区民参加によるフォーラムの開催	区民による企画運営委員会と共催で男女共同参画フォーラムを開催します。	人権啓発課
啓発誌「マイセルフ」の編集における連携	区内大学の学生と協働・連携し、啓発誌「マイセルフ」を企画編集します。	人権啓発課

②男女共同参画に向けた交流の支援

取組み	内容	担当課
関係団体との連携・協働による啓発、交流の場の提供	男女共同参画の推進、DV 防止や性的（セクシュアル）マイノリティの支援を目的とする団体等と連携・協働し、交流会や講座による意識啓発を図るとともに、区民の交流の場を提供します。	人権啓発課
会議室・交流室の提供	男女共同参画を目的とする団体・グループの活動の場として、会議室・交流室を提供します。	人権啓発課

(3) 相談機能の整備

生き方や人間関係などの様々な悩みに関して、専門の相談員が傾聴、情報提供を行います。誰もが安心して相談しやすいよう、機能整備を行います。

①相談機能の充実と整備

取組み	内容	担当課
総合相談	生き方や人間関係、性自認・性的指向、ハラスメント、DV、離婚などの様々な悩みを相談しやすいよう、女性弁護士による面接相談と、女性カウンセラーによる面接相談・電話相談、DV 相談を行います。 相談者の性別は問いません。	人権啓発課
配偶者暴力相談支援センター機能の整備 【再掲】（75 ページ）	配偶者暴力被害者支援の中心的役割を果たす機関としての配偶者暴力相談支援センター機能の整備を進めます。	人権啓発課

第４章　計画を推進するために

1 推進・進行管理体制

(1) 区の推進・進行管理体制

計画の推進にあたっては、各施策についての進捗・効果を定期的に検証、評価し、事業の実施や見直しに反映させます。また、社会状況の変化などを鑑み、概ね５年後に計画の見直しを行い、数値目標を活用しながら進捗状況や成果を把握していきます。

①行動計画推進会議

区民の理解と協力を得て男女共同参画社会をめざすために、区民と学識経験者で構成される会議を設置し、本計画の推進状況の点検および施策への提言を行います。

品川区では、「行動計画推進会議」を 1981（昭和 56）年から設置しています。2017（平成 29）年度の第 16 期行動計画推進会議まで、諮問への報告書を上程しました。

②行政連絡会議

庁内の横断的組織として「男女共同参画行政連絡会議」を開催し、計画の進捗状況を確認しながら、全庁をあげて本計画の推進を図ります。品川区における男女共同参画に関する施策の総合調整、今後に向けた課題等やその他推進施策全般について協議します。

③男女共同参画センター

男女平等・男女共同参画意識の醸成、女性活躍推進社会の啓蒙、配偶者暴力等の暴力の防止に向けた支援等、区民および全庁職員に対する啓発事業を実施し、情報の収集・提供を行い、活動の輪を広げていきます。

(2) 区民との連携・協働による計画の推進

①男女共同参画をめざす関係団体との連携・協働

男女共同参画をめざす団体・グループと連携・協働し、区民の意識醸成を図ります。また、区民の交流の場を提供します。

②区民への意識調査等の実施

区民の男女共同参画等に関する意識の把握、本計画の策定の基礎資料とするため、「男女共同参画等に関する区民意識・事業所状況調査」を 2017（平成 29）年度に実施しました。

今後、定期的に区民および事業所に対する調査を行い、男女共同参画、平等・人権尊重の意識と実態を把握し、施策の検討および計画の見直しの参考とします。

(3) 国・都・他区市町村等との連携

①国・都・他区市町村との連携

国や東京都の動向を踏まえ、連携しながら計画を推進します。また、他区市町村とも協力し、情報の交換や収集に努め、連携しながら事業を展開します。

②国・都への要望

法律・政令・都条例等の制定、改正など、区独自では解決できない問題等への対応について、国や東京都に働きかけていきます。

2 計画の進行管理方法

(1) PDCA サイクルによる進行管理

本計画の進捗にあたってはＰＤＣＡサイクルによる進行管理を活用して、行動計画推進会議において、本計画の取組みの推進状況について評価や取組みの見直し等を行います。また、概ね５年後に数値目標について評価を行い、進捗状況や成果を把握し、計画の見直しを実施します。
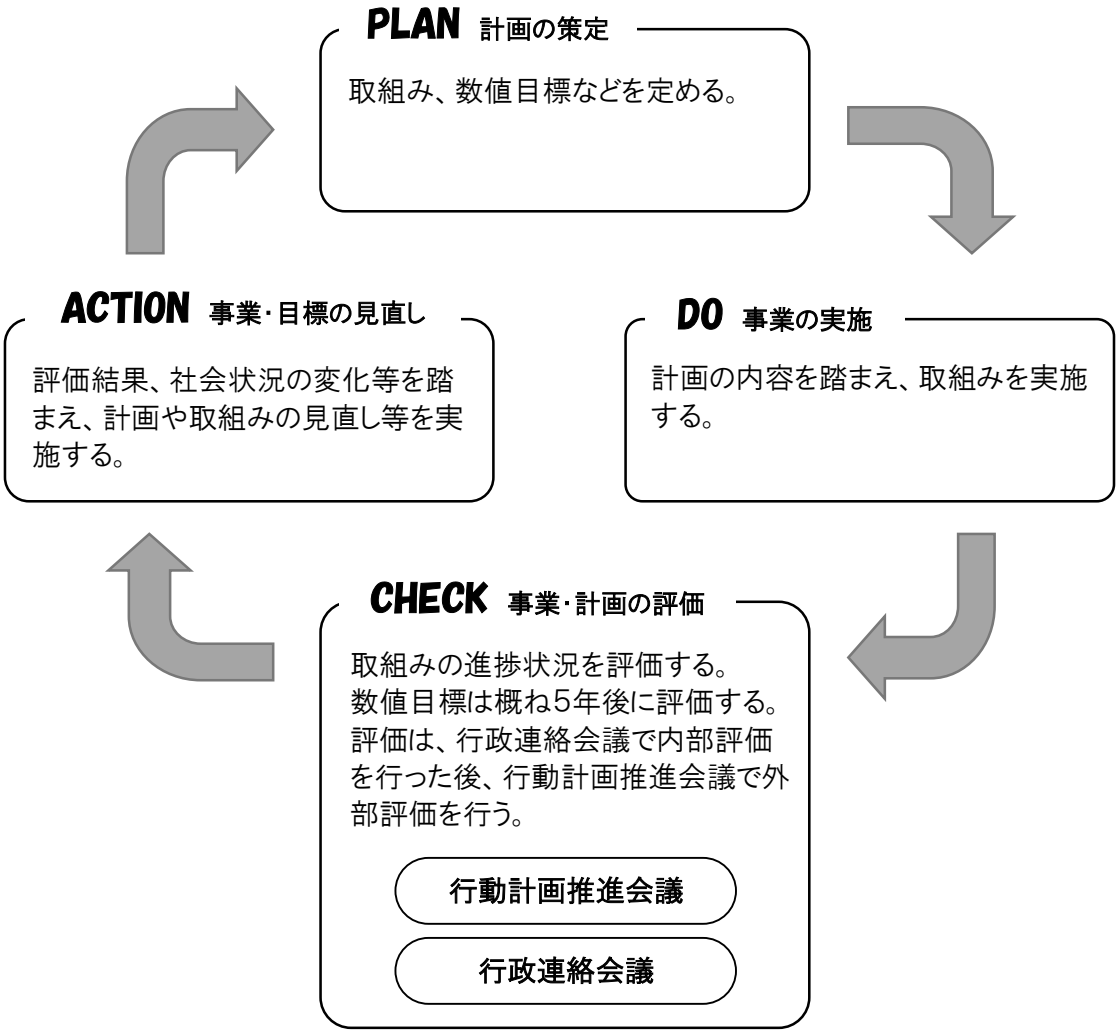
■ 計画の進行管理方法 ■